

R8-12 国営昭和記念公園

収益施設等設置管理運営規定書

令和 8 年 2 月

目次

はじめに

第1編 国営昭和記念公園収益施設等設置管理運営共通規定書

第1章 総則	1
第2章 マネジメント（運営管理）	17
第3章 ホスピタリティ（施設利用者対応）	22
第4章 安全衛生管理	24
第5章 施設管理	33
第6章 財産管理	35

第2編 国営昭和記念公園収益施設設置等管理運営個別規定書

第1章 駐車場	37
第2章 レンタサイクル施設	43
第3章 飲食施設及び物販施設	48
第4章 船遊施設	52
第5章 園内交通施設	56
第6章 バーベキューガーデン	62
第7章 うんどう広場 用具貸出	66
第8章 自主事業における行催事等	69
第9章 自動販売機	71
第10章 コインロッカー	73
第11章 有料シャワー	75

はじめに

本規定書は、国営昭和記念公園の一元的な運営維持管理を進めるに当たり必要な利用者サービス向上のための収益施設である駐車場、レンタサイクル施設、飲食・物販施設、船遊施設、園内交通施設、バーベキューガーデン、うんどう広場用具貸出、自動販売機、コインロッカー、有料シャワーの管理運営業務及び自主事業において、遵守すべき法令類や規範等の基本事項を取り纏めたものである。

国営昭和記念公園の運営維持管理業務を実施する事業者が独立採算で行う収益施設等設置管理運営業務の指針として、また許可申請時における管理運営要領の作成に際して、本規定書を参考にされたい。

第1編 国営昭和記念公園収益施設等設置管理運営共通規定書

第1章 総則

第1条 履行場所及び履行期間

1. 履行場所

施設名称 国営昭和記念公園

所在地 東京都立川市・昭島市

敷地面積 169.4ha 注)

注) 対象敷地は国営昭和記念公園（以下「本公園」という。）の供用区域であり、その面積は、令和8年4月現在、約169.4haである。うち、収益施設許可面積は約10.1ha（予定）。なお、現時点（令和8年4月現在）では、詳細未定であるが、官民連携事業の導入を別途検討しており、都市公園法第5条に基づき第三者に公園施設の設置及び管理を許可することとなった場合、対象となる区域や施設の管理について、収益施設等設置管理運営業務の実施期間中に各規程の変更に関する協議を行う場合がある（詳細は、別添60官民連携関連資料を参照のこと）。

■対象となる収益施設は以下のとおり（別紙3「収益施設一覧」、別添56「国営昭和記念公園収益施設運営対象区域図」参照）。なお、対象となる自主事業施設は別途事業者の提案に基づき協議するものとするが、過年度許可済の施設設置箇所は対象外とする（別紙48「既設自主事業施設一覧」参照）。

公園施設の名称			許可面積(予定) (m ²)※1	備考
1 駐車場	①	立川口駐車場	68,170	
	②	西立川口駐車場	14,400	
	③	砂川口駐車場	15,000	
2 レンタサイクル施設	①	立川口サイクリングセンター	830	
	②	西立川口サイクリングセンター	620	
	③	砂川口サイクリングセンター	618	
3 飲食施設	①	ふれあい広場レストラン	863(内建築 374)	
	②	レイクサイドレストラン	781(内建築 336)	
	③	渓流広場レストラン	2,079(内建築 250)	
4 物販施設	①	みんなの原っぱ中央売店	86	自動販売機置場を含む
	②	みんなの原っぱ南売店	68	
	③	花木園売店	56	
	④	立川口売店	87	
	⑤	立川口軽飲食店売店	113	
	⑥	西立川口売店	59	
	⑦	こどもの森売店	53	
	⑧	砂川口売店	115	
5 船遊施設	①	船遊施設	278	
6 園内交通施設	①	停留所 10ヶ所	4	
	②	運転手詰所	19	
7 歓楓亭	①	歓楓亭(呈茶)	5	
8 バーベキューガーデン	①	バーベキューガーデン(うんどう 広場用具貸出含む)	333	
9 総合案内所カフェ	①	総合案内所カフェ	12	
10 花みどり文化センターカフェ	①	花みどり文化センターカフェ	51	
11 その他		自動販売機、コインロッカー、 有料シャワー		

※1 小数点以下は、四捨五入。

2. 履行期間

管理運営期間は、令和9年2月1日から令和13年1月31日までとするが、収益施設の現任施設等運営者あるいは収益施設の次期施設等運営者への引継ぎに際し、期間を変更することがある。ただし、期間の変更により発生する売上額の減少等損失について、関東地方整備局は補償しない。また、利用者の利便性の確保及び公園全体のマネジメントの観点から、期間変更時に収益施設の現任施設等運営者あるいは収益施設の次期施設等運営者の指示を受けることがある。

施設等運営者は、収益施設等設置管理運営業務（以下「本業務」という。）が適正かつ円滑に実施できるよう収益施設の現任施設等運営者から業務開始日までに必要な引継ぎを受け、開業に備えなければならない。

第2条 基本事項

本公園の一元的な運営維持管理を進めるに当たり必要な利用者サービス向上のための収益施設である駐車場、レンタサイクル施設、飲食・物販施設、船遊施設、園内交通施設、バーべキューガーデン、うんどう広場用具貸出、自動販売機、コインロッカー、有料シャワーの管理運営業務及び自主事業からなる本業務は、都市公園法第5条、第6条又は第12条の手続きを行った上で実施しなければならない。

第3条 本業務の目的

1. 本業務は、本公園内に設定された許可区域内の収益施設の管理運営を行うこと、また、公園の利便性や魅力をより一層高めるため、独立採算により行う行催事や繁忙期における臨時物販施設等の自主事業を行うことを目的とする。なお、本業務の実施に際して施設等運営者は、別紙4及び別添2に記載する本公園の設置目的や基本テーマ、運営維持管理基本方針、本公園全体のゾーン構成を十分に理解した上で、本公園内で実施される他の維持管理業務と連携しながら、創意工夫やノウハウを積極的に発揮し、公園利用者及び施設利用者が求める多様なニーズに対して質の高いサービスの提供で応えることで、本業務の遂行に努めなければならない。

第4条 用語の定義

本規定書にて使用する用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

1. 「関東地方整備局」とは、国営公園の管理主体者であり、R8-12国営昭和記念公園運営維持管理業務の発注者をいう。
2. 「収益施設」とは、公園利用者サービスの向上を図るため、事業者が独立採算により運営管理を行う施設であり、その使用に当たっては、都市公園法施行令（昭和31年政令第290号）第20条に基づき、施設使用料又は建物使用料及び土地使用料を納めることが必要となる場合がある。
3. 「国事務所」とは、国土交通省関東地方整備局国営昭和記念公園事務所をいう。
4. 「自主事業」とは、公園の利便性や魅力をより一層高めるため、調査職員と事前に協議し、都市公園法（昭和31年法律第79号）第12条及び第5条又は第6条に基づく許可を得た上

で、事業者の提案により土地使用料又は建物使用料等を納めて、独立採算により、臨時の飲食・物販施設の運営、通年での飲食・物販施設等の設置運営、指定する既存施設の改修による飲食・物販施設等の運営や行催事（広報を含む）を行う事業のこと。

また、自主事業である飲食・物販施設等の設置運営と指定する既存施設の改修運営においては、優良な投資として利益の一部を国営公園の利用促進及び利便性向上等に寄与するものに支出するもの（既存の収益施設の内装・外装のリニューアル等）とする。

5. 「自主事業施設」とは、自主事業のうち、新設、または既存施設を改修して飲食・物販施設等の運営管理を行う施設のこと。
6. 「施設等運営者」とは、収益施設及び自主事業施設（以下「収益施設等」という。）の管理運営に関する許可を受けた事業者のこと。
7. 「調査職員」とは、R8-12 国営昭和記念公園運営維持管理業務において、契約図書に定められた範囲内において、事業者又は事業者が指定する職員に対する指示、承諾又は協議等の職務を行う発注者の指定する職員で、総括調査員、主任調査員及び調査員を総称していう。
8. 「事業者」とは、本公園の運営維持管理者として、R8-12 国営昭和記念公園運営維持管理業務を受注したこと。
9. 「収益施設等設置管理運営業務責任者」とは、施設等運営者として本規定書第2編「国営昭和記念公園収益施設等設置管理運営個別規定書」に記載されている本業務全体を監理する者のこと。
10. 「施設担当責任者」とは、施設等運営者として各収益施設等を個別に監理する者であり、主に各収益施設等の利用指導や事故報告等を担当する業務従事者のこと。
11. 「公園利用者」とは、有料区域・無料区域を問わず、公園を利用する者のこと。
12. 「施設利用者」とは、収益施設等を利用する者のこと。
13. 「許可区域」とは、本業務の管理運営を許可された範囲内のこと。
14. 「管理施設」とは、許可区域内にある建築躯体及び建築設備等施設のこと。
15. 「管理備品」とは、本業務の実施に必要な機器備品類で、あらかじめ許可区域内若しくは建築施設内に設置されているもののこと。
16. 「特定備品」とは、本業務の実施に必要な厨房器具、什器及び運営に必要な設備等機器備品類で、施設等運営者が持ち込んだもののこと。
17. 「指示」とは、本規定書の定めに基づき、関東地方整備局又は調査職員が施設等運営者に対し、本業務の実施上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。また、関東地方整備局が施設等運営者に対し、業務の適切かつ確実な実施を確保するために必要があると認められるときに、必要な措置をとらせること。
18. 「通知」とは、関東地方整備局若しくは調査職員が施設等運営者に対し、又は施設等運営者が関東地方整備局若しくは調査職員に対し、業務に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。
19. 「承諾」とは、施設等運営者が調査職員に対し、書面で申し出た業務の遂行上必要な事項について、調査職員が書面により業務上の行為に同意することをいう。
20. 「協議」とは、書面により本規定書の協議事項及び関東地方整備局が指示する事項について、関東地方整備局又は調査職員と施設等運営者が対等の立場で合議することをいう。さ

らに、協議結果を事業者が書面をもって記録することをいう。

- 2 1. 「確認」とは、本規定書に示された事項について、臨場若しくは関係資料によりその内容について本規定書との適合を判断すること。
- 2 2. 「報告」とは、施設等運営者が調査職員に対し、業務の遂行に係わる事項について、書面をもって知らせることをいう。
- 2 3. 「提出」とは、施設等運営者が調査職員に対し、業務に係わる事項について書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。
- 2 4. 「書面」とは、定められた様式または調査職員が指示する様式による、手書き、印刷等の伝達物を指し、発行年月日を記載し、記名（署名又は押捺印を含む）したものと有効とする。なお、情報共有システム等の活用した電子フォーマットも可とする。
- 2 5. 「利用料金」とは、収益施設等の使用やそれに伴うサービスの対価として、施設利用者から徴収する料金のこと。
- 2 6. 「施設使用料」とは、都市公園法施行令（昭和 31 年政令第 290 号）第 20 条に基づき、施設等運営者が関東地方整備局に納める公園の土地又は建物の使用に係る料金のこと。
- 2 7. 「建物使用料及び土地使用料」とは、本公園の土地又は建物を使用して臨時的な飲食・物販施設等を設置する場合に、「行政財産を使用又は収益させる場合の取扱いの基準について」（昭和 33 年蔵管第 1 号）に基づき関東地方整備局から金額を通知し、施設等運営者が関東地方整備局に納める料金のこと。
- 2 8. 「修繕」とは、施設、設備又は備品等の劣化した部分又は部材について、性能又は機能を原状あるいは事実上支障のない状態まで回復させること。
- 2 9. 「軽微な修繕」とは、電球等の交換や壁紙の一部補修等、市販の交換品や補修材を使用して専門の業者に委託することなく対応可能な修繕行為のこと。
- 3 0. 「改修」とは、施設、設備又は備品等の性能又は機能を従前より向上させる措置を行うこと。
- 3 1. 「保守」とは、施設、設備又は備品等の必要とする性能又は機能を維持する目的で行う消耗品又は材料の取り替え、注油、汚れ等の除去及び部品の調整等の軽微な作業を行うこと。
- 3 2. 「点検」とは、施設、設備又は備品等の機能及び劣化の状態を一つ一つ調べることをいい、機能に異常又は劣化がある場合、必要に応じて対応処置を判断する事を含む。

第 5 条 許認可申請等

1. 施設等運営者は、関東地方整備局に都市公園法第 5 条、第 6 条又は第 12 条に基づく許可申請を行うものとする。基本的には、「R8-12 国営昭和記念公園運営維持管理業務実施要項 4. 入札に参加する者の募集に関する事項」に基づき提案される「収益施設等運営計画書」（別紙様式 3）及び本規定書に記載されている条件によるものとする。ただし、申請された事業内容が本公園の利用にふさわしくない場合等、その実施を許可しない場合がある。なお、臨時売店については、本規定書第 2 編 第 3 章第 33 条「繁忙期の対応」に基づき関東地方整備局の許可を受けた設置場所、設置期間に限り、営業を行うことができる（別紙 47 「臨時物販施設等一覧」参照）。
2. 間取りの変更や増築等面積の変更、建物躯体に影響を及ぼす造作等大規模な改修等、許可

の変更を要する場合は、関東地方整備局と協議の上、管理許可の変更申請を行う。さらに、業務を完了する場合は廃止に係る手続きを行うものとする。ただし、本規定書第2編第89条に基づく協議が整った場合を除く。

3. 施設等運営者は、実施する事業に係る許認可等各種法令で必要な許可の取得や届出については、所定の期日までに施設等運営者の責任で行うものとする。また、業務を完了する場合は、廃止に係る手続きを行うものとする。

第6条 法令等の遵守

施設等運営者は、業務の履行に当たり本規定書及び関東地方整備局の指示に従うほか、法令の規定を遵守しなければならない。

第7条 準拠規定

本業務の遂行に当たっては、次の各号に掲げる基準等に準拠する。なお、業務期間中に基準等の改定・更新等が行われた場合には、最新の基準等に準拠するものとする。

1. 都市計画法
2. 都市公園法
3. 道路交通法
4. 景観法、屋外広告物条例
5. 建築物における衛生的環境の確保に関する法律、建築物環境衛生管理基準（厚生労働省）
6. 消防法（消防庁）
7. 建築基準法
8. 労働基準法、労働安全衛生法
9. 下水道法
10. 水道法
 11. 水質汚濁防止法
 12. 净化槽法
 13. 食品衛生法
 14. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
 15. 大気汚染防止法
 16. 騒音規制法
 17. 振動規制法
 18. 個人情報の保護に関する法律
19. 高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律
20. 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律
 21. 電気事業法及びこれに基づく政令等
 22. 電気設備に関する技術基準を定める省令
 23. 電気工事士法
 24. 建築保全業務共通仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
 25. 建築保全業務報告書作成の手引き（国土交通省大臣官房官庁営繕部）

- 2 6. 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
2 7. 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
2 8. 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
2 9. 公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
3 0. 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
3 1. 公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
3 2. 移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める省令
3 3. 移動等円滑化の促進に関する基本方針（国家公安委員会、総務省、国土交通省）
3 4. 都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン【改訂版第2版】（国土交通省）
3 5. 公園のユニバーサルデザインマニュアル（公益財団法人 都市緑化技術開発機構 公園緑地バリアフリー共同研究会編）
3 6. 都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改訂第3版）（国土交通省都市・地域整備局公園緑地・景観課）
3 7. 都市公園における遊具の安全確保に関する指針（別編：子どもが利用する可能性のある健康器具系施設）（国土交通省）
3 8. 「公園施設の安全点検に係る指針（案）」（国土交通省）
3 9. 国土交通本省委託契約取扱要領（別添2）
4 0. レッドリスト（2020及び2025）（環境省自然環境局）
4 1. 東京都の保護上重要な野生生物種（本土部）～東京都レッドリスト～2020年版
4 2. 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律
4 3. 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律
4 4. 猛禽類保護の進め方（改訂版）（環境省自然保護局野生生物課編）
4 5. 土木工事標準仕様書
4 6. 土木工事施工管理基準
4 7. 工事記録写真撮影基準
4 8. 電気通信設備工事標準仕様書
4 9. 機械設備工事標準仕様書
5 0. 測量・調査・設計業務必携
5 1. 土木工事必携
5 2. 土木工事施工管理の手引き
5 3. 河川法
5 4. 建設業法
5 5. 建設工事に係る資材の再資源化に関する法律
5 6. 国有財産法、会計法、会計検査院法、国の債権管理等に関する法律
5 7. 遺失物法
5 8. 鉄道事業法
5 9. 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律
6 0. 警備業法
6 1. 原状回復をめぐるトラブルとガイドライン（再改訂版）

- 6 2. 都市公園の樹木の点検・診断に関する指針（案）（国土交通省）
- 6 3. 公園緑地工事共通仕様書（国土交通省都市局公園緑地・景観課）
- 6 4. 発達障害、知的障害、精神障害のある方とのコミュニケーションハンドブック
(国土交通省総合政策局安心生活政策課)
- 6 5. 不正アクセス行為の禁止等に関する法律
- 6 6. 公園施設長寿命化計画策定指針（案）（改訂版）
- 6 7. 地方税法
- 6 8. 地球温暖化対策の推進に関する法律
- 6 9. 雇用保険法
- 7 0. 労働者災害補償保険法
- 7 1. 健康保険法
- 7 2. 行政機関の保有する情報の公開に関する法律
- 7 3. ガス事業法
- 7 4. 高圧ガス保安法
- 7 5. ボイラー及び圧力容器安全規則
- 7 6. 事務所衛生基準規則
- 7 7. 官公庁施設の建設等に関する法律
- 7 8. 船舶職員及び小型船舶操縦者法
- 7 9. その他、関係諸法令

第8条 施設等運営者の義務

1. 施設等運営者は、常に公園利用者及び施設利用者の安全に配慮するとともに、施設等運営者の責任において常に施設を含む周囲の観察を行い、本業務について善良なる管理者の注意をもって実施する義務を負うものとする。なお、異常を確認した場合、速やかに調査職員に報告しその指示に従うものとする。
2. 施設等運営者は、施設が国営公園内にあることを鑑み、その公共性に十分配慮するとともに、国営昭和記念公園設置の意義を踏まえて行動すること。
3. 施設等運営者は、収益施設等の適正な管理を保持しつつ、施設の管理運営に際して創意工夫やノウハウを積極的に發揮し、本業務の遂行に努めなければならない。
4. 施設等運営者は、繁忙日には、利用者数を想定し、臨時駐車場の確保や早期開場、行催事開催時には、園内交通施設の運行休止やルート・運行時間の変更等を行わなければならぬ。
5. 施設等運営者は、関東地方整備局が行う安全管理行為（例：緊急安全点検、防災訓練、安全パトロール、消防訓練等）への参加・協力・実施等、関東地方整備局の求めに応じて、積極的に協力しなければならない。
6. 施設等運営者は、関東地方整備局が行う各種会議等（例：公園に関する会議、監査・検査、視察、式典等）への参加・協力、行催事開催時に営業時間の変更、要人案内等に対して、関東地方整備局や事業者の求めに応じて、積極的に協力しなければならない。

7. 施設等運営者は、関東地方整備局又は調査職員から公園に関する調査、又は作業の指示等があった場合には、迅速、誠実かつ積極的な対応を行うこと。
8. 管理運営要領の策定及び管理運営に際して、同じ国営公園内において異なる施設を管理する施設等運営者や事業者と相互連携を保ち、適切に進捗管理を行いつつ実施しなければならない。
9. 別添21「国営昭和記念公園における行為の禁止等に関する取扱要領」を参考に、収益施設の運営にあたること。
10. 施設等運営者は、本業務の実施に当たって、常に関東地方整備局と密接な連絡をとり、本業務の目的の達成を図るものとし、その実施状況を記録しておくものとする。なお、事故(疑い含む)等管理瑕疵の恐れがある事案については、速やかに国事務所に報告を行うものとする。

第9条 景観への配慮

施設等運営者は、収益施設の運営、特に臨時売店の自主事業を含む飲食施設や物販施設の設置・管理運営においては、施設周辺の景観を阻害することのないよう、景観への配慮に努めなければならない。

第10条 関東地方整備局と施設等運営者の責任分担

本業務を実施するに当たり、関東地方整備局と施設等運営者の責任分担を下表「責任分担表」とおりとする。ただし、「責任分担表」に定める事項に疑義が生じた場合、又は、「責任分担表」に定めのない事項については、関東地方整備局と施設等運営者の間で十分に協議の上決定するものとする。

関東地方整備局と施設等運営者の責任分担表

項目	内容	公園 管理者	施設等 運営者
収益業務管理	収益行為全般		○
収益施設等設置管理	供用区域内の設置管理施設、管理備品の管理		○
苦情・要望対応	施設管理運営業務内容に対する施設利用者からの苦情、訴訟、要望への対応		○
	上記以外の場合	○	
事故・災害時対応	管理運営要領に記載された業務内容による対応		○
	施設等運営者の責めに帰する事由により発生した事故責任とその対応	○※1	○
	上記2項目以外の場合	○	
運営日時の変更	施設の運営日時の変更に伴う経費の増減		○
施設・物品等の修繕	施設等運営者の責めに帰すべき事由による場合(施設等運営者による管理が不適切なために修繕が必要になった場合も含む)		○
	収益施設の建物の構造に関わる部分を除く修繕に係る費用		○
	上記2項目以外の場合	○	
不可抗力	大規模な自然災害等の不可抗力により著しい損害を受けた場合に、施設を一時休止する等して行わなければならない施設、設備等の復旧等	○※3	○※2
	大規模な自然災害等に起因して施設の営業を一時休止する場合に発生する営業損失		○
公園利用者及び施設利用者への損害	施設等運営者の責めに帰すべき事由により、公園利用者及び施設利用者に損害を与えた場合(施設等運営者の不適切な施設管理による公園利用者及び施設利用者の怪我等)		○
	共通仕様書第31条の保険の付保に係る場合		○
	上記以外の場合	○	
関東地方整備局又は第三者への損害	施設等運営者の責めに帰すべき事由により、関東地方整備局又は第三者に損害を与えた場合		○
	上記以外の場合	○	
第三者との紛争	施設等運営者と第三者との間で生じた紛争の解決		○
	上記以外の場合	○	

※1 事故の処理に当たり、必要のあるときは、関東地方整備局は施設等運営者に協力する。

※2 収益施設に関する備品を対象とする。

※3 震災等大規模な自然災害の影響やウイルス等による感染症のまん延等の影響等、事業者の責めに拠らない理由で収益施設の収支バランスが大きく変わった場合、収益施設の建物の構造に関わる部分を除く修繕にかかる計画内容や責任分担の変更について、関東地方整備局に協議できる。

第11条 公租公課

- 施設等運営者は、厨房器具及び運営に必要な設備等を管理施設に新たに設置等により賦課される不動産取得税、固定資産税、都市計画税、償却資産税その他の公租公課について全て施設等運営者の負担とする。
- 施設等運営者は、地方税法第73条第7項(不動産取得税の納税義務者等)に定める手続き等、施設等運営者の賦課資産に係る公租公課の分離手続について関東地方整備局に協力するものとする。

第12条 運営日時等

- 収益施設の運営日時に関しては、本公園の開園日、開園時間に合わせ、個別施設の各章で定める運営日時を基に別に定めることを原則とするが、閑散期については、調査職員との

協議の上、一部の施設を運営しないことも可能である。運営しない日時については、期間に余裕をもって事前に周知するなど、来園者の混乱が生じないよう留意すること。また、運営方法の内容によっては調査職員との協議の上、当該運営日時を変更して運営することができる。

開園日・開園時間

エリア	期間	開園時間
供用区域	4月1日～3月31日	9:30～16:30

※令和9年2月からは6～9月及び12月～2月の毎週火曜日（火曜日が祝日の場合はその翌日休園。ただし火曜日の前後が祝休日の場合は、祝休日の翌日休園）及び12月31日、1月1日、1月の第3月曜日～その週の金曜日（5日間）を休園日とする予定。

※開園時間はイベント等により変更する場合がある（別紙18「開園時間延伸状況」参照）。

※繁忙期、行催事開催時等においては、本業務の受託者（以下「事業者」という。）が関東地方整備局に協議し、承諾を得た上で開園時間の変更を行うことができる。

※開園期間においても、定期点検等の実施により休園が必要な場合は、事業者が調査職員に協議し、承諾を得て休園とすることができます。

なお、以下のとおり無料入園日を設けることとし、当該年度の日付は概ね1ヶ月前までに通知する。

春の都市緑化推進運動／4月1日～6月30日【期間中1日】

秋の都市緑化月間／10月1日～10月31日【期間中2日】

敬老の日／9月第3月曜日【1日】※満65歳以上の者のみ無料

その他／立川まつり国営昭和記念公園花火大会当日【1日】

2. 関東地方整備局が、天変地異、社会的状況の著しい変化その他やむを得ない事由により、施設等運営者に対し一時休業若しくは営業廃止又は営業時間の変更を指示したときは、施設等運営者は異議を申し立てることはできないものとする。
3. 関東地方整備局は、前項の規定により施設等運営者が一時休業若しくは営業廃止又は営業時間の変更を行ったことによる損害について、その補填の責任は負わないものとする。
4. 施設等運営者の都合により施設を運営する日時等を変更する場合は、あらかじめ調査職員と協議を行う。

第13条 利用料金及び提供品目等

1. 各施設の利用料金については、周辺類似事例を参考としつつ、収益施設全体及び当該収益施設の継続的運営が可能となるよう、市場価格に準じて定めるものとする。なお、利用状況を勘案し、曜日や季節等によって異なる料金を定めることもできる。
2. 飲食・物販施設において提供・販売しようとする品目及び価格については、施設利用者の要望等にも配慮して定めるものとする。
3. 施設等運営者が、本規定書に基づき収益施設等の管理運営を行うに当たっては、利用料金

を施設利用者の見やすいところに表示しなければならない。ただし、利用料金が既に販売商品等に表示されていて、その価格が一般的に知られているものについては、この表示を省略することができる。

第14条 国有財産の施設使用料

1. 施設使用料の定めがある施設について

毎月の施設使用料については、歳入徴収官関東地方整備局総務部長が発行する納入告知書により、当月分を指定期日までに納入しなければならない。

指定期日までに施設使用料を支払わないときは、その翌日から納入の日までの日数に応じ、年3%の割合で計算した金額を延滞金として支払わなければならない。

関東地方整備局は、経済情勢の変動その他の事情の変更に基づいて特に必要のあると認める場合には、施設使用料を改定することができる。なお、風水害その他の事業者の責に帰すことができない事由により、長期間閉園が生じた場合の施設使用料の取扱については、関東地方整備局と施設等運営者の間で協議するものとする。

■ 施設使用料（現時点の目安）

		税抜き施設使用料
国営昭和記念公園収益施設1式		R4 約 936 万円／月

※面積等条件の変更により金額は増減する可能性がある。

【参考：個別施設毎の施設使用料の現時点の目安】

公園施設の名称			税抜き施設使用料(千円／月)
1 駐車場		① 立川口駐車場	R4 約 3,580
		② 西立川口駐車場	R4 約 1,048
		③ 砂川口駐車場	R4 約 952
2 レンタサイクル施設		① 立川口サイクリングセンター	R4 約 583
		② 西立川口サイクリングセンター	R4 約 405
		③ 砂川口サイクリングセンター	R4 約 330
3 飲食施設		① ふれあい広場レストラン	R4 約 131
		② レイクサイドレストラン	R4 約 220
		③ 渓流広場レストラン	R4 約 220
4 物販施設		① みんなの原っぱ中央売店	R4 約 79
		② みんなの原っぱ南売店	R4 約 61
		③ 花木園売店	R4 約 55
		④ 立川口売店	R4 約 100
		⑤ 立川口軽飲食店売店	R4 約 75
		⑥ 西立川口売店	R4 約 70
		⑦ こどもの森売店	R4 約 40
		⑧ 砂川口売店	R4 約 116
5 船遊施設		① 船遊施設	R4 約 201
6 園内交通施設		① 停留所 10ヶ所	R4 約 0.4
		② 運転手詰所	R4 約 36
7 歓楓亭		① 歓楓亭(呈茶)	R4 約 7
8 バーベキューガーデン		① バーベキューガーデン	R4 約 24
9 総合案内所カフェ		① 総合案内所カフェ	R4 約 18
10 花みどり文化センターカフェ		① 花みどり文化センターカフェ	R4 約 5

※ 1 施設使用料全体額と個別施設毎の施設使用料合計額が合致しないのは、端数調整によるものである。

※ 2 施設使用料は「行政財産を使用又は収益させる場合の取扱いの基準について」(S33. 1. 7 蔵管第1号)に基づき算定し、毎年4月1日に前年次使用料との調整を行い改定する予定である。

※ 3 施設使用料には別途消費税が課される。

2. 許可申請毎に納入すべき施設

施設等運営者は、施設使用料の定めのない土地又は建物を使用する場合は、許可申請毎に占用面積及び期間に応じ告知する建物使用料又は土地使用料を歳入徴収官関東地方整備局総務部長が発行する納入告知書により、納入告知の日から 20 日以内に納入しなければならない。

期日までに建物使用料又は土地使用料を支払わないときは、その翌日から納入の日までの日数に応じ、年3%の割合で計算した金額を延滞金として支払わなければならない。

【参考：個別施設毎の施設使用料について】

	公園施設	税抜き施設使用料(円／回)
1	臨時売店	(都度告知)
2	臨時駐車場	(都度告知)
3	自動販売機	(都度告知)
4	コインロッカー	(都度告知)
5	有料シャワー	(都度告知)

※1 令和7年の土地使用料は有料区域においては約10.9円／日・m²、無料区域においては約21.8円／日・m²、建物使用料は約55.6円／日・m²であった。

※2 土地使用料（占用期間が1ヶ月に満たない場合に限る）及び建物使用料には別途消費税が課される。

※3 土地使用料及び建物使用料は「行政財産を使用又は収益させる場合の取扱いの基準について」(S33.1.7 蔵管第1号)に基づき算定し、毎年9月1日に前年使用料との調整を行い改定する予定である

第15条 経費等の負担

1. 施設等運営者の負担範囲

- 1) 通常の飲食施設及び物販施設運営に関する一切の費用（営業に際し必要な許認可に関する経費、光熱水費等）、運営に関する備品等（建物除く）の費用、許可区域に関する建物管理費（清掃費、消耗品の購入、施設の点検整備、軽微な修繕、管理備品類の修理等）及び各種保険料、さらには施設等運営者自らが設置した工作物、設備等に係る補修又は改造等に係る経費は、施設等運営者の負担とする。なお、委託費で購入した設備・備品及び消耗品等を本業務で使用することはできない。
- 2) 施設等運営者が管理する収益施設等に係る法定点検については原則施設等運営者が点検を行うものとし、関東地方整備局が実施する法定点検との役割分担について協議の上、実施時期を調査職員に報告すること。点検結果については遅滞なく調査職員に報告すること。
- 3) 上記以外に定めのない費用については、調査職員と協議を行い、協議録を保管するとともに負担等を定めるものとする。

2. 光熱水費納付

1) 基本料金

基本料金については、サービス拠点施設全体の従量料金に対する収益施設の従量料金で関東地方整備局又は調査職員の指示の下、事業者が負担金額計算を行い、施設等運営者が負担するものとする。

2) 従量料金

水道及び電気料金については、個別にメーターを設置する等、各施設の使用料が切り分けられるようにし、その計量により負担するものとする。ガス、その他メーターが設置できない場合は調査職員と協議するものとする。なお、計算方法については変更する場合がある。

3. ごみ処分費用

ごみ処分費用については、施設等運営者と事業者との間で、発生量に応じて、応分の負担を行うこと。

4. 費用分担

光熱水費やごみ処分、さらにはこれら以外に関東地方整備局又は事業者と施設等運営者との間で費用分担を行う場合は、費用分担ルールについて協議すること。また、協議結果を残すこと。なお、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号。）に基づく温室効果ガスの排出抑制等の取組を推進するため、電力調達について、再生可能エネルギー電力や排出係数が低い電力に切り替えていくこととしているため、本業務の実施に係る電力調達も変更となる場合があり、光熱水費が過年度実績から上昇する可能性がある。

第 16 条 コンプライアンス

1. 守秘義務

- 1) 施設等運営者、若しくはその職員その他の本業務に従事している者又は従事していた者は、業務上知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。
- 2) 「国営昭和記念公園運営維持管理業務」における情報のセキュリティについて別紙 5 共通仕様書第 8 章の規定に沿って情報管理を適切に行うこと。

2. 個人情報保護

- 1) 施設等運営者は、個人情報の保護の重要性を認識し、本業務における事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日法律第 58 号）第 6 条第 2 項の規定に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 2) 施設等運営者は、本業務における事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

第 17 条 業務の再委託の禁止

1. 施設等運営者は、業務を他の者に再委託してはならない。ただし、業務の一部を他の者に再委託する場合、あらかじめ関東地方整備局の承諾を得たときは、この限りではない（別紙様式 1-7 「再委託又は下請負の予定」参照）。
2. 再委託を行う場合、施設等運営者との契約関係を明確にしておくとともに、業務受託者に対し、業務の実施について適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。
3. 再委託を受けた業務受託者は、入札書の受領期限の日から開札の時までの期間に、関東地方整備局から指名停止を受けていないこととする。
4. 暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有している者を、再委託を行う業務受託者としてはならない。
5. 施設等運営者は、前項の規定により関東地方整備局が承諾した業務受託者が、その責めにより関東地方整備局に損害を及ぼしたときは、関東地方整備局に対して、その損害を賠償するものとする。
6. 施設等運営者は、前項の規定により関東地方整備局が承諾した業務受託者が、その責めにより第三者に損害を及ぼしたときは、速やかに関東地方整備局及び調査職員に報告すると

とともに、第三者に対して、その損害を賠償するものとする。また、その結果については、関東地方整備局に報告するものとする。

第18条 許可した目的外利用及び施設の転貸等の禁止

1. 収益施設等を運営するに当たっては、許可した目的以外の利用は禁止する。
2. 施設利用者及び公園利用者に対する安全確保に反する行為をしてはならない。
3. 施設等運営者は、施設の全部若しくは一部を第三者に貸与し、又は担保に供してはならない。ただし、関東地方整備局に承諾を得たときは、この限りではない。
4. 施設等運営者は、本業務によって生じる一切の権利義務を他の者に譲渡し、又は継承させてはならない。

第19条 業務の履行

1. 管理許可条件に定める運営時間内での運営とする。ただし、関東地方整備局の承諾を得た場合はこの限りではない。
2. 施設等運営者は、業務の履行期限（継続して、契約した場合は除く）又は、契約が解除されるまでは、施設利用者に利便性を図るために本規定書及び管理運営要領を維持することとする。

第20条 業務の解除

施設等運営者の責めに帰すべき事由により適正な収益施設等の管理運営が困難となった場合又はその恐れが生じた場合は、関東地方整備局は施設等運営者に対して改善勧告を行い、期間を定めて、改善策の提出及び実施を求めることができる。

この場合において、施設等運営者が当該期間内に改善することができなかつたときには、関東地方整備局は都市公園法第5条第2項の許可を取り消すことがある。

第21条 業務の完了・引継、原状回復等

1. 施設等運営者は、施設等運営者の責めに帰すべき事由により、施設を汚損・破損若しくは滅失したとき、又は関東地方整備局に無断で施設の原状を変更したときは、直ちにこれを原状に回復しなければならない。
2. 施設等運営者は、業務が完了する場合（継続して契約した場合は除く）又は、契約が解除された場合は、関東地方整備局又は新たな施設等運営者と十分に協議の上、書面をもって下記事項について事務引き継ぎを行い、公園の管理に支障が生じないようにする。この際、施設等運営者が設置した特定備品を撤去し速やかに収益施設等を原状に回復して、関東地方整備局に引き渡すこと。ただし、原状回復することが不可能若しくは不適当若しくは関東地方整備局が特定備品の残置を希望した場合、及び本規定書第2編第89条に該当する場合、施設等運営者及び国又は国が指定する第三者との個別協議を行った上で、関東地方整備局の承認を得て原状回復せずに引き渡すことができる。
 - 1) 建物や関連設備の鍵の場所等、建物の管理に関する事項。
 - 2) 設備等設置における建物躯体や構造物への影響等に関する留意が必要な事項。

- 3) 建物や設備等の老朽化等により、それら使用において、維持修繕上、留意が必要な事項。
- 4) 繼続的な地域連携イベント等において、運営日時の調整や臨時売店の設置、販売品目の変更、提供等を行う等、主催者と連携、協力すべき事項。
3. 前項ただし書きの適用がない場合において、施設等運営者が前項本文の原状回復を履行しないときは、関東地方整備局は施設等運営者が自ら整備した内装・設備等を放棄したものとみなし、現状を維持するか又は原状回復の費用を施設等運営者に請求することとする。
4. 不可抗力その他、関東地方整備局や施設等運営者の責めに帰することができない事由により管理の継続が困難となった場合は、関東地方整備局と施設等運営者は管理の継続の可否について協議し、関東地方整備局が指示することとする。

第22条 立退料等の不請求

施設等運営者は、業務が完了する場合（継続して契約した場合は除く）又は、契約が解除された場合、又は不可抗力の場合は、関東地方整備局に対し施設等運営者の施設の買取又は立退料等の請求若しくは施設等運営者が支出した有益費等を請求することができない。

第23条 保険の付保及び事故の補償

1. 施設等運営者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法及び健康保険法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。
2. 施設等運営者は、雇用者等の業務に関して生じた負傷、疾病、死亡及びその他の事故に対して責任をもって適切な補償をしなければならない。
3. 施設等運営者は、火災保険、自動車任意保険、施設賠償責任保険（貸し自転車の運営に関するものも含む）、動産総合保険、生産物賠償責任保険の他、必要に応じて各種保険に加入するものとする。
4. 1～3項に規定する保険料、補償費は、施設等運営者の負担とする。

第24条 情報公開

1. 施設等運営者は、文書の開示等の情報公開については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年5月14日法律第42号）の規定に準じて取り扱うものとする。この場合、関東地方整備局の指示に従うこと。
2. 施設等運営者は、関東地方整備局が会計法令に基づき実施する事業者に対する立ち入り検査、指示等監督・検査に対して、誠意を持って対応すること。

第25条 その他留意事項

本規定書に定めていない事項又は疑義を生じた事項に関しては、必要に応じて、関東地方整備局と協議の上、決定することとする。

第2章 マネジメント（運営管理）

第26条 基本事項

1. 提出書類

- 1) 収益施設等設置管理運営業務責任者は許可を受けた後に、関東地方整備局が指定した様式による関係書類を関東地方整備局に遅滞なく提出しなければならない。
 - 2) 施設等運営者が関東地方整備局に提出する書類で様式が定められていないものは、様式を作成後関東地方整備局に了解を得て提出するものとする。
 - 3) 報告書及び経理状況に関する帳簿類等の提出した書類は、関東地方整備局の求めに応じて常に提示できるよう、許可を受けた施設ごとに整理・保管し、業務成果として施設等運営者において業務完了後5年間保存する。

2. 連絡、協議

- 1) 収益施設等設置管理運営業務責任者は、必要に応じて関東地方整備局と連絡、協議等を行うこと。またその結果について、書面に記録し相互に確認しなければならない。
 - 2) 関東地方整備局と収益施設等設置管理運営業務責任者は業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容については相互に確認しなければならない。
 - 3) 施設の運営維持管理に係る各種規定・要項を作成する場合や、契約期間中に管理運営内容が変更する場合、さらにはその他新業務への対応が必要な場合は、関東地方整備局と施設等運営者の間で協議する。
 - 4) 不測の事態又は疑問等が生じた場合は、速やかに関東地方整備局と協議する。

3. 報告事項

第27条 業務実施体制

1. 施設利用者に対して、安全・快適な利用サービスを提供するために、必要な資格等専門技術・知識を有する職員を配置する等本業務を実現する業務実施体制を構築しなければならない。
 2. 本業務に加え、施設利用者の案内や苦情・要望、事故・災害等非常時における緊急対応が適切に行われるよう、管理体制を構築しなければならない。
 3. 本業務の計画立案及びマネジメントを担当する収益施設等設置管理運営業務責任者を配置しなければならない。
 4. 収益施設等設置管理運営業務責任者は、事業者が配置する総括責任者又は業務責任者と兼務する場合、収益施設等設置管理運営業務とそれ以外の業務との従事割合等を明確に区分し、収益施設等設置管理運営業務への委託費の支出は認めない。
 5. 開園期間中は、前項に示す業務責任者、収益施設等設置管理運営業務責任者のうち、少な

くとも2名以上が勤務する体制とすること（ただし、そのうち1名については業務責任者に求める同種又は類似の業務の経験を有する者であることを認める）。さらに収益施設等設置管理運営業務責任者が勤務していない場合については、当該業務に精通した者を勤務させるものとし、緊急対応を含め本業務が円滑かつ迅速に行われる勤務体制を確保すること。

6. 収益施設等設置管理運営業務責任者は、事業者と常に調整し、業務を遂行する。

1) 収益施設等設置管理運営業務責任者について

- ① 施設等運営者は、業務における収益施設等設置管理運営業務責任者を定め、関東地方整備局に通知するものとする。
- ② 収益施設等設置管理運営業務責任者は、本業務について業務従事者が適切に管理運営を行うよう、指揮監督しなければならない。

2) 適切な業務従事者の配置について

- ① 収益施設等設置管理運営業務責任者は、施設担当責任者及び業務従事者の手持ち業務量が適切となるよう配慮すること。
- ② 関東地方整備局は、必要に応じて収益施設等設置管理運営業務責任者、施設担当責任者及び業務従事者の経歴・職歴に関する事項について提示を求めることができる。

第28条 許可、承諾等を要する事項

1. 管理運営要領

- 1) 施設等運営者は、別に定めがある場合を除き、許可日より14日以内に企画書に基づく下記の項目を記載した管理運営要領を調査職員に提出し、承諾を得るものとする。その際、管理運営要領は許可を受ける施設ごとに作成すること。
 - ①業務内容（商品、サービス、利用料金、イベント企画の概要等。ただし飲食・物販施設において提供・販売しようとする品目及び価格についての詳細な記載は不要とする。）
 - ②業務の実施方針
 - ③業務の実施工程（業務の順序及び手順）
 - ④業務の実施体制
 - ⑤連絡体制（緊急時含む）
 - ⑥救急救護（救急時の対応方法）
 - ⑦その他（業務実施上必要と思われる事項）
- 2) 管理運営要領の策定に当たっては、維持管理運営の実務に通じた経験や知見、施設利用者からの意見・苦情・要望を踏まえた運営計画の変更の経緯、記録が確実に残る仕組みについて記載すること。
- 3) 施設等運営者は、収益施設等の維持管理運営業務を通じた経験や知見、施設利用者からの意見・苦情・要望に基づく対応による修正が必要と判断した場合は、調査職員に変更した管理運営要領を提出し、許可を得ること。

2. 管理運営報告書

- 1) 施設等運営者は、毎年度決算終了後、速やかに、関東地方整備局に決算に関する報告書を提出すること。その際、報告書は施設毎に作成し、運営維持管理業務と明確に区分して整理すること（別添59「収益施設収支状況報告」参照）。

- 2) 施設等運営者は、毎月の売上その他の営業に関する状況を翌月 10 日までに調査職員に報告すること。
- 3) 経理状況に関する帳簿類は常に整理し、関東地方整備局からこれらに関する報告や実施調査を求められた場合には、速やかに関東地方整備局の指示に従い、誠実に対応すること。
- 4) 関東地方整備局は、実施調査の結果、必要と認める場合には、施設等運営者に対し改善を求めることができる。

3. 施設の修繕等

- 1) 施設等運営者が、収益施設等の修繕等を実施する場合は、その内容、時期等の情報について事前に調査職員に報告するものとする。ただし、施設利用者の安全確保等の観点から緊急を要する修繕については、この限りではない。
- 2) 施設等運営者が、必要に応じて管理施設の建築構造躯体に対して穿孔、開口、留め付け等を伴う設備工事や電気を使用するもの等を実施する場合は、事前に調査職員と協議し、承諾を得なければならない。変更の際も同様である。
- 3) 施設等運営者が、施設の管理運営上必要に応じて厨房器具及び運営に必要な設備等を管理施設に新たに設置する場合には、調査職員と事前に協議し、承諾を得なければならない。
- 4) 施設等運営者は、厨房器具及び運営に必要な設備等を管理施設に新たに設置することに伴い関東地方整備局又は第三者に及ぼした損害を賠償しなければならない。
- 5) 施設等運営者は、関東地方整備局の承諾を得て施設に付加した機械等の設備、間仕切り、建具その他の造作等について、関東地方整備局に対して買取請求を行わないものとする。

4. 業務内容等の変更

施設等運営者は、管理運営要領にて定めた業務内容等に関して変更を希望する場合は、事前に調査職員と協議を行い、その結果に基づき変更した管理運営要領を調査職員に提出し、承諾を得なければならない。ただし、軽微な変更である場合は、調査職員へ報告するものとする。

5. 施設等運営者の変更

- 1) 新たな施設等運営者の追加等による管理運営要領の変更を行う場合、同施設等運営者との契約関係を明確にし、同施設等運営者に対し業務の実施について適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

6. 広告物の掲出

施設等運営者が、広告物を掲出しようとするときは、広告物の内容についてあらかじめ調査職員に提示し承諾を得るものとし、掲出位置については許可区域内とする。なお、施設等運営者が、許可区域外への広告物の掲出を希望する場合は、関東地方整備局と協議を行うこと。

- 1) 収益施設等の運営に関して、通常業務の運営や店舗位置への案内誘導、企画商品等の販売促進を目的とする張り紙、張り札、広告旗、立看板、広告幕等を設置する場合は、公園の美観を損なわず、また他の本公園に関する看板類等に比して目立ちすぎないよう、その形状・大きさ、色彩において十分留意すること。併せて、国営昭和記念公園の施設

であることを明示すること。

さらに、企画商品等の企画名称に国営昭和記念公園の名称を冠したものとし、その名称を企画商品名称と同程度以上の大きさとする（別添24「グラフィックコントロールマニュアル」参照）。

- 2) 収益施設等の運営に関して、協賛企業から協賛金を募って企画商品の販売や協賛での行催事等を実施する際、その販売促進を目的とする協賛企業の名称等を張り紙、張り札、広告旗、立看板、広告幕等に表示することはできるが、前項同様、公園の美観を損なわず、また本公園に関する広報物に比して目立ちすぎないよう、その形状・大きさ、色彩において十分留意すること。
- 3) 施設等運営者は、事前に調査職員の承諾を得た上で、協賛企業に自己の協賛内容を広報宣伝させることができるが、本公園に関する広報物はもちろんのこと、協賛する国営昭和記念公園の名称を冠した企画商品や協賛での行催事等の広報物より目立ちすぎないよう、その形状・大きさ、色彩において十分留意すること。
- 4) 施設等運営者は、事前に調査職員の承諾を得た上で、自らが作成する企画商品や協賛での行催事等に関するポスター、パンフレット、スタッフジャンパー等に、協賛企業の名称等を表示することができるが、企画商品や協賛での行催事等の名称より目立ちすぎないよう、その形状・大きさ・色彩において十分留意すること。

7. 施設等運営者のその他提出義務

施設等運営者は、下記の項目に該当するときは、直ちにその旨を関東地方整備局に提出しなければならない。

- 1) 施設等運営者が、主たる事務所の所在地又は名称を変更したとき。
- 2) 施設が損傷、破損又は滅失したとき。
- 3) 施設内で事故等が発生したとき又はそのおそれがあるとき。
- 4) 施設等運営者が、強制執行・仮差押え・仮処分若しくは競売の申立てを受けたとき。
- 5) 施設等運営者に対して破産の申立て、又は更生手続き開始の申立て若しくは民事再生手続き開始の申立てがあったとき。

第29条 その他の協議・報告等

施設等運営者は、公園の管理運営等で必要な協議を適切に行い、結果等については、遅滞なく報告しなければなければならない。

1. 関係機関等との協議。
2. その他施設の運営者との協議。

第30条 官公署への連絡、届出

施設等運営者は、官公署への連絡、届出手続きは関東地方整備局に協力し、遅滞なくこれを処理する。また、施設等運営者による工事等によって官公署への連絡、届出が必要となるときは施設等運営者において行う。

第31条 別途工事等との調整

国が別途発注する工事又は別途業務（法定点検業務等）の実施に当たり、施設等運営者は、調整等に協力する。また計画停電を伴う工事や点検を実施する際には、その対応については、調査職員と調整すること。

第32条 記録の保存

報告書及び経理状況に関する帳簿類は、関東地方整備局の求めに応じて常に提示できるよう、許可を受ける収益施設等ごとに整理・保管し、施設等運営者において業務完了後5年間保存する。

第33条 再調査等の依頼

関東地方整備局は、施設等運営者からの報告等に疑義を生じた場合、再調査を依頼しより詳細な報告等を求めることができる。

第3章 ホスピタリティ（施設利用者対応）

第34条 基本事項

1. 本業務は、施設利用者に直接接する業務であり、施設利用者が快適に楽しめるよう心掛け、不快と感じさせるような身だしなみ、行動、言動とならないよう心掛けるものとする。
2. 業務遂行に当たっては、常に公平なサービスの提供に努め、特定の個人や団体に有利あるいは不利な扱いとならないようすること。
3. 業務従事者の服装、作業用機械、器具、車両等については、公園に相応しいものとし、イメージアップに心掛けるものとする。
4. 全ての業務従事者について、当該関係者であることが明らかになるようにする（名札の着用など）。
5. 作業に係る車両や商品納入車両の乗り入れは最小限に留め、また開園時間の中の乗り入れも最小限に留めること。持込可能な車種及び車両の通行については、別添16「園内車両運行（マニュアル等）に基づき、走行速度を管理用園路は20km/h以下、その他園路は10km/h以下とし、公園利用者の安全と快適な利用を妨げない運転・駐停車・作業態度等に努めるとともに、国事務所発行の車両運行許可証等を前面に提示して走行するものとする。

第35条 施設利用者対応

1. 園内の概要や開催するイベント等の基本情報を収集し、公園利用者及び施設利用者の問い合わせに対応すること。問い合わせの内容に関して必要に応じて事業者等に確認又は引き継ぐこと。
2. 公園利用者及び施設利用者の苦情については、誠意を持って適切かつ迅速に対応し記録するとともに必要に応じて報告すること。
3. 園内掲示板、掲示物を適切に管理すること。
4. 障がい者及び高齢者等から施設利用上の援助を求められた場合には、適切に対処すること。
5. 団体での施設利用者の誘導、バス等車両の停車場所への誘導を行うものとする。

第36条 拾得物、残置物の処理

施設等運営者が、施設内で遺失物を発見した場合は、速やかに事業者へ届け出ること。

第37条 広報・広聴

1. 施設等運営者は、収益施設等において提供する商品やサービスに対する施設利用者の評価、苦情などの意見等の聴取や記録に取り組まなければならない。
2. 施設等運営者は、聴取や記録した施設利用者の評価、苦情等の意見を集約し、調査職員に報告しなければならない。
3. 施設等運営者は、施設の利用促進を目的としたホームページやポスター、チラシ等の広報の展開に関する計画を策定し、事前に調査職員の承諾を得た上で広報活動を行う。
4. 施設等運営者がホームページ等による情報発信を行う際、事業者が管理する本公園のホームページに設置管理許可書で許可を受けた運営業務の運営日時、基本提供サービス等基本的な運営業務内容について、掲載することは可能である。ただし、その他企画商品や行催

事等販売促進に係る内容については、本公園のホームページとは別に設置することとし、そのホームページを事業者が管理する本公園のホームページにリンクすることは可能である。なお、データを収納するサーバー及びリンクする他のホームページについて、事前に調査職員と協議を行う。

5. 施設等運営者は、国営昭和記念公園ホームページ上で発信する情報について、共通仕様書第8章に定める「個人情報の取扱いについて」及び関東地方整備局が定めるプライバシーポリシーに基づいた適正な内容であることを事前に確認することとする。
6. 施設等運営者は、発信する情報（掲載する文書、図画、写真及び音楽等）における著作権等の知的所有権に配慮することとする。
7. セキュリティレベルを確保するため、ホームページの作成・更新等に用いるパソコンや、データを保存するサーバー等のセキュリティ対策を講じること。

第38条 掲載情報の更新・修正・訂正

1. 施設のホームページ等やポスター、チラシ等の広報の掲載情報については、常に新しい情報を掲載し更新に努めることとする。
2. 施設等運営者は、個人に関する掲載情報について、本人又は保護者から内容の訂正又は削除の要請を受け、必要と認めた場合には、訂正等の措置をとることとする。
3. 施設等運営者は、施設のホームページであるとの誤解を与える内容の他のホームページ等を発見した場合には、調査職員に報告をした上で、当該ホームページ等管理者に対し訂正等必要な措置を求めることがある。

第4章 安全衛生管理

第39条 基本事項

1. 安全管理

- 1) 施設等運営者は、施設利用者の安全確保並びに快適な利用を図る。
- 2) 本業務の履行に当たり、適切な措置・対応を行う等、施設等運営者の責任において常に善良なる管理を行うものとする。なお、関東地方整備局が定める公園利用規則等がある場合は、それに則った対応を図ること。
- 3) 施設等運営者は、消防法等関係法令に準拠するほか、関東地方整備局が別途定める計画・規定等を遵守する。
- 4) 施設等運営者は、施設を運営している期間中は毎月1回、施設の消防用設備等の自主検査を実施し、調査職員に報告するものとする。
- 5) 施設等運営者が施設の設備等について異常を確認した場合、速やかに調査職員に報告しその指示に従う。安全管理には十分注意し本業務を履行する。
- 6) 施設等運営者は、消耗品交換・修繕の実施に際して、事前に調査職員と協議を行い、必要に応じて業務実施体制に係る書類を作成し、業務着手までに調査職員に提出するものとする。また、業務実施体制に変更が生じた場合の対応についても同様とする。
- 7) 作業中は服装及び言動に注意し、公園利用者及び施設利用者に不快感を与えないよう留意するものとする。

2. 安全確保

- 1) 本業務の実施に当たっては、常に整理整頓を行い、危険な場所には必要な安全措置を講じ、事故を防止しなければならない。
- 2) 施設若しくは許可区域内において、公園利用者及び施設利用者に危険が及ぶ恐れのある障害が発生した場合は、危険防止に必要な措置を講じ、事故の発生を防止しなければならない。
- 3) 持込可能な車種及び車両の通行については、別添16「園内車両通行（マニュアル等）」に基づき、走行速度を管理用園路は20km/h以下、その他園路は10km/h以下とし、公園利用者の安全と快適な利用を妨げない運転・駐停車・作業態度等に努めるとともに、国事務所発行の車両通行許可証等を前面に提示して走行するものとする。
- 4) 施設利用者や公園利用者に対する安全確保上必要があると判断される作業実施時に作業エリアをバリケード等で囲い作業中であることを明示すること等、作業実施中は安全管理を徹底し、公園利用者及び施設利用者の安全を十分確保するものとする。

3. 救急救護

- 1) 施設等運営者は、管理運営要領の「救急救護」において救急時の対応方法を定める。
- 2) 施設等運営者は、開園時間中は救急活動に当たらなければならない。
- 3) 施設等運営者は、救急活動を要する事態を認めたときは、施設利用者の急病や負傷には応急処置をとり、事故や怪我等の状態により、消防車や救急車を要請する等、最も適切と思われる措置をとらなければならない。
- 4) 施設等運営者は、前項の措置をとった場合は、その原因となる事項や処置内容等を正確に記録するとともに、その経過及び結果を速やかに調査職員に報告する。

5) 傷病者の発生に備え、日頃から研修・訓練等を行うこと。

4. 災害時、異常時等の対応

- 1) 施設等運営者は、災害防止等のために必要があると認められるときは、施設利用者の安全を確保し、迅速かつ的確に避難誘導を行う等臨機の措置をとらなければならない。この場合において、施設休止等の必要があると認めるときは、施設等運営者の判断により休止等の措置を速やかにとったうえで、関東地方整備局に報告する。
- 2) 前項の場合においては、施設等運営者は、そのとった措置の内容を調査職員に速やかに書面により報告する。
- 3) 台風、豪雨等の災害発生が予想される場合には、事前に土のう設置、雨水樹の詰まり防止のための落ち葉除去、必要に応じて看板等の飛散防止措置等を実施し、被害の軽減に努めなければならない。
- 4) 台風、豪雨等の災害発生時に関東地方整備局又は調査職員の指示した箇所の巡回、土のう等の設置等を行うものとする。
- 5) 関東地方整備局は、災害防止上特に必要と認めるときは、施設等運営者に対して、臨機の措置をとることを指示することができる。
- 6) 関東地方整備局の指示により、災害時、異常時等の緊急を要する場合は、施設等運営者は、関東地方整備局が定める安全管理マニュアル等に則り、迅速に必要な人員を確保し、適切な措置・対応を行うこと。
- 7) 災害時、異常時等の発生後は、施設内の臨時巡視・点検を速やかに行い、安全を確認し、調査職員に報告する。異常を確認した場合は、前項に基づき適切な措置・対応を行うこと。
- 8) 施設等運営者は、天変地異等により、運営を一時中止・変更、又は休止したときは、運営再開の前に施設の点検を行い、異常のないことを確認しなければならない。異常を確認した場合は、本規定書第1編第6条に基づき適切な措置・対応を行うこと。
- 9) 関係機関の立会検査又は調査がある場合は、施設等運営者は関東地方整備局の指示により立会等に協力する。

第40条 点検等

1. 安全衛生管理計画

- 1) 施設等運営者は、食品衛生法、消防法等の関係諸法令及び規則に基づき設定した法定点検及び自主点検計画を記載した安全衛生管理計画書を調査職員に提出の上、承認を受けること。
- 2) 安全衛生管理計画書に記載した、法定点検及び自主点検については、特段の事情がない限り予め設定したスケジュールに沿って実施すること。
- 3) 上記法定点検等の結果については、遅滞なく調査職員に報告すること。

2. 定期点検

- 1) 施設等運営者は、施設利用者が快適に利用できるよう、常に清潔かつ快適な状態に維持することに努めるものとする。
- 2) 下記の表に掲げる施設の定期点検項目について、原則として施設等運営者が行うが、別

途関東地方整備局が行う点検との役割分担について協議の上実施し、両者が不可分のものについては費用を按分する。協議内容については関東地方整備局が記録する。

3) 法定点検項目以外の定期点検は、施設等運営者が自ら設定するものとする。

■施設の定期点検項目（1）

中項目	小項目	法定点検	留意事項
外部	屋根	○	・周期は別に定める。
	外壁	○	・周期は別に定める。
	ひさし(車寄せ)・とい	○	・周期は別に定める。
	軒天井・ひさし下端	○	・周期は別に定める。
	外部床	○	・周期は別に定める。
	屋外階段	○	・周期は別に定める。
	バルコニー	○	・周期は別に定める。
	外部建具	○	・周期は別に定める。
	外部用自動ドア	○	・周期は別に定める。
	エキスパンションジョイント金物	○	・周期は別に定める。
内部	内壁・柱・はり	○	・周期は別に定める。
	内部天井	○	・周期は別に定める。
	内部床	○	・周期は別に定める。
	内部階段	○	・周期は別に定める。
	内部建具	○	・周期は別に定める。
	内部用自動ドア	○	・周期は別に定める。
構造部	構造体・基礎	○	・周期は別に定める。
電灯・動力設備	照明器具(蛍光灯)	○	
	分電盤・開閉器箱	○	
	制御盤	○	
	幹線	○	
受変電設備	配電盤等(内部機器を除く。)	○	
	変圧器	○	
	交流遮断機	○	
	断路器	○	
	計器用変成器	○	
	避雷器	○	
	高圧負荷開閉器	○	
	高圧カットアウト	○	
	高圧電磁接触器	○	
	力率改善装置	○	
	指示計器・保護継電器	○	
	低圧開閉器類	○	
	特別高圧ガス絶縁スイッチギヤ (GIS、C-GIS)	○	
	その他の特別高圧関連機器	○	

■施設の定期点検項目（2）

中項目	小項目	法定点検	留意事項
自家発電設備	自家発電設備	○	
直流電源設備	共通事項	○	
	整流装置	○	
	蓄電池	○	
交流無停電電源設備	共通事項	○	
	交流無停電電源設備(簡易型を除く。)	○	
	交流無停電電源設備(簡易型)	○	
太陽光発電設備	太陽光発電設備	○	・周期は別に定める。
風力発電設備	風力発電設備	○	
通信・情報設備	構内情報通信網設備	○	
	構内交換設備	○	
	拡声設備	○	
	誘導支援設備	○	
	映像・音響設備	○	
	情報表示設備	○	
	テレビ共同受信設備	○	
	テレビ電波障害防除設備	○	
	監視カメラ設備	○	
	駐車上管制設備	○	
	入退室管理設備	○	
外灯	外灯	○	
航空障害灯	航空障害灯	○	
雷保護設備	雷保護設備	○	
構内配電線路・構内通信線路	構内配電線路・構内通信線路	○	
温熱源機器	鋳鉄製ボイラー・鋳鉄製簡易ボイラー	○	
	鋼製ボイラー・鋼製簡易ボイラー	○	
	無圧式温水発生機・真空式温水発生機	○	・加圧能力が 174kW(150,000kcal/h)以上:6M
	温風暖房機	○	・【周期1M(運転期間中)】点検の実施如何は別に定める。
冷熱源機器	チーリングユニット	○	
	空気熱源ヒートポンプユニット	○	
	遠心冷凍機	○	
	吸収冷凍機	○	
	直だき吸収冷温水器	○	
	小型吸収冷温水機ユニット	○	
	パッケージ形空気調和機	○	
	ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機	○	
空気調和等関連機器	氷蓄熱ユニット	○	
	オイルタンク	○	
	熱交換器・ヘッダー・密閉型隔膜式膨張タンク	○	・【周期 1M(小型及び第2種圧力容器)】点検の実施如何は別に定める。
	還水タンク・開放型膨張タンク	○	

■施設の定期点検項目（3）

中項目	小項目	法定点検	留意事項
空気調和等関連機器	冷却塔	○	・周期は別に定める。
	ユニット形空気調和機・コンパクト型空気調和機	○	
	ファンコイルユニット・ファンコンベクター	○	
	空気清浄装置	○	・ろ材の交換は別に定める。 ・【周期1M】点検の実施如何は別に定める。 ・周期は別に定める。
	ポンプ	○	・【周期1M】点検の実施如何は別に定める。 ・周期は別に定める。
	送風機	○	・【周期1M】点検の実施如何は別に定める。 ・周期は別に定める。
	天井扇・有圧換気扇	○	
給排水衛生機器	全熱交換器	○	・【周期1M】点検の実施如何は別に定める。 ・周期は別に定める。
	受水タンク・高置タンク(高架タンク)	○	・【大地震時想定】長期点検の実施如何別に定める。
	受水タンク・高置タンク(高架タンク)の清掃	○	・周期は別に定める。
	貯湯タンク	○	
	貯湯タンクの清掃	○	
	汚水槽・雑排水槽	○	
	汚水槽・雑排水槽の清掃	○	
	ポンプ	○	・【周期1M】点検の実施如何は別に定める。 ・周期は別に定める。
	ガス湯沸器	○	・周期は別に定める。
	電気温水器	○	・周期は別に定める。
ダクト及び配管	循環ろ過装置	○	・周期は別に定める。(水質検査を除く)
	衛生器具	○	・周期は別に定める。
ダクト及び配管	ダクト	○	・周期は別に定める。
	配管	○	・【大地震時想定】長期点検の実施如何は別に定める。
水質管理	空調機器用水	○	
	ボイラー用水	○	
	飲料水(給水設備)	○	
浄化槽	点検・保守	○	
	清掃	○	
	水質に関する検査	○	
井戸	井戸	○	
雨水利用システム	雨水利用システム	○	
中央監視制御装置	中央監視制御装置		
	自動制御装置		
消防用設備等		○	・機器点検:6M
建築基準法関係防災設備	非常用照明装置	○	
	防火戸・防火シャッター	○	
	防火ダンパー	○	
	排煙設備	○	

■施設の定期点検項目（4）

中項目	小項目	法定点検	留意事項
エレベーター	点検共通事項	○	・稼動頻度に応じて、「高稼働」の周期を選択して別に定める。(油圧式、非常用を除く) ・【遠隔監視装置、遠隔点検装置】適用は別に定める。
	ロープ式エレベーター	○	
	油圧式エレベーター	○	
	機械室なしエレベーター	○	
	非常用エレベーター	○	
エスカレーター	エスカレーター	○	
小荷物専用昇降機	小荷物専用昇降機	○	
工作物	鉄塔	○	
	設備架台・囲障(ルーバー等)	○	
	煙突	○	
外構	敷地	○	・周期は別に定める。
	へい		・周期は別に定める。
	門		・周期は別に定める。
	排水桟・マンホール・側溝・街きよ	○	・周期は別に定める。
植栽・緑地	植栽・緑地		
執務環境測定	空気環境測定	○	
ねずみ・昆虫等の防除		○	

■関係法令

法令名	参考条項	条件の有無	条件に関わる参考条項
建築基準法	第十二条	○	第六条、別表第一 【令】 第十四条の二、第十六条
官公庁施設の建設等に関する法律	第十一条、第十二条	○	官公庁施設の建設等に関する法律第12条第1項の規定によりその敷地及び構造に係る劣化の状況の点検を要する建築物を定める政令
消防法	第十四条の三の二	○	【危険物の規制に関する政令】 第七条の三、第八条の五
	第十七条、第十七条の三の二、第十七条の三の三	× (公共建築)	【令】 第六条、第七条、第三十五条、第三十六条、別表第一
人事院規則10-4	第十五条、第三十二条、第三十四条	×	別表第七、別表第八
事務所衛生基準規則	第九条、第十条	×	
建築物における衛生的環境の確保に関する法律	第四条	○	第二条 【令】 第一条
高圧ガス保安法	第三十五条、第三十五条の二	○	【一般高圧ガス保安規則】 第七十九条、第八十三条
			【冷凍保安規則】 第四十条、第四十四条
水道法	第三十四条の二	○	第三条

法令名	参照条項	条件の有無	条件に関する参考条項
			【令】 第二条
電気事業法	第三十九条、第四十二条	○	第三十八条
			【令】 第五十条
ガス事業法	第四十条の二	×	第二条
			【則】 第百七条
浄化槽法	第七条、第八条、第九条、第十条、第十一条	×	第二条
ボイラー及び圧力容器安全規則	第三十二条、第六十七条	○	第一条
			【労働安全衛生法施行令】 第一条

※ [条件の有無] ○: 義務付けする施設、設備等について、規模等の条件が付されているもの

3. 自主点検

- 1) 自主点検は、下記の表に掲げる項目のうち該当するものについて、施設等運営者が建築保全業務共通仕様書に準じて行う。

■施設の自主点検項目

大項目	中項目	小項目
建築	建築	建築
電気設備	電灯・動力設備	電灯・動力設備
	受変電設備	受変電設備
	自家発電設備	自家発電設備
	直流電源設備	直流電源設備
	交流無停電電源設備	交流無停電電源設備
機械設備	温熱源機器	運転・監視記録
		鋳鉄製ボイラー・鋼製ボイラー
		真空式温水発生機・無圧式温水発生機
		温風暖房機
	冷熱源機器	運転・監視記録
		冷熱源機器
	空気調和等関連機器	空気調和等関連機器
	給排水衛生機器	給排水衛生機器
		循環ろ過装置
監視制御設備	中央監視制御設備	中央監視制御装置
搬送設備	昇降機	昇降機

4. 日常点検

- 1) 施設等運営者は始業点検、終業点検、巡回パトロール等を実施し、適切な管理を行うこと。

- 2) 建築物等について、目視等の簡易な方法により建築物の劣化及び不具合の状況を把握し、保守の措置を適切に講ずることにより所定の機能を維持するための軽微な修繕を行い、事故・故障等の未然の防止に資するよう管理すること。
- 3) 施設等運営者は、施設、設備等が損傷、破損又は滅失したとき及びそれを発見したときは、直ちに調査職員に報告するものとする。

第41条 危機管理

1. 事故・災害

1) 緊急時連絡体制構築

施設等運営者は、緊急連絡体制表を作成し、関東地方整備局に提出すること。また、施設内に掲示をすること。

2) 予防対策

①施設等運営者は、施設を運営している期間中は毎月1回、施設の消防設備等の自主点検を実施し、異常を発見した場合は調査職員に報告するものとする。

②施設等運営者は常に整理整頓を行い、危険箇所には必要な安全措置を講じ事故の防止に努めること。

3) 初期対応

①施設等運営者は、管理運営要領に従い、公園利用者及び施設利用者に対する案内及び緊急の対応等のサービスに努めること。

②万一、設備、機器等に事故その他、異常が発生したときは、必要に応じてその部分の運転を一時停止又は運転制限をする等の措置をした上、直ちに調査職員に報告する。臨時に精密検査を行い、その原因を究明し、機能復旧に努めるとともに、再発防止のための必要な措置をとる。

③その他事故等が発生したとき、又はその恐れがあるときは、関東地方整備局が定める安全管理マニュアル等に則り、速やかに必要な措置を取り、施設等運営者が作成した緊急連絡体制に基づき関係機関へ連絡し、次の各号に掲げる事項について、遅滞なく、事故報告書様式（別添10「事故報告様式」参照）等により調査職員に報告するものとする。

一 事故発生日時

二 事故発生場所（図示）

三 事故発生の原因（受傷者の氏名・連絡先・受傷状況・事故原因等）

四 事故の程度

五（公園側に過失がある人身事故の場合）被害者に対する医師の診断結果を入手次第、報告

六 事故処理の概略

七 再発防止策等

④重大事故等緊急を要すると判断される場合については、上記様式によらず直ちに調査職員に報告すること。

2. 異常事態対策

1) 施設等運営者は、関東地方整備局が実施又は要請する異常事態対策への参加・協力・実

施を、積極的かつ主体的に行う。

- 2) 施設等運営者は、異常な事案が発生した場合、必要に応じ警察、消防署等関連部局に連絡し、その内容・初期対応状況等を、速やかに調査職員へ報告する。

第5章 施設管理

第42条 基本事項

1. 施設等運営者は、許可を受けた範囲内及びその周辺の環境を常に清潔かつ良好な状態で維持することを心掛けなければならない。
2. 施設等運営者は、消耗品の交換や自ら実施する修繕工事の実施に際して、許可を受けた範囲内及びその周辺の環境を良好な状態で維持することを心掛けなければならない。
3. 収益施設等の建築躯体並びに建築設備及び管理備品について、施設等運営者の注意義務で管理しなければならない。

第43条 清掃等

1. 施設等運営者は、許可を受けた範囲内及びその周辺の環境について、常に清潔かつ快適な環境を保持するために、計画的な清掃管理を実施するものとする。
2. 施設等運営者が、清掃を実施する際には、施設利用者並びに公園利用者の安全確保に十分注意するものとする。
3. 施設等運営者は、自らが実施する清掃と事業者が実施する清掃について、その清掃範囲及び夾雜物が混合しないように注意するものとする。

第44条 工事等

1. 施設等運営者は、消耗品の交換や自ら実施する修繕工事の実施に際して、事前に調査職員と協議を行い、必要に応じて業務実施体制に係る書類を作成し、業務着手までに調査職員に提出するものとする。また業務実施体制に変更が生じた場合の対応についても同様とする。
2. 施設等運営者が、消耗品の交換や自ら修繕工事を実施する際には、施設利用者並びに公園利用者の安全確保に十分注意するとともに、施設等運営者の責任において常に公園の観察を行い、善良なる管理を行うものとする。
3. 施設等運営者は、自らが実施する修繕工事について、その工事実施範囲及び構造物が、許可を受けた範囲及び許可を受けた構造物であることに注意する。

第45条 安全管理

1. 施設等運営者は、収益施設等に係る清掃や修繕工事を実施するに当たり、常に施設利用者の安全確保に十分注意をするとともに、施設等運営者の責任において常に施設周辺の観察を行ない、善良なる管理を行う。
2. 施設等運営者は、収益施設等に係る清掃や修繕工事に関する工事車両の運転について、国事務所発行の通行許可証を前面に提示し、許可証裏面の「公園車両通行及び作業心得について」を遵守して走行するものとする。なお、公園利用者並びに施設利用者への影響を最小限にする目的から、持込車両の最小化や誘導員の適宜配置、迷惑とならない場所への速やかな移動を心掛けるものとする（別添16「園内車両運行（マニュアル等）」参照）。
3. 施設等運営者は、公園利用者や施設利用者に対する安全確保上必要があると判断される作業実施時に、作業エリアをバリケード等で囲い作業中であることを明示すること等の安全管理を徹底するものとする。

4. 作業中は、園内の施設工作物並びに樹木等を破損しないように十分注意するものとする。
5. 作業従事者は、服装並びに言動に注意し、公園利用者並びに施設利用者に不快感を与える
いよう留意するものとする。

第6章 財産管理

第46条 台帳管理

- 施設等運営者が施工した固定資産（償却資産）については、「固定資産税における家屋と償却資産の分離申出書」を所轄の税務事務所に提出するものとする。
- 運営に関する備品等（建物除く）の費用、管理区域に関する建物管理費（消耗品の購入、貸与した備品類の修理等）は、施設等運営者の負担とする。

第47条 備品の取扱い

1. 管理備品の取扱い

許可を受けた収益施設の運営に必要な備品は、施設等運営者が全て準備するものとする。ただし、業務開始時に関東地方整備局が費用を負担した備品の引き継ぎを受けた場合は、施設等運営者は、本業務完了の際、残存する備品で関東地方整備局がその費用を負担したものについて当該備品を関東地方整備局に引き渡す。ただし、翌年度以降において当該契約が引き続き締結され、当該業務に継続して使用されるものはこの限りではない。

残存する備品とは、本業務において管理上必要となった機械器具、その他の物品の内、原状のまま比較的長期の使用に耐え、取得価格（消費税込み）が10万円以上のものをいう。なお、その取扱いについては、関東地方整備局が定める規定等による。

2. 特定備品の取扱い

施設等運営者は、施設の管理・運営に必要な機器・設備等を持ち込むことができる。

ただし、本規定書第1編第21条「業務の完了・引継、原状回復等」に記載があるとおり、施設等運営者は、業務が完了する場合（継続して契約した場合は除く）又は、契約が解除された場合、速やかに管理物件を原状に回復して、関東地方整備局に引き渡す。さらには、原状回復する際に残存価値が残される場合であっても、本規定書第1編第22条「立退料等の不請求」のとおり、関東地方整備局に対し施設等運営者の施設の買取等を請求することを禁じていることを踏まえ、施設等運営者の一切の責任の下で機器・設備等を持ち込むこととする。

なお、下記引継方針に従い、次期施設等運営者に資産を引き渡す場合は、原状回復を行わなくてもよいものとする。この場合、資産の処分については、施設等運営者が責任を負うものとする。

＜特定備品に関する引継方針＞

1) 自転車に関する方針

①自転車引継に関する方針

現施設等運営者より、現在使用している自転車を全台有償で引継ぐものとする。また、次期施設等運営者に対しても同様に、自転車全台を有償で引継ぐものとする。

②自転車購入に関する方針

計画的に自転車の更新を行うため、契約期間内に保有自転車の40%以上を新車で揃えるものとする。ただし、更新する自転車は自転車の品質を保証する公的機関の認定を受けたものでなければならない。また、TSマーク認定（後述）から外れた自転車、故障や事故で安全性が確保できない自転車については随時更新をするものとする。なお、特殊自

転車（二人乗り自転車等）については、公的機関認定の対象外、及びTSマーク認定の整備対象外であることから、調査職員の許可を得た上で購入をするものとする。なお、TSマーク対象外の自転車については、購入後5年を経過した段階で随時新車に更新を原則とし、5年を超えて使用する場合は専門事業者等により適切な点検を行うとともに、当該車両に起因する事故の補償は受託者の責とする。

TSマークとは：公益財団法人日本交通管理技術協会発行、年1回自転車安全整備士が点検・整備をすることで自転車の安全性が認定されるもの。1年間の付帯保険付。

③自転車の安全管理に関する方針

貸出自転車は、毎年自転車安全整備士による点検・整備を行い、TSマーク認定を受けなければならない。

④自転車管理台帳に関する方針

施設等運営者は、一台ごとの購入日、修繕履歴等を記載した自転車管理台帳を作成し管理を行うこととする。なお、自転車管理台帳は次期施設等運営者に引継ぐものとする。

3. 機器・設備等を持ち込む費用、電気工事等の措置等に必要な経費及び持ち込んだ設備・機器等から生じる経費（電気代、コピーディー、電話代等）、原状回復に必要な経費は、施設等運営者の負担とする。

第48条 本業務の引継

1. 施設等運営者は、業務の履行が満了するとき（継続して、契約した場合は除く）又は、契約が解除された場合は、関東地方整備局又は新たな施設等運営者と十分に事務引き継ぎを行い、施設の管理運営に支障が生じないようにする。この際、速やかに施設を原状に回復して、関東地方整備局に引き渡すこと。ただし、原状回復することが不可能若しくは不適当である場合及び自主事業として飲食・物販施設等を新設した場合、国又は国が指定する第三者と個別の協議により、適正価格で譲渡できるものとし、この場合には原状回復は不要とする。
2. 不可抗力その他、関東地方整備局や施設等運営者の責めに帰することができない事由により管理の継続が困難となった場合は、関東地方整備局と施設等運営者は管理の継続の可否について協議すること。
3. 施設等運営者は、本業務の履行期限（継続して、契約した場合は除く）又は、契約が解除されるまでは、施設の管理運営が円滑に実施されるよう業務実施体制（本規定書第1編第27条）を維持すること。
4. 履行期限後において補償すべき事態が発覚し、その原因が履行期間内の瑕疵等で明らかな場合、その費用は施設等運営者が負担する。

第2編 国営昭和記念公園公園収益施設等設置管理運営個別規定書

第1章 駐車場

第1条 総則

施設等運営者は、駐車場の管理運営に際して、関係法令等を遵守し、施設利用者への快適なサービスの提供及び安全確保に努めるものとする。なお、本規定書に記載のない事項又は本規定書に疑義が生じたときは、その都度、施設等運営者は調査職員と協議するものとする。

第2条 施設の目的

駐車場及び臨時駐車場は、公園利用者の国営昭和記念公園への来園手段である車両等を、公園利用時間内（出入庫に係る時間を除く）に限り保管する場所を提供することを目的とする。

第3条 運営対象施設

運営対象施設は次のとおりとする。なお、許可範囲に関しては別途指示する。

■運営対象施設一覧（常設駐車場）

施設名称	大型	普通	原付・自動二輪
立川口	83台	1,755台	70台
西立川口	なし	345台	40台
砂川口	10台	431台	18台

■運営対象施設一覧（臨時駐車場）※

区域	施設名称	確保規模(普通車相当の最大数)	備考
園内	立川口芝生広場	200台	公園利用者の安全確保に配慮
	高松口臨時	204台	
	砂川口芝生広場	100台	

※臨時駐車場の運営に際しては、土地使用料が別途発生する。

第4条 責任者の選任

施設等運営者は、施設担当責任者を選任した上で駐車場の管理運営にあたらせるものとする。

第5条 運営日時

- 施設等運営者は、原則として本公園の開園日を常設駐車場の営業日とする。ただし、臨時駐車場については、施設等運営者の裁量により運営日時を定めることができるが、繁忙日等駐車場の不足が見込まれる等当該駐車場を運営する必要性が高い日は、利用者数を想定した上で、営業しなければならない。なお、閑散期については、調査職員との協議の上、駐車場の一部を運営しないことも可能である。
- 施設等運営者は、原則として開園時間に利用者が入園できる営業時間とし、発券時間は本公園の開園時間の30分前から閉園時間の1時間前程度とすることが望ましい。
- 繁忙日等において駐車場入り口付近の渋滞など近隣交通に支障をきたさないよう早期に入庫させることは妨げない。
- 繁忙日等対応、及び冬期イベント等開催のため、運営時間を延長又は変更する場合は、調査職員と協議することとする。

5. 行催事の開催等により、必要が認められるときは、調査職員より営業日時の変更の指示を行うことがある。

第6条 利用料金

1. 利用料金は、下表の現行料金を参考として、施設等運営者が定めることができる。臨時駐車場の利用料金及び冬期イベント等開催に伴う夜間開園時の利用料金も同様である。なお、利用状況を勘案し、時間単位の料金や曜日・季節等によって異なる料金を定めることもできる。

■現行利用料金一覧

車種	利用料金		備考
	一般	パスポート提示	
大型(1回)	1,800 円	—	車体総重量8トン以上、最大積載量5トン以上、又は乗車定員が30人以上の自動車
普通(1回)	900 円	800 円	上記以外の自動車
原付・自動二輪(1回)	250 円	200 円	自動二輪車及び原付自転車
身障者等	無料	無料	身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳、障害者手帳アプリの交付を受けている心身障害者の方若しくは同乗者の方の手帳提示

第7条 業務の内容

1. 施設等運営者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。
- 1) 駐車場の運営に関すること。
 - 2) 駐車場の維持管理に関すること。
 - 3) 駐車場の安全管理に関すること。
 - 4) 前各号に掲げる業務に付随するもの。

第8条 施設の運営

1. 駐車場の運営

- 1) 施設等運営者は、立川口駐車場及び西立川口駐車場においては、料金ブースに必要人員を配置し、駐車場利用料金の徴収及び領収書の発行等を行うことを基本とするが、運営の効率化の観点から施設等運営者において駐車場管理機器等を導入し運営することは妨げない。
- 2) 施設等運営者は、駐車場管理機器等の施設・設備のある砂川口駐車場においては、駐車場利用料金の回収を駐車場管理機器の精算機において1日1回以上行うものとし、回収に当たっては十分注意を払い行うものとする。その際、つり銭を補充する等の金銭管理を行うこと。ただし、1)と同様に必要人員を配置して徴収することは妨げない。
- 3) 原則として、施設利用者が全て退出することを確認し閉場することとするが、著しく退出が遅延し、施設利用者を確認することができない場合は、残車両を確認し、記録すること。なお、残車両所有の施設利用者から、退出の申し出があった場合は、適切に対処

すること。

- 4) 観光バス等が西立川口駐車場を利用する場合、必要に応じて、西立川口駐車場での乗客の降車及び乗車と、立川口駐車場及び砂川口駐車場への回送を誘導すること。
- 5) 駐車場の混雑具合に応じて誘導員等を配置する等、適切な運営を行うこと。
- 6) 運営条件に定めていない事項に関しては、必要に応じて調査職員と協議すること。

2. 繁忙期の対応

- 1) 駐車場が満車になることが予測される場合は、あらかじめその対策をたて、本公園内外に臨時駐車場を確保するとともに、警備、案内・誘導員を増員する等、事前に必要な措置を講じるものとする。
- 2) 施設等運営者は、繁忙期の混雑状況に応じて、誘導員数、配置を工夫する等円滑な誘導に努める。

3. 臨時駐車場の確保

- 1) 繁忙期においては、調査職員の指定する園内の立川口及び砂川口の芝生広場、高松口に臨時駐車場を用意し、可能な限り施設利用者の駐車スペースを確保できるよう努めるここと。なお、臨時駐車場を運営する場合は、事前に都市公園法第5条に基づく許可を受けるものとする。
- 2) 臨時駐車場の使用は、常設駐車場が満車となる状態を見計らって開始する。
- 3) 臨時駐車場への案内は、臨時駐車場の使用時に限定して看板等を設置し、誘導を行うものとする。
- 4) 臨時駐車場の安全対策として、誘導員等を適宜配置するものとし、歩行者や公園利用者の安全確保に細心の注意を払うものとする。
- 5) 臨時駐車場の使用時は、一般園地との範囲区分が明確となるよう、移動看板及び簡易柵等を設置する。また、特に公園利用の混雑が予想されるときは、ハンドマイクによる誘導も行うものとする。

4. 利用制限等

- 1) 次の各号に該当する場合は、駐車場の利用を制限することができるものとする。
 - ①駐車場利用者が遵守事項を守らない場合又は業務従事者の指示に従わない場合。
 - ②危険物を積載している車両、その他駐車場の管理上支障のある車両が駐車しようとしている場合。

第9条 施設・設備等の維持管理

1. 施設等運営者は、立川口駐車場及び西立川口駐車場においては、以下の施設・設備等の維持管理等を行う。また、砂川口駐車場における繁忙期における対応も以下のとおりとする。
 - 1) 施設等運営者は、立川口駐車場及び西立川口駐車場においては、施設が有する機能を最大限に活用するとともに、施設利用者が安全かつ快適に施設を使用できるよう、安全面、衛生面、機能面及び景観に留意して適切な管理を行うこと。
 - 2) 施設等運営者は、駐車場施設・設備の機能を保持し、日常の円滑な運用に支障が生じないよう、消防法等の関係法令を遵守し、日常的な保守・点検や必要な備品等の管理、調達を行うことで適切な維持管理を行うこと。

2. 施設等運営者は、駐車場管理機器等の施設・設備のある砂川口駐車場においては、以下の施設・設備等の維持管理等を行う。
- 1) 駐車場管理機器について、施設等運営者は日常的な保守及び管理を行い、機器の適切な維持管理に努めること。なお、当該施設・設備の保守点検については、必要に応じて関東地方整備局が別途実施する。
 - 2) 営業開始前に、駐車場管理機器の電源を入れ、機器に故障や損傷等がないか、正常に作動するかを確認するとともに、営業中は、駐車場管理機器の運転の作動状況を確認・監視し、業務終了時には、駐車場機器の電源を確実に切ること。
 - 3) 機器の故障について連絡や表示がある場合は、機器に付属するマニュアル等に従い、適切に処理し、完全な状態に回復すること。
 - 4) 駐車場機器について万一故障が発生し、直ちに回復する見込のないときは、回復までの間、車両の入出場は手動で行うこと。このとき、料金計算は料金計算機を使用する等の方法により、迅速かつ確実に行い、入出場車両に支障をきたさないようにすること。
 - 5) その他の駐車場の施設・設備についても、施設等運営者は、施設が有する機能を最大限に活用するとともに、施設利用者が安全かつ快適に施設を使用できるよう、安全面、衛生面、機能面及び景観に留意して適切な管理を行うこと。
 - 6) 施設等運営者は、その他の駐車場施設・設備の機能を保持し、日常の円滑な運用に支障が生じないよう、消防法等の関係法令を遵守し、日常的な保守・点検や必要な備品等の管理、調達を行うことで適切な維持管理を行うこと。
3. 駐車場内にある植栽地及び草地の植物管理を行うこと。なお、実施に当たっては、別紙9「個別仕様書（植物）」に準じて実施すること。

第10条 安全管理

1. 施設等運営者は、施設利用者の安全に万全の注意を払い、安全管理を行うものとする。
2. 補修、その他管理上やむを得ない理由があるときは、駐車場の全部又は一部を休止することができるものとする。
3. 管理上必要があると認められるときは、駐車場の出入口の全部又は一部を閉鎖することができるものとする。
4. 駐車場内において、災害や事故が発生し、又はその恐れがあるときは、速やかに必要な措置を取ることとする。
5. やむを得ず、駐車場の全部又は一部を休止・閉鎖・変更する際は公園利用者及び施設利用者に的確に告知するとともに調査職員に報告するものとする。
6. 緊急車両等の入出場については適宜協力すること。
7. 施設等運営者は、施設利用者の安全確保、施設状況の把握、及び施設利用案内等を行うため、定期的に巡視を実施するものとする。また、事件、事故又は災害等緊急時対応、不審物の有無確認や拾得物への対処、清掃状況の点検等も併せて行うものとする。

第11条 緊急時の対応

災害や事件、事故等が発生した際には、本規定書第1編第4章「安全衛生管理」を参照し対

応することとする。

第12条 費用負担

1. 駐車場運営に関わる一切の費用（営業に際し必要な許認可に関わる経費、光熱水費、清掃費、消耗品の購入、施設の点検整備、軽微な修繕、貸与した備品類の修理等）、運営に関する備品等（建物除く）の費用及び各種保険料、さらには施設等運営者自らが設置した工作物、設備等に係る補修又は改造等に係る経費は、施設等運営者の負担とする。
2. 駐車場の満車表示等施設利用者の利便に資する移動式看板（既設の看板の更新も含む）他、本業務を実施するに必要な備品等については施設等運営者の負担で準備すること。ただし、施設等運営者は、業務が完了する場合（継続して契約した場合は除く）又は、契約が解除された場合、速やかに原状に回復して関東地方整備局に引き渡すこととなること、さらには、原状回復する際に残存価値が残される場合であっても、関東地方整備局に対し施設等運営者の施設の買取等を請求することを禁じていることを踏まえ、施設等運営者の一切の責任の下で機器・設備等を持ち込むこととする。
3. 施設利用者の不適切な使用により、関連施設・設備、管理備品等を破損又は紛失した場合は、原則施設利用者責任として、修理費又は施設等運営者が定める損害料を徴収する。
4. 関東地方整備局の職員や業務等で入園する業務公園利用者からは、利用料金を徴収することはできない（別添15「業務入園マニュアル」参照）。

第13条 責任の範囲

1. 次の各号に該当する場合は、関東地方整備局及び施設等運営者は、賠償責任を負わないものとし、その旨を施設利用者が分かるように看板等の掲示を行うものとする。
 - 1) 天変地異、その他不可抗力による事故、及び管理上の責に帰すことのできない事由によって生じた車両及び施設利用者の損害。
 - 2) 車両に残された貴重品、その他物品及び取付物に関する損害。
2. 前号及び善良な管理者としての注意を怠らなかったことを証明する場合を除き、施設等運営者は車両の滅失又は損傷について、当該車両の時価、損害の程度を考慮してその損害を賠償すること。
3. 施設等運営者の過失等が原因で、施設を損傷し又は滅失した場合、施設等運営者がその損害を賠償すること。ただし、施設利用者の責めに帰すべき理由がある場合には、施設利用者に損害の賠償を求める。

第14条 施設利用上の注意

1. 施設利用者に対し、以下の各号について看板等において注意を促すものとする。
 - 1) 場内での車両通行速度は、時速20km/hを超えないこと。
 - 2) 場内での追い越しをしないこと。
 - 3) 喫煙又は火気の取扱いをしないこと。
 - 4) 標識又は係員の指示に従うこと。
 - 5) 車両を離れるときは、エンジンを停止し、ドア及びトランクには施錠し、盗難に備える

こと。

- 6) 公害防止の為、エンジンを空ぶかししないこと。
- 7) 施設、他の車両及びその取付物等への損害、又はその他の事故を目撃した時は施設等運営者へ速やかに連絡すること。
- 8) 施設利用者及びその関係者（同乗者含む。）が故意又は過失により駐車場の施設並びに他の車両に損害を与えたときは、当事者がその損害賠償を行うこと。
- 9) 「車いす使用者用駐車スペース」は該当車両がいつでも利用できるよう、一般施設利用者は利用を控えること。
- 10) その他、施設等運営者の業務又は他の施設利用者の妨げになるような行為はしないこと。

第2章 レンタサイクル施設

第15条 総則

施設等運営者は、レンタサイクル施設の管理運営に際して、関係法令等を遵守し、施設利用者への快適なサービスの提供及び安全確保に努めるものとする。なお、本規定書に記載のない事項又は本規定に疑義が生じたときは、その都度、施設等運営者は調査職員と協議するものとする。

第16条 施設の目的

レンタサイクル施設は、国営昭和記念公園において施設利用者への自転車等の貸出を行うことを施設の目的とする。また、自動二輪車等を持ち込む等施設利用者及び公園利用者に対する安全確保に反する行為をしてはならない。

第17条 運営対象施設

運営対象施設は次のとおりとする。

■運営対象施設一覧

施設名称	現行運営台数(参考)	備考
立川口サイクリングセンター	998台	普通車、前かご・後かご付、子供用、MTB、一輪車
西立川口サイクリングセンター	678台	普通車、前かご・後かご付、子供用、MTB
砂川口サイクリングセンター	543台	普通車、前かご・後かご付、子供用、MTB

第18条 責任者の選任

施設等運営者は、施設担当責任者を選任した上でレンタサイクル施設の管理運営にあたせるものとする。

第19条 運営日時

- 施設等運営者は、原則として本公園の開園日を営業日とする。なお、閑散期については、調査職員との協議の上、レンタサイクル施設を運営しないことも可能であるが、その場合も最低1か所のレンタサイクル施設は必ず運営するものとする。
- 施設等運営者は、原則として開園時間に合わせた営業時間とし、発券時間は本公園の開園時間から閉園時間の1時間前までとし、施設利用者へのサービスの提供を安定的に行うこと。
- 繁忙日等対応、及び冬期イベント等開催のため、運営時間を延長又は変更する場合は、調査職員に提出することとする。
- 行催事の開催等により、公園利用者の利便を確保する上で必要が認められるときは、関東地方整備局より営業時間の延長又は短縮の指示を行うことがある。

第20条 利用料金

- レンタサイクル施設は、下表の現行料金を参考として、施設等運営者が定めることができ

る。なお、利用状況を勘案し、曜日や季節等によって異なる料金を定めることもできる。

■現行利用料金一覧

区分	基本料金 (3時間)	超過料金 (30分ごと)	1日間 (繁忙シーズン以外)
大人（15歳以上）	600円	100円	530円
小人（小・中学生）	350円	50円	320円
電動アシスト ・タンデム	1,500円	200円	1,060円

第21条 業務の内容

- 施設等運営者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。
 - 自転車の貸出に関すること。
 - レンタサイクル施設の維持管理に関すること。
 - 自転車の利用に伴う苦情処理に関すること。
 - 前各号に掲げる業務に付随するもの。
- 日常の管理上で必要があると認められたときは、自転車の貸出の全部又は一部を中止することができるものとする。
- 自転車の貸出を中止することが、施設利用者へ影響が与えると考えられる場合は、調査職員と協議を行う。

第22条 施設の運営

- サイクリングセンターの運営
 - 施設等運営者は、各サイクリングセンターに必要人員を配置し、自転車貸出に伴う利用料金の徴収及び領収書の発行、自転車の貸出、自転車の整備等を行う。
 - 施設等運営者は、自転車の貸出開始前にサイクリングコースに異常がないか確認を行うこととする。
 - 施設等運営者は、貸出自転車について本規定書第2編第24条に基づく点検を行い、異常のないことを確認した上で貸し出すものとする。
 - 施設等運営者は、閉園後の巡回により、未返却車両がないか確認をするものとする。
 - 施設等運営者は、待ち時間が長時間になることが予測される場合は、あらかじめその対策をたて、待機場所を設置する等、事前に必要な措置を講じるものとする。
 - 施設等運営者は、施設の混雑状況に応じて、導線を工夫する等円滑な誘導に努めること。
 - 運営条件に定めていない事項に関しては、必要に応じて調査職員と協議すること。
- 利用制限等
 - 次の各号に該当する場合は、利用を禁止するものとする。
 - 危険物を持ち込み、その他、秩序を乱し風紀を害する恐れのある者。
 - 関東地方整備局が定める制限事項に違反する者。
 - 自転車に乗れない者。

第23条 施設・設備等の維持管理

1. 施設等運営者は、施設利用者が安全かつ快適に利用できるよう、常に清潔かつ快適な状態に維持するため、以下の各号に掲げる業務を行うものとする。
 - 1) 施設及び施設周辺の清掃及び塵芥処理。
 - 2) 施設の点検整備及び軽微な補修又は故障の修理。
 - 3) その他利用によって消耗する施設の修繕、消耗品の購入等。

第24条 安全管理

1. 施設等運営者は、施設利用者が安全かつ快適に自転車を利用されるよう心掛け、常に自転車を正常な状態で維持するため、日常点検、定期点検、一斉点検を行う。
2. 日常点検、定期点検、一斉点検については、下記頻度等により実施する。
 - 1) 日常点検：自転車貸出時、及び返却時に毎回、車両及びその周辺等の点検を行い、良好な環境維持に努めること。また、施設等運営者は「自転車業務日報」を定め、点検結果を転記すること。
 - 2) 定期点検：概ね四半期ごとに1回、繁忙期前後で全保有車両を順次点検し、安全な環境整備に努めること。
 - 3) 一斉点検：年1回、自転車安全整備士の資格者によりTSマークの点検を、全保有車両を対象に行い、有効期限が切れないよう注意すること。
3. 施設等運営者は、定期点検として、全保有車両を順次、次の各号に示す点検項目に従い点検を行うこととする。なお、点検の実施は、平日及び閑散期とする。
 - 1) フレーム・前ホーク：目視・打検による点検。
 - 2) ハンドル：目視・触検・作動による点検。
 - 3) タイヤ・スポーク：目視・触検による点検。
 - 4) ギヤクランク：目視・触検による点検。
 - 5) ペダル：目視・触検・作動による点検。
 - 6) ブレーキ：目視・触検・作動による点検。
 - 7) チェーン：目視・触検・作動による点検。
 - 8) サドル：目視・触検・作動による点検。
 - 9) スタンド：目視・触検・作動による点検。
 - 10) 鍵：目視・触検・作動による点検。
 - 11) 子供乗せ用かご：目視・触検・作動による点検。
 - 12) ボルト：目視・触検による点検。
 - 13) 変速機：作動による点検。
 - 14) その他：その他、異常箇所があった場合に、異常箇所を追加点検。
4. 点検後は以下の各号に示す処理を行う。
 - 1) 点検時に異常があった場合、自転車修理カードを添付し貸出禁止とする。また、異常のある車両は他の車両と分けて1箇所にまとめておく。
 - 2) 異常箇所等の修繕については、軽微なものは担当者が行い、専門技術を要するものは自

転車安全整備士の資格者が行うこと。

- 3) 修理終了後、確認を行った後、貸出禁止を解除すること。
5. 点検の結果は、「自転車業務日報」を定めた上で、転記する。
6. その他、繁忙期においても、前項までに示す点検等項目を確実に行うものとし、日常点検を担当する者の技術力向上のため、自転車安全整備士による点検講習を受講する。

第25条 緊急時の対応

1. 次の各号の時は、施設等運営者は、貸出を一時中止・変更又は休止するものとし、調査職員に報告するものとする。貸出を一時中止・変更又は休止するときは、駐車場、ゲート及びサイクリングセンター前に営業休止の掲示を行う等公園利用者及び施設利用者に適切に告知するものとする。
 - 1) 地震、台風、大雨、大雪等悪天候又は自然災害のため、走行に危険が予想されるとき。
 - 2) 事故等の不測の事態が生じたとき。
 - 3) 緊急事態が発生し、又はその発生が予想されるとき。
 - 4) 関東地方整備局又は事業者の総括責任者の指示のあったとき。
2. 施設等運営者は、前項の規定により自転車貸出を中止したときは、再開の前にサイクリングコースに異常のないことを確認しなければならない。
3. サイクリングコース等において事故が発生し又はその恐れがあるときは、緊急連絡体制に基づき速やかに必要な措置を行うものとする。

第26条 費用負担

1. 貸出に供する自転車及び一輪車の購入費用

貸出に供する自転車及び一輪車については、すべて施設等運営者の費用によるものとする。なお、準備する台数は施設利用者が快適に利用できる台数（最大5万人／日）とする。その際、自転車等については、原則として台数の構成（普通車50%、子ども同乗機能つき自転車20%、子供用自転車20%、マウンテンバイク10%）の比率を保つこと。台数の構成比率に関しては、施設利用の増進の観点から、施設等運営者と調査職員の協議により変更可能である。

また、貸出に供する自転車は、自転車の品質を保証する公的機関の認定を受けたものでなければならない。なお、タンデム車（二人乗り自転車）等の特殊自転車は、自転車の品質を保証する公的機関の認定対象外であることから、調査職員の許可を得た上で購入をするものとする。

2. レンタサイクル施設運営に関わる一切の費用は、施設等運営者の負担とする。
3. その他、ヘルメット、修理に必要な備品類（タイヤチューブ等）、空気入れ等本業務を実施するに必要な備品等についても、施設等運営者の負担で必要な数を準備すること。ただし、施設等運営者は、業務が完了する場合（継続して契約した場合は除く）又は、契約が解除された場合、速やかに管理物件を原状に回復すること。
4. 前項までに記載の設備・備品に関する修理や劣化等による交換費用についても、施設等運営者の負担とする。

5. 施設利用者の不適切な使用により、レンタル自転車を破損（パンクを含む）又は紛失した場合は、原則施設利用者責任として、修理費又は施設等運営者が定める損害料を徴収する。
6. 施設等運営者は、業務終了時には本規定書第1編第6章第47条に記載のとおり、保有する自転車を次期施設等運営者に引き継ぐものとする。

第27条 責任の範囲

1. 次の各号に該当する場合は、関東地方整備局及び施設等運営者は、賠償責任を負わないものとし、その旨を施設利用者が分かるように看板等の掲示を行うものとする。
 - 1) 天変地異、その他不可抗力による事故、及び管理上の責に帰すことのできない事由によって生じた施設利用者の損害。
 - 2) 施設等運営者の過失あるいは貸出自転車の整備不良等に依らない損害。
2. 前号及び善良な管理者としての注意を怠らなかつたことを証明する場合を除き、施設等運営者はその損害を賠償すること。
3. 施設等運営者の過失等が原因で、施設を損傷し又は滅失した場合、施設等運営者がその損害を賠償すること。ただし、施設利用者の責めに帰すべき理由がある場合には、施設利用者に損害の賠償を求める。

第28条 施設利用者への注意喚起

施設利用者に対し、以下の各号について注意喚起を促すものとする。

1. 自転車を使用しようとするときは、あらかじめ試乗し、ハンドル・ブレーキ・その他の装置が確実に操作でき整備が良好であることを確認すること。
2. 乗車中又は使用中に自転車の装置について不良箇所が発生したときは、直ちに乗車を停止すること。
3. 安全運転をすること。
4. 乗車又は使用中に故意又は過失の有無に関わらずその発生した傷害物件損害その他の事故による補償の請求を関東地方整備局に対して行わないこと。
5. 自転車の使用を終了したときは、所定の場所に返還すること。
6. スピードの出し過ぎ、逆走等の無謀運転、酒気帯び運転、その他施設利用者及び公園利用者等に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
7. 危険箇所、不適当な場所での使用・駐輪をしないこと。
8. 公園利用者等の通行障害となるような行為をしないこと。
9. 自転車の構造・装置等の改造及び変更をしないこと。

第3章 飲食・物販施設

第29条 総則

施設等運営者は、飲食・物販施設の管理運営（自主事業として行う繁忙期の臨時の飲食・物販施設の設置・管理運営を含む）に際して、関係法令等を遵守し、施設利用者への快適なサービスの提供及び安全確保に努めるものとする。なお、本規定書に記載のない事項又は本規定書に疑義が生じたときは、その都度、施設等運営者は調査職員と協議するものとする。

第30条 運営対象施設

運営対象施設は次のとおりとする。

■運営対象施設一覧（自主事業施設については、別途定めるものとする）

<飲食施設>

施設名称	営業場所
ふれあい広場レストラン	展示ゾーン
レイクサイドレストラン	水のゾーン
渓流広場レストラン	広場ゾーン
総合案内所カフェ	みどりの文化ゾーン
花みどり文化センターカフェ	みどりの文化ゾーン
立川口軽飲食店売店	展示施設ゾーン
歓楓亭 呈茶	森のゾーン

<物販施設>

施設名称	営業場所
みんなの原っぱ中央売店	広場ゾーン
みんなの原っぱ南売店	広場ゾーン
花木園売店	水のゾーン
立川口売店	展示施設ゾーン
西立川口売店	水のゾーン
こどもの森売店	森のゾーン
砂川口売店	森のゾーン
ミュージアムショップ	みどりの文化ゾーン

第31条 責任者の選任

施設等運営者は、施設担当責任者、防火管理者、食品衛生責任者等、管理運営上法的に必要な資格を保持する者を選任した上で、飲食施設及び物販施設の管理運営にあたらせるものとする。

第32条 運営日時

- 施設等運営者は、原則として本公園の開園日を営業日とする。なお、閑散期については、調査職員との協議の上、飲食・物販施設を運営しないことも可能であるが、その場合も飲食施設・物販施設それぞれについて最低1か所は必ず運営するものとする。
- 臨時施設については、調査職員と協議の上、決定すること。
- 行催事の開催等により、公園利用者の利便を確保する上で必要が認められるときは、調査職員より営業時間の延長又は短縮の指示を行うことがある。

第3 3条 繁忙期の対応

施設等運営者は、繁忙期の管理運営に当たっては、飲食施設の供給機能を補完し施設利用者へのサービス提供を強化するため、臨時売店を開設することができる。なお、開設に当たっては、事前に開設時間等について、別途、都市公園法第5条に基づく許可を受けた上で、土地使用料又は建物使用料を納めなければならない。

第3 4条 業務の内容

1. 施設等運営者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。
 - 1) 飲食・物販施設の運営に関すること。
 - 2) 飲食・物販施設の維持管理に関すること。
 - 3) 飲食・物販施設利用に伴う苦情処理に関すること。
 - 4) 前各号に掲げる業務に付随するもの。
2. 歓楓亭の運営に当たっては、下記の点に留意するものとする。
 - 1) お茶サービスを行うスタッフは、お茶の心得のある者を充てるものとする。
 - 2) 服装は、歓楓亭の雰囲気を壊さないよう配慮することとする。

第3 5条 施設・設備の維持管理

施設等運営者は、施設利用者が快適に施設を利用できるよう、常に清潔かつ快適な状態に維持することに努めるものとし、日常管理として、以下の各号に掲げる業務を行うものとする。

1. 施設に係る清掃及び塵芥処理。
特に歓楓亭では、建物の傷みを避け、その雰囲気を壊さないよう、清掃時の窓の開閉や部屋の美観を維持すること。
2. 施設の点検整備及び軽微な補修又は故障の修理。
3. その他利用によって消耗する施設の修繕、消耗品の購入等。

第3 6条 安全衛生管理

1. 衛生管理及び安全管理は、施設等運営者において全責任を負うものとする。
2. 食品衛生法、消防法等の関係諸法令及び規則に基づき、安全衛生管理計画書及び緊急時連絡体制を定めて、調査職員に提出すること。また、安全衛生管理計画書作成に当たっては、以下に示す項目のほか、十分な衛生管理及び安全管理等を行うとともに事故防止に努めるものとする。
 - 1) 運営に当たる全職員を対象として、年1回の健康診断を実施し、検査の結果、異常ある者は、完全に回復したとの医師の診断が得られるまで職場復帰は認めないこと。
その他、下痢を起こしている等体調不良者は出勤させではない。
 - 2) 消防法に基づき、消火器点検を年2回実施し、不備なものは隨時取り替えること。
 - 3) 消防法に基づき、避難訓練、消火器訓練等を年2回実施すること。
3. 上記法定点検等の結果については、遅滞なく調査職員に報告すること。
4. 飲食施設は、施設利用者に満足していただけるよう、商品管理の徹底、消防設備の点検、身だしなみ等、常に清潔、快適かつ安全な状態に維持するものとする。

5. 食中毒等の事故が発生したとき、又はその恐れがあるときは、速やかに必要な措置を取り、緊急時連絡体制に基づき、次の各号に掲げる事項について、遅滞なく調査職員に報告するものとする。なお、食中毒等社会的な影響や人的影響等を伴い、関東地方整備局がマスコミ対応等を行う場合は、その際、関東地方整備局の求めに応じ施設等運営者は迅速かつ適切に協力しなければならない。また、関東地方整備局が策定した事故等への対応計画、規定等がある場合は、それに則った対応を図ること。
6. 食中毒等により、施設利用者に対して、人的損害を及ぼした場合は、施設等運営者の責任において、その賠償を行う。

第37条 費用負担

1. 飲食施設運営に関わる一切の費用（営業に際し必要な許認可に関わる経費、光熱水費等）、運営に関する備品等（建物除く）の費用、管理区域に関する建物管理費（清掃費、消耗品の購入、施設の点検整備、軽微な修繕、貸与した備品類の修理等）及び各種保険料、さらには施設等運営者自らが設置した工作物、設備等に係る補修又は改造等に係る経費は、施設等運営者の負担とする。
2. その他、本業務を実施するに必要な備品等についても、施設等運営者の負担で準備すること。施設等運営者は、業務が完了する場合（継続して契約した場合は除く）又は、契約が解除された場合、速やかに管理物件を原状に回復して、関東地方整備局に引き渡すこと。
3. 施設利用者の不適切な使用により、関連施設・設備、備品等を破損又は紛失した場合は、原則施設利用者責任として、修理費又は施設等運営者が定める損害料を徴収する。

第38条 責任の範囲

1. 次の各号に該当する場合は、関東地方整備局及び施設等運営者は、賠償責任を負わないものとし、その旨を施設利用者が分かるように看板等の掲示を行うものとする。
 - 1) 天変地異、その他不可抗力による事故、及び管理上の責に帰すことのできない事由によって生じた施設利用者の損害。
 - 2) 施設等運営者の過失に依らない損害。
2. 前号及び善良な管理者としての注意を怠らなかつたことを証明する場合を除き、施設等運営者はその損害を賠償すること。
3. 施設等運営者の過失等が原因で、施設を損傷し又は滅失した場合、施設等運営者がその損害を賠償すること。ただし、施設利用者の責めに帰すべき理由がある場合には、施設利用者に損害の賠償を求める。

第39条 施設利用上の注意

1. 次の各号に該当する場合は、原則として施設の利用を禁止するものとする。
 - 1) 危険物を持ち込み、その他、秩序を乱し、風紀を害する恐れがある者。
 - 2) 公園で定める制限事項に違反する者。
 - 3) ペット等の動物同伴。ただし、食品等が汚染されるおそれがない場合及び身体障害者補助犬となる盲導犬、介助犬、聴導犬の同伴については除く。

4) その他施設利用者及び公園利用者の安全、快適を妨げる者。

第4章 船遊施設

第40条 総則

施設等運営者は、船遊施設の管理運営に際して、関係法令等を遵守し、施設利用者への快適なサービスの提供及び安全確保に努めるものとする。なお、本規定書に記載のない事項又は本規定に疑義が生じたときは、その都度、施設等運営者は調査職員と協議するものとする。

第41条 運営対象施設及び運営範囲

- 運営対象施設は次のとおりであり、また、ボート運営の範囲は別途提示する。
- 貸出に供するボートは、施設利用者が快適に利用できる台数を施設等運営者が準備すること。

■営業ボート数（参考）

種類	艇数 (艇)	規格				定員 (名)
		長さ(m)	幅(m)	深さ(m)	重量(kg)	
ロー ボート	25	3.60	1.14	0.44	66	3
	25				80	
サイクルボート	50	3.00	1.44	0.82	170	4

第42条 責任者の選任

施設等運営者は、施設担当責任者を選任した上で船遊施設の管理運営にあたらせるものとする。

第43条 運営日時

- 施設等運営者は、原則として以下の期間を営業日とする。なお、営業日を短縮又は延長する場合は、施設等運営者は、事前に調査職員と協議し、書面により提出するものとする。

■営業期間

- 3月第2土曜日～11月末日：公園開園日
- 12月～3月第1日曜日（3月1日が日曜日の場合は、第2日曜日）：土日祝日

上記以外に営業を行う場合、又は臨時休業等をする場合は、事前に調査職員と協議を行うものとする。

- 施設等運営者は、原則として開園時間に合わせた営業時間とする。ただし、発券時間及びボートの貸出受付時間は本公園の開園時間から閉園時間の1時間前まで、ボートの貸出終了時間は閉園時間の30分前までとし、施設利用者へのサービスの提供を安定的に行うこと。なお、繁忙日等対応により、運営時間を短縮又は延長する場合は、調査職員に書面により提出することとする。
- 行催事の開催等により、公園利用者の利便を確保する上で必要が認められるときは、関東地方整備局より営業時間の延長又は短縮の指示を行うことがある。

第44条 業務の内容

- 施設等運営者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- 1) ボートの貸出に関すること。
 - 2) ボートハウス、桟橋、浮き桟橋の維持管理に関すること。
 - 3) ボートの利用に伴う苦情処理に関すること。
 - 4) 前各号に掲げる業務に付随するもの。
2. 日常の管理上で必要があると認められたときは、ボートの貸出の全部又は一部を中止することができるものとする。
 3. ボートの貸出を中止することが、施設利用者へ影響が与えると考えられる場合は、調査職員と協議を行う。

第4 5条 施設の運営

1. ボートの運営

- 1) 施設等運営者は、ボート貸出に際して必要人員を配置し、チケットの授受、ボート乗降のサポート、貸出中のボートの安全確認等を行うものとする。
- 2) 施設等運営者は、ボートの貸出開始前に水位の確認、及びボートに異常がないか確認を行うこととする。
- 3) 施設等運営者は、救命艇の操縦のため、営業期間中は船舶免許保持者を1名以上／日ずつ業務に従事させなければならない。
- 4) 施設等運営者は、閉園後全てのボートが返却されているか台数確認を行い、不足している場合は早急にボートの探索を行うこととする。
- 5) 施設等運営者は、待ち時間が長時間になることが予測される場合は、あらかじめその対策をたて、待機場所を設置する等、事前に必要な措置を講じるものとする。
- 6) 施設等運営者は、施設の混雑状況に応じて、導線を工夫する等円滑な誘導に努めること。
- 7) 運営条件に定めていない事項に関しては、必要に応じて調査職員と協議すること。

2. 利用制限等

- 1) 次の各号に該当する場合は、利用を禁止するものとする。
 - ①酒気を帯びた者。
 - ②係員の指示に従わない者。
 - ③他の施設利用者の迷惑となるおそれのある者。
 - ④付添者を伴わない10歳未満の者。
 - ⑤ペット等の動物。

第4 6条 施設・設備等の維持管理

1. 施設等運営者は、施設利用者が快適に施設を利用できるよう、常に施設を良好な状態に維持することに努めるものとし、日常管理として、以下の各号に掲げる業務を行うものとする。
 - 1) 施設に係る光熱水費（池の補給水費用を除く）。
 - 2) 施設に係る清掃及び塵芥処理（池内のボート利用に起因するごみを含む）。
 - 3) 施設の点検整備及び軽微な補修又は故障の修理。
 - 4) その他利用によって消耗する施設の修繕、消耗品の購入等。

第47条 安全管理

1. 施設等運営者は、施設利用者が安全かつ快適にボートを利用されるよう心掛け、常にボートを正常な状態で維持するため、日常点検、定期点検、一斉点検を行う。
2. ボート及びボート場の安全を確保するため、以下の項目について、ボート及びボート場の始業前点検を行う。
 - 1) ボート舟艇に蛇等が入っていないか等ボート及びボート場周辺の清掃・点検。
 - 2) 救命胴衣の点検。
 - 3) いつでも出動できるよう救助艇の点検を行い、良好な管理をすること。
3. 施設等運営者は、ボートを良好に保つため、日常点検整備、月次点検整備、集中整備を行う。
 - 1) 日常点検整備：毎日の始業時、終業時及び貸出時・返却時にボートの点検整備を行い、安全を確保すること
 - 2) 月次点検整備：点検整備項目を定めた上で、ボートの点検整備を月1回行うこと。
 - 3) 集中整備：ボートの点検整備を行うこと。
4. 施設等運営者は、月次点検整備として、ボートについて、次の各号に関する点検整備を行う。
 - 1) 各可動部及び取付部の作動点検、ボルト増締
 - 2) 船体、船底（亀裂、穴、腐食等）点検
5. 施設等運営者は、集中整備として、ボートについて、次の各号に関する整備を行う。
 - 1) 各船体洗浄
 - 2) 船体、船底（亀裂、穴、腐食等）点検
 - 3) 各部分解点検・清掃、グリスアップ等
 - 4) 部品の修理・交換
 - 5) 船体キズ修理・塗装
 - 6) 予備部品補充
6. 施設等運営者は、施設利用者の安全を十分に確保するものとし、下記事項について留意する。
 - 1) 乗下船案内
係員は、利用者を桟橋に案内して、乗船又は下船させる。
 - 2) 乗船及び下船
施設利用者の乗船及び下船に際して、係員は、ボートをしっかりと固定させ、施設利用者の安全を図るものとする。
 - 3) 乗船定員
定員超過の乗船は、認めないものとする。

第48条 緊急時の対応

1. 営業休止の基準は、以下のとおりとする。
 - 1) 風速5m以上の、悪天候等安全管理上支障をきたすおそれのあるとき（施設等運営者の判断による）

断による)。

- 2) 近くで雷が発生し、落雷のおそれがあるとき。
 - 3) 雨天のとき。ただし、施設利用者に迷惑のかからない程度の雨天時を除く。
 - 4) 有感地震のとき。
 - 5) その他、故障等の緊急事態が発生又は発生が予想されるとき。
2. 施設等運営者は、前項の規定により営業を休止したときは、再開の前に水鳥の池や桟橋、浮き桟橋に異常のないことを確認しなければならない。
 3. 水鳥の池や桟橋、浮き桟橋等において事故が発生し又はその恐れがあるときは、直ちに必要な措置を取ることとする。

第49条 費用負担

1. 貸しボート運営に関わる一切の費用(営業に際し必要な許認可に関わる経費、光熱水費等)、貸出に供するボートを始めとする運営に関する備品等(建物除く)の費用、管理区域に関する建物管理費(清掃費、消耗品の購入、施設の点検整備、軽微な修繕、貸与した備品類の修理等)及び各種保険料、さらには施設等運営者自らが設置した工作物、設備等に係る補修又は改造等に係る経費は、施設等運営者の負担とする。
2. その他、ライフジャケット等本業務を実施するに必要な備品等についても、施設等運営者の負担で準備すること。ただし、施設等運営者は、業務が完了する場合(継続して契約した場合は除く)又は、契約が解除された場合、速やかに管理物件を原状に回復して、関東地方整備局に引き渡すこととなること、さらには、原状回復する際に残存価値が残される場合であっても、関東地方整備局に対し施設等運営者の施設の買取等を請求することを禁じていることを踏まえ、施設等運営者の一切の責任の下で機器・設備等を持ち込むこととする。
3. 施設利用者の不適切な使用により、ボートを破損等した場合は、原則施設利用者責任として、修理費又は施設等運営者が定める損害料を徴収する。

第50条 施設利用上の注意

施設利用者に対し、以下の各号について注意喚起を促すものとする。

1. 二人漕ぎをしないこと。
2. 船上で立ち上がらないこと。
3. 島及びブイで仕切った立入禁止区域内には、立ち入らないこと。
4. 貸しボートから空き缶、ごみ等を捨てないこと。
5. 池では、魚等を放流したり、取ったりしないこと。
6. 池では泳がないこと。
7. 生物への餌付けを行わないこと。

第5章 園内交通施設

第51条 総則

施設等運営者は、園内交通施設の管理運営に際して、関係法令等を遵守し、公園利用者及び施設利用者の安全を十分に確保した上で、園内交通施設の運営・運行管理について、その責任体制を明確にし、適正な運営と運行の安全を図るものとする。なお、本規定書に記載のない事項又は本規定書に疑義が生じたときは、その都度、施設等運営者は調査職員と協議するものとする。

第52条 施設の目的

園内交通施設は、別図に示す所定のルートにおいて、公園利用者の園内の円滑な移動のため、また高齢者や身体の不自由な方等公園利用者の公園内の移動を補助するための園内交通施設の運行を目的とする（別添57「園内交通施設基本ルート図」参照）。

第53条 運営対象施設

運営対象施設は次のとおりである。車両の仕様は、施設等運営者の提案によるものとし、調査職員と協議した上で、車両の導入を行うこととする。

■運営対象施設一覧

施設名称	営業場所
園内交通施設（運転手詰所、作業車駐車場所、停留所10箇所）	本公園内 (みどりの文化ゾーン除く)

第54条 責任者の選任

施設等運営者は、園内交通施設の運行に当たり、施設担当責任者及び運行管理者を選任した上で、園内交通施設の運行にあたらせるものとする。

第55条 運営日時

1. 施設等運営者は、原則として本公園の開園日を営業日とする。ただし、以下の運休日を除くものとする。なお、閑散期については、調査職員との協議の上、以下の運休日以外においても運休とすることも可能である。

■運休日

公園の休園日及び車両定期点検日、荒天その他管理上の観点から適当でないと判断できる場合。

2. 園内の運行は、原則として開園時間に合わせた営業時間とする。
3. 繁忙日等対応、及び冬期イベント等開催のため、運営時間を延長又は変更する場合は、調査職員に提出することとする。
4. 行催事の開催等により、公園利用者の利便を確保する上で必要が認められるときは、調査職員より営業時間の延長又は短縮の指示を行うことがある。

第56条 利用料金

1. 園内交通施設は、下表の現行料金を参考として、施設等運営者が定めることができる。なお、利用状況を勘案し、曜日や季節等によって異なる料金を定めることもできる。

■現行利用料金一覧

種類	区分	利用料金	備考
一般券(1回)	大人、シルバー(65歳以上)	400円	
	小人(4歳以上中学生以下)	200円	
1日フリーパス券	大人、小人(4歳以上中学生以下)	600円	当日限り有効
	シルバー(65歳以上)	500円	当日限り有効

※3月から12月土日祝日及びコスモス期間の平日は、原則1日フリーの適用除外日とする。また、別に適用除外日を定める場合は、事前に施設等運営者は調査職員と協議するものとする。別に定めた場合は、施設等運営者は関東地方整備局へ事前に協議し、提出するものとする。

※1日フリーの適用除外日は、各停留所及び園内放送にて施設利用者へ告知を行う。ただし、荒天等により施設利用者が少ない場合は、1日フリーを適用できるものとする。

第57条 業務の内容

施設等運営者は、次の業務を行うものとする。

1. 園内交通施設の運行及び利用料金の徴収、領収書の発行に関すること
2. 園内交通施設の維持管理に関すること
3. 園内交通施設の安全管理に関すること
4. 園内交通施設の利用に伴う苦情処理に関すること
5. 前各号に掲げる業務に付随すること

第58条 施設の運営

1. 施設等運営者は、園内交通施設の運営を行うに当たり、あらかじめ定めた期間において運行ルートを設定するものとする。
2. 園内交通施設の運行ルート・停留所は、通常では「通常」コースで運行する。ただし、行催事等による運行への影響等管理上必要があるときは、運行ルート・停留所を変更することができる。その場合、施設等運営者は調査職員と事前に協議し、提出するものとする。なお、繁忙期間には、通常コースに加え、外周コースの運行を行うこともできる。

■ルート運行の期間区分

期間	期間の内容	停留所の案内表示
通常期間	臨時期間以外	
(臨時) 繁忙期間	①春休みから4月29日までの土日祝日 ②4月29日から5月5日頃までのゴールデンウイーク期間の土日祝日 ③コスモス祭りの期間の土日祝日	・停留所に変更ルート表示を行う。 ・使用しない停留所は、カバーをかけた上、通常期間以外のルート運行中の掲示を行う。 ・追加が必要になる停留所は仮設とし、併せて利用者の利便性を高めるため仮設誘導案内板を設置する。

※繁忙期間については、具体的な日付について、調査職員と事前に協議し、書面により提出を行うものとする。

※イベント期間においては、運行コース・停留所について、調査職員と事前に協議し、書面により提出を行うものとする。

■運行コース・停留所

コース	停留所	コース図
通常	立川口→みんなの原っぱ→砂川口→日本庭園→こどもの森→渓流広場→(外周)→レイクサイドレストラン前→(外周)→立川口	別途提示

- 運行コースにおいて、管理用園路は15km/h以内、園路は10km/h以内で走行する。繁忙期等施設利用者数に応じて、弹力的な変更を行い施設利用者の利便を確保しなければならない。また、行催事等に応じて運行間隔及び時刻表を変更することができるが、その場合、調査職員と事前に運行間隔等について協議するものとする。また、公園の利用状況によっては、公園利用者の安全に万全を期するよう、さらに減速して運行することとする。
- 園内交通施設の運行は、原則として運転手及び車掌の2名体制とする。

第59条 施設・設備等の維持管理

- 施設等運営者は、施設利用者が快適に施設を利用できるよう、常に施設を良好な状態に維持することに努めるものとし、日常管理として、以下の各号に掲げる業務を行うものとする。
 - 施設に係る清掃
 - 施設の点検整備及び軽微な補修又は故障の修理
 - その他利用によって消耗する施設の修繕、消耗品の購入等

第60条 安全管理

- 衛生管理及び安全管理は、施設等運営者において全責任を負うものとする。
- 営業開始前の準備
 - 園内交通施設の安全な管理運営を行うために、施設等運営者は安全衛生管理計画書を定めて調査職員に提出するものとする。なお、作成に当たっては関係法令を遵守すること。
 - 施設等運営者は、園内交通施設安全衛生管理計画書に従い、管理体制の構築、業務従事者の教育、車両の点検を行うこと。
- 営業期間中の管理運営
 - 施設等運営者は、園内交通施設安全衛生管理計画書に従い、利用者への指導、車両の点検、緊急時の対応、利用者への情報提供、衛生管理を行うこと。
- 営業終了後の対応
 - 施設等運営者は、営業期間中の管理日誌、点検チェックシート等の記録について、営業終了の翌日から5年間保存すること。
 - 運行管理者は、以下に示す点検検査等を行い、園内交通施設が正常であるか確認し、機械的な事故の防止並びに安全かつ快適な運行を図るよう努めるものとする。
 - 始業終業点検。
 - 身だしなみチェック。
 - 清掃チェック。
 - 1ヶ月点検。
 - 納品業者への指導管理。

- 6) 定期点検（1年次）。
- 7) 消防避難訓練。
6. 点検検査に当たっては、次の各号に掲げる注意事項を守り安全作業に心掛けることとする。
- ただし、毎日点検については安全作業に十分心掛け、下記にはよらない。
- 1) 作業服及び安全帽を必ず着用すること。
 - 2) 靴は必要に応じ安全靴、又はこれと同等以上のものを着用のこと。
7. 施設等運営者は点検表（又は運行日誌）の様式を作成し、運行予定日には、運転者及び車掌は毎日園内交通施設の運行開始前に試運転を行うとともに、点検表（又は運行日誌）により始業終業点検を行い、異常のないことを確認する。また、実施の記録を点検表（又は運行日誌）に記載する。点検の上、異常が発見された場合は速やかに運行管理者に報告の上、異常の処置を行う。
8. 運転者及び車掌は、始業前に乗車する車両の清掃を行い、公園利用者及び施設利用者に不快感を与えないよう努めるものとする。また、実施の記録を点検表（又は運行日誌）に記載する。
9. 運行管理者は標準検査項目及び1ヶ月点検表を作成し、それに基づいて1ヶ月点検を行い安全運行に努める。また、1ヶ月点検表に実施の記録を記載する。なお、点検の上、異常が発見された場合は速やかに調査職員に報告し、異常の処置を行う。
10. 納品業者（修理業者含む）へ公園諸規則遵守の指導を行い、許可証の有無、許可証番号、氏名、納品経路の確認を適時行う。
11. 年1回、下記検査項目に基づき検査項目1ヶ年検査表を作成の上、これにより定期検査（1年次）を行う。また、1ヶ年検査表に実施の記録を記載する。なお、点検の上、異常が発見された場合は速やかに調査職員に報告し、異常の処置を行う。

■ 1ヶ年検査の内容一覧

検査項目	検査内容	備考
構造物	1. シャーシー等のリベット、ボルトの弛み等の良否 2. 各取付部の摩耗、欠損等の有無 3. 消火器、報知機等作動の良否	
放送設備 信号・通信	1. 電線の腐食、支持物等の損傷の有無及び取付状態の良否	
車体・搬器	1. 軸取付部の各組立ボルトの弛み及び外部の状態、異常の有無 2. タイヤの摩耗、欠損の有無、作動の良否 3. 各車軸、取付部等の給油状態の良否	
駆動装置 制御装置	1. エンジン・プラグの異常の有無 2. 各軸受組立部の摩耗及び異常の有無 3. 制御片の摩耗及び制動片と制動輪の間隔等の良否 4. 接続部の摩耗作用の良否	必要により油の取替
制御回路	1. バッテリーの接続状態、バッテリー液の状態、各端子の取付等異常の有無 2. 各計器類の作用の良否	

12. 公園利用者及び施設利用者の安全な誘導とともに迅速に消火活動が行えるよう本業務に

従事するスタッフ全員を対象に年1回、消防避難訓練を行う。

- 1 3. 次の各事項に該当する場合は、設備の一部、又は全般にわたりその状態及び作用について、臨時検査を行う。
 - 1) 製作又は購入したとき。
 - 2) 一時休止後仕様を再開したとき。
 - 3) 災害その他運転事故が生じたとき。
 - 4) 重要な改造又は、修理をしたとき。
 - 5) その他必要があるとき。
- 1 4. 次の各事項に該当する場合は、試運転を行う。
 - 1) 始業前。
 - 2) 諸点検をしたとき。
 - 3) その他必要があるとき。
- 1 5. 第6項に規定する点検検査等の実施の記録は、1ヶ月毎に取りまとめ調査職員に提出する。
- 1 6. 施設等運営者は、前項に規定する点検検査等の記録を3年以上保存するものとする。
- 1 7. 施設等運営者は、車両ごとに運行日誌を備え、運転回数、利用状況、天候状態その他運行管理上必要な事項を運行日誌に記載し、これを1年以上保存するものとする。

第61条 研修

施設等運営者は、運行に従事する者に対して、当該業務遂行上必要な知識及び技能を習得させるため研修を適宜行うものとする。研修は次の項目について行うこと。

1. 園内交通施設に関する一般知識。
2. 園内交通施設の運行及び点検の方法。
3. 悪天候時、地震発生時に講ずべき措置。
4. 故障時に講ずべき措置。
5. 人身事故発生時に必要な応急措置、救急方法等に関する知識及びその訓練。
6. 緊急時における関係部署への連絡方法及びその訓練。
7. 国営昭和記念公園についての一般知識。
8. 園内交通施設及びその利用者等の安全を確保するために必要な事項。
9. 関係法令その他必要な事項。

第62条 緊急時の対応

1. 施設等運営者は次の各号に該当するときは運行を一時中止・変更、又は休止するものとし、調査職員に報告するものとする。また、施設等運営者は、園内交通施設の運行を一時中止したときは、運転再開の前に各部の点検を行い、異常のないことを確認しなければならない。なお、運行の一時中止・変更又は休止する際には公園利用者及び施設利用者に的確に告知することとする。
 - 1) 地震、台風、大雨、大雪等大規模な自然災害や悪天候のため、運行に危険が予想されるとき。

- 2) 公園利用者が多く、運行コースにおいて運行が困難と認められるとき。
- 3) 事故又は故障等により運転不能のとき。
- 4) 緊急事態が発生、又はその発生が予想されるとき。
- 5) その他関東地方整備局又は調査職員の指示があったとき。

第6 3条 費用負担

1. 園内交通施設運営に関わる一切の費用（営業に際し必要な許認可に関わる経費、光熱水費等）、園内交通施設への車両の導入、交換、撤去並びに保守・故障対応等に要する費用を始めとする運営に関する設備・備品等（建物除く）の費用、園内交通施設の安全対策に要する費用、管理区域に関する建物管理費（清掃費、消耗品の購入、施設の点検整備、軽微な修繕、貸与した備品類の修理等）及び各種保険料、さらには施設等運営者自らが設置した工作物、設備等に係る補修又は改造等に係る経費は、施設等運営者の負担とする。
2. その他、本業務を実施するのに必要な備品等についても、施設等運営者の負担で準備すること。ただし、施設等運営者は、業務が完了する場合（継続して契約した場合は除く）又は、契約が解除された場合、速やかに管理物件を原状に回復して、関東地方整備局に引き渡すこと。さらには、原状回復する際に残存価値が残される場合であっても、関東地方整備局に対し施設等運営者の施設の買取等を請求することを禁じていることを踏まえ、施設等運営者の一切の責任の下で機器・設備等を持ち込むこととする。
3. 施設利用者の不適切な使用により、関連施設・設備、備品等を破損又は紛失した場合は、原則施設利用者責任として、修理費又は施設等運営者が定める損害料を徴収する。

第6 4条 施設利用上の注意

施設利用者に対し、以下の各号について注意喚起を促すものとする。

1. 運転手等の安全指示に従うこと。
2. 運転に支障を及ぼす恐れのある行為を行わないこと。
3. 他の公園利用者及び施設利用者に迷惑を及ぼすおそれのある行為を行わないこと。
4. 強度の酒気を帯びていると判断できる状態で乗車しないこと。
5. 子供（6歳未満）が単独で乗車しないこと。
6. 手回り品・危険物（別途提示する）を所持して乗車しないこと。

第6章 バーベキューガーデン

第65条 総則

施設等運営者は、バーベキューガーデンの管理運営に際して、関係法令等を遵守し、利用者への快適なサービスの提供及び安全確保に努めるものとする。なお、本規定書に記載のない事項又は本規定書に疑義が生じたときは、その都度、施設等運営者は調査職員と協議するものとする。

第66条 施設の目的

バーベキューガーデンは、国営昭和記念公園において施設利用者へのバーベキュー器具の貸出及び食材等飲食物の提供を目的とする。

第67条 運営対象施設

運営対象施設は次のとおりである。

■運営対象施設一覧

施設名称	営業場所
バーベキューガーデン	広場ゾーン

第68条 責任者の選任

施設等運営者は、施設担当責任者、防火管理者、食品衛生責任者等、管理運営上法的に必要な資格を保持する者を選任した上で、バーベキューガーデンの管理運営にあたらせるものとする。

第69条 運営日時

- 施設等運営者は、原則として以下の期間を営業日時とする。なお、営業日時を短縮又は延長する場合は、施設等運営者は調査職員に書面により提出するものとする。

■定休日

年末年始（12月27日～1月5日）及び2月の第4月曜日とその翌日
なお、定休日以外に休業する場合は、事前に調査職員と協議するものとする。

■営業時間

コアタイムを11:00～閉園時間1時間前とし、営業時間は調査職員と協議するものとする。

- 施設の利用については事前予約制とする。

第70条 利用料金

- 施設利用者が器具、食材等を持ち込む場合、施設の利用料金は周辺の類似施設を参考として施設等運営者が定めることができる。
- 施設利用者へ提供する器具貸出品目及び価格、飲食品目及び価格は、下表の現行料金を参考として、施設等運営者が定めることができる。

■<参考>サービス内容等一覧

施設名称	販売・貸出品目
バーベキューガーデン	メニュー・料金 STEP OUT BBQ セット 4,400 円(税込) ベーシック BBQ セット 3,850 円(税込) BBQ HACK セット 4,180 円(税込) 海老と野菜のアヒージョ付き BBQ セット 4,950 円(税込) ステーキ肉付き BBQ セット 4,950 円(税込) キッズ BBQ セット 1,320 円(税込) キッズ BBQ&バーガーセット 1,540 円(税込) [平日限定]学生 BBQ セット 3,300 円(税込) 等

第71条 業務の内容

1. 施設等運営者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。
 - 1) 広場の利用に伴う受付・調整に関すること。
 - 2) バーベキュー器具の貸出に関すること。
 - 3) バーベキュー用食材の提供に関すること。
 - 4) バーベキューガーデンの利用に伴う苦情処理に関すること。
 - 5) 前各号に掲げる業務に付随するもの。
2. 日常の管理上で必要があると認められたときは、バーベキューガーデンの全部又は一部の利用を中止することができるものとする。
3. バーベキューガーデンの利用を中止することが、施設利用者へ影響が与えると考えられる場合は、調査職員と協議を行う。

第72条 施設の運営

1. 予約受付
 - 1) 施設等運営者は、バーベキューガーデンの利用について、予約を受け付け、先着順で予約調整を行うこと。
 - 2) 施設等運営者は、予約受付のための手段を確保すること。
2. 器材貸出、食材販売
 - 1) 施設等運営者は、バーベキューガーデン利用者のために、器材貸出及び食材の販売を行うこと。
 - 2) 天候の変化に対応するため、雨よけテント等を準備しておくこと。
3. 運営条件に定めていない事項に関しては、必要に応じて調査職員と協議すること。
4. 利用制限等
 - 1) 次の各号に該当する場合は、利用を禁止するものとする。
 - ①危険物を持ち込み、その他、秩序を乱し、風紀を害する恐れがある者
 - ②公園で定める制限事項に違反する者
 - ③付添者を伴わない中学生未満の者
 - ④その他施設利用者及び公園利用者の安全、快適を妨げる者。

第73条 施設・設備等の維持管理

1. 施設等運営者は、施設利用者が快適に施設を利用できるよう、常に施設を良好な状態に維持することに努めるものとし、日常管理として、以下の各号に掲げる業務を行うものとする。
 - 1) 施設に係る清掃及び塵芥処理（掃き掃除は毎日、舗装面洗浄は月1回実施）
 - 2) 施設の点検整備及び軽微な補修又は故障の修理
 - 3) その他利用によって消耗する施設の修繕、消耗品の購入等

第74条 安全衛生管理

1. 衛生管理及び安全管理は、施設等運営者において全責任を負うものとする。
2. 食品衛生法、消防法等の関係諸法令及び規則に基づき、安全衛生管理計画書及び緊急時連絡体制を定めて、調査職員に提出すること。また、安全衛生管理計画書作成に当たっては、以下に示す項目のほか、十分な衛生管理及び安全管理等を行うとともに事故防止に努めるものとする。
 - 1) 運営に当たる全職員を対象として、年1回の健康診断を実施し、検査の結果、異常ある者は、完全に回復したとの医師の診断が得られるまで職場復帰は認めないこと。
その他、下痢を起こしている等体調不良者は出勤させてはならない。
 - 2) 消防法に基づき、消火器点検を年2回実施し、不備なものは随時取り替えること。
 - 3) 消防法に基づき、避難訓練、消火器訓練等を年2回実施すること。
3. 上記法定点検等の結果については、遅滞なく調査職員に報告すること。
4. 飲食施設は、施設利用者に満足していただけるよう、商品管理の徹底、消防設備の点検、業務従事者の身だしなみ等、常に清潔、快適かつ安全な状態に維持するものとする。
5. 食中毒等の事故が発生したとき、又はその恐れがあるときは、速やかに必要な措置を取り、緊急時連絡体制に基づき、次の各号に掲げる事項について、遅滞なく、調査職員に報告するものとする。なお、食中毒等社会的な影響や人的影響等を伴い、関東地方整備局がマスコミ対応等を行う場合は、その際、関東地方整備局の求めに応じ施設等運営者は迅速かつ適切に協力しなければならない。また、関東地方整備局が策定した事故等への対応計画、規定等がある場合は、それに則った対応を図ること。
6. 食中毒等により、施設利用者に対して、人的損害を及ぼした場合は、施設等運営者の責任において、その賠償を行う。

第75条 費用負担

1. バーベキューガーデン運営に関わる一切の費用（営業に際し必要な許認可に関わる経費、光熱水費等）、貸出に供するバーベキュー器具を始めとする運営に関する備品等（建物除く）の費用、許可区域に関する建物管理費（清掃費、消耗品の購入、施設の点検整備、軽微な修繕、貸与した備品類の修理等）及び各種保険料、さらには施設等運営者自らが設置した工作物、設備等に係る補修又は改造等に係る経費は、施設等運営者の負担とする。
2. その他、本業務を実施するに必要な備品等についても、施設等運営者の負担で準備すること。ただし、施設等運営者は、業務が完了する場合（継続して契約した場合は除く）又は、契約が解除された場合、速やかに管理物件を原状に回復すること。

3. 施設利用者の不適切な使用により、バーベキュー器具を破損等した場合は、原則施設利用者責任として、修理費又は施設等運営者が定める損害料を徴収する。

第76条 施設利用上の注意

施設利用者に対し、以下の各号について注意喚起を促すものとする。

1. 指定された場所以外では、バーベキューを行わないこと。また、直火での利用は行わないこと。
2. 穴、溝等を勝手に掘らないこと。
3. バーベキュー終了後は、利用した場所及び器具を清掃の上、園外から持ち込んだごみについては持ち帰ること。

第7章 うんどう広場 用具貸出

第77条 総則

施設等運営者は、うんどう広場における用具貸出の管理運営に際して、関係法令等を遵守するものとする（別添29「うんどう広場について」参照）。なお、本規定書に記載のない事項又は本規定書に疑義が生じたときは、その都度、施設等運営者は調査職員と協議するものとする。

第78条 運営対象施設

運営対象施設は次のとおりである。

■運営対象施設一覧（参考）

スポーツ名	用具	数量
ディスクゴルフ	ディスク	80枚
ペタンク	ボール	30個
クロッケー	マレット	大人用12本 小人用8本
	ボール	48個
ローンボウルス	ボール等	40個
ホースシューズ	ホースシュー	大人用20本 小人用10本
フットサル	ボール	10個
3on3	ボール	9個

第79条 担当責任者の選任

施設等運営者は、担当責任者を選任した上でうんどう広場における用具貸出の管理運営にあたらせるものとする。

第80条 運営日時

- 施設等運営者は、原則として本公園の開園日を営業期間とする。なお、閑散期については、調査職員との協議の上、営業休止とすることも可能である。
- 施設等運営者は、原則としてうんどう広場の用具貸出の公開期間を以下の時間とし、施設利用者へのサービスの提供を安定的に行う。なお、運営時間を短縮又は延長する場合は、調査職員に書面により提出することとする。

■貸出時間一覧

スポーツ名	用具	利用時間
ディスクゴルフ	ディスク	9:30～閉園の30分前まで※
ペタンク	ボール	9:30～閉園の30分前まで※
クロッケー	マレット、ボール	9:30～閉園の30分前まで※
ローンボウルス	ボール	9:30～閉園の30分前まで※
ホースシューズ	ホースシュー	9:30～閉園の30分前まで※
フットサル	ボール	9:30～12:00、12:00～14:00、14:00～閉園の30分前まで※
3on3	ボール	9:30～閉園の30分前まで※

※ 用具の貸出は閉園の1時間前まで

第8 1条 利用料金

- 施設利用者へ提供する用具貸出の利用料金は、下表の現行料金を参考として、施設等運営者が定めることができる。

■<参考>現行利用料金一覧

スポーツ名	用具	料金
ディスクゴルフ	ディスク1枚	3時間…210円 ※
ペタンク	ビュット(標的球)1個+ボール3個	1時間…100円 ※
クロッケー	マレット1本、ボール2個	1時間…210円 ※
ローンボウルス	ボール4個	1時間…210円 ※
ホースシューズ	ホースシュー2本	1時間…100円 ※
フットサル	ボール1個	1時間…210円 ※
3on3	ボール1個	1時間…100円 ※

※ 保証金（後返却）200円別途必要

第8 2条 業務内容

- 施設等運営者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。
 - うんどう広場の用具の貸出に関すること。
 - うんどう広場の用具の維持管理に関すること。
 - うんどう広場の用具の利用に伴う苦情処理に関すること。
 - 前各号に掲げる業務に付随するもの。
- 日常の管理上で必要があると認められたときは、うんどう広場の用具の貸出の全部又は一部を中止することができるものとする。
- うんどう広場の用具貸出を中止することが、施設利用者へ影響が与えると考えられる場合は、調査職員と協議を行う。

第8 3条 施設・設備等の維持管理

- 施設等運営者は、施設利用者が快適に施設を利用できるよう、常に施設を良好な状態に維持することに努めるものとし、日常管理として、以下の各号に掲げる業務を行うものとする。
 - 用具の点検整備及び軽微な補修又は故障の修理。
 - その他利用によって消耗する用具の修繕、消耗品の購入等。

第8 4条 安全管理

施設等運営者は、施設利用者が安全かつ快適に用具を利用されるよう心掛け、常に用具を正常な状態で維持するため、点検整備を行う。

第8 5条 緊急時対応

- 次の各号の時は、施設等運営者は、貸出を一時中止・変更又は休止するものとし、調査職員に報告するものとする。貸出を一時中止・変更又は休止するときは、公園利用者及び施設利用者に適切に告知するものとする。併せて、利用中止する旨の看板を掲げること。

- 1) 地震、台風、大雨、大雪等悪天候又は自然災害のため、走行に危険が予想されるとき。
 - 2) 事故等の不測の事態が生じたとき。
 - 3) 緊急事態が発生、又はその発生が予想されるとき。
 - 4) その他関東地方整備局の指示のあったとき。
2. 施設等運営者は、前項の規定によりうんどう広場の用具貸出を中止したときは、再開の前にうんどう広場に異常のないことを確認しなければならない。
 3. うんどう広場において事故が発生し又はその恐れがあるときは、緊急連絡体制に基づき速やかに必要な措置を行うものとする。

第86条 費用負担

1. うんどう広場用具貸出運営に関わる一切の費用は、施設等運営者の負担とする。
2. その他、本業務を実施するに必要な備品等についても、施設等運営者の負担で準備すること。ただし、施設等運営者は、業務が完了する場合（継続して契約した場合は除く）又は、契約が解除された場合、速やかに管理物件を原状に回復して、関東地方整備局に引き渡すこととなること、さらには、原状回復する際に残存価値が残される場合であっても、関東地方整備局に対し施設等運営者の施設の買取等を請求することを禁じていることを踏まえ、施設等運営者的一切の責任の下で機器・設備等を持ち込むこととする。
3. 施設利用者の不適切な使用により、関連施設・設備、用具等を破損又は紛失した場合は、原則施設利用者責任として、修理費又は施設等運営者が定める損害料を徴収する。

第87条 施設利用上の注意

施設利用者に対し、以下の各号について注意喚起を促すものとする。

1. 使用中に故意又は過失の有無に関わらずその発生した傷害物件損害その他の事故による補償の請求を関東地方整備局に対して行わないこと。
2. その他施設利用者及び公園利用者等に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
3. 危険箇所、不適当な場所での使用をしないこと。

第8章 自主事業における行催事等

第88条 自主事業における行催事等

- 施設等運営者は、公園の利便性や魅力をより一層高めるため、独立採算により、自主事業（広報も含む）を行うことができる。
- 行催事を開催する場合は、本公園の利用増につながる各種行催事の主催、共催等も可能とする。
- 自主事業の内容については、本公園利用に相応しくない場合、その実施を認めない場合がある。このため施設等運営者は、事前に調査職員と協議を行うこと。
- 調査職員と施設等運営者は、本公園の利用促進等のために自主事業の実施内容の詳細について協議すること。
- 施設等運営者は、自主事業による公園施設の利用が他の公園利用者による利用や安全に支障が生じないよう、十分に調整を図って対応すること。
- 施設等運営者は、都市公園法（昭和31年法律第79号）第5条、第6条又は12条に基づく許可を得る必要がある場合、申請書を関東地方整備局に提出して許可を受けなければならぬ。ただし、都市公園法第12条第1項第2号に掲げる行為の許可については、施設等運営者の申請に限り、自主事業の内容を「業務計画書」に記載することにより、年間を通して一括申請を行うことができる。
- 施設等運営者は、都市公園法施行令（昭和31年政令第290号）第20条に基づき、施設使用料又は建物使用料及び土地使用料を納めることが必要となる場合がある。
- 施設等運営者は、都市公園法施行令第20条に基づく都市公園法第5条又は第6条の許可を受けた範囲の維持管理に係る費用（水道、電気料金を含む）を負担するものとする。
- 施設等運営者は、協賛企業から協賛金を募り、実施費用に当てることができる。なお、この場合、以下の点に留意すること。
 - 施設等運営者は、事前に調査職員の承諾を得た上で、自主事業の実施場所及び各ゲートに協賛企業の名称等の表示等を行うことができる（はり紙、はり札等、広告旗、立看板等、広告幕及びアドバルーンへの協賛企業名の表示）。この場合、東京都の屋外広告物に関する規制等、関係法令等を遵守すること。
 - 施設等運営者は、事前に発注者の承諾を得た上で、協賛企業に自己の協賛内容を広報宣伝させることができる。
 - 施設等運営者は、事前に発注者の承諾を得た上で、自らが作成する自主事業に関するポスター・パンフレット・スタッフジャンパー等に、協賛企業の名称等を表示させることができる。
- 施設等運営者は、調査職員が自主事業に関する収支状況等の報告を求めた場合には、それに応じなければならない。

第89条 自主事業における飲食・物販施設等の新設・管理運営及び指定する既存施設の改修運営

施設等運営者は、本公園の基本計画等との整合が図られ、かつ優良な投資（公園に不足している機能の充足や既存の収益施設の内装・外装のリニューアル、機能向上等）を伴うもの

に限っては、別添 58（自主事業における飲食・物販施設等の設置管理運営可能範囲）に定める範囲において、本業務の実施期間を超えて、10年間を限度として、飲食・物販施設等を新設、又は指定する既存施設を改修し、管理運営することができる。ただし、10年間を限度とした管理運営を行う場合、既存の収益施設すべてを対象とするものに限る。管理運営の方法については、本規定書に記載する各種収益施設の方法に準じるものとする。なお、自主事業においても他の収益施設同様に、都市公園法第 5 条に基づく許可を受けた上で、土地使用料及び建物使用料を認めなければならない。

新たに飲食・物販施設を設置した場合又は改修によって管理運営した場合、本業務契約期間終了後（継続して契約した場合は除く）は自主事業ではなくなるが、都市公園法第 5 条の許可に基づき実施できるものであり、公園管理者が承認した場合は、許可期間終了後の許可の更新（共同体の場合は構成員単独への承継）も可能である。

また、契約期間終了時（継続して契約した場合は除く）又は許可期間終了時（更新が行われた場合は除く）は、自己の負担において原状回復しなければならない。

ただし、契約期間終了時（継続して契約した場合は除く）又は許可期間終了時（更新が行われた場合は除く）に、所有する資産を国又は国が指定する第三者と個別の協議により、適正価格で譲渡できるものとし、この場合には原状回復は不要とする。

施設等運営者は、指定する既存施設を改修して自主事業を行う場合、改修工事にあたっては、閑散期における改修工事や、代替の仮設施設によるサービス提供など、公園利用者へのサービス水準の維持に努めることとする。

第9章 自動販売機

第90条 設置箇所、販売内容・料金等

- 自動販売機での販売は、飲料（酒類の販売は行わないこと）等を想定している。
- 自動販売機の大きさについては、指定の範囲内に設置できるものであること。
- 施設等運営者は、施設利用者が安全かつ快適に施設を使用できるよう、安全面、衛生面、機能面及び景観に留意して適切な管理を行うこと。
- 設置箇所は原則以下のとおりであり、設置台数は施設等運営者の提案によるものとする。

■設置箇所一覧

設置箇所	設置する自動販売機の種別
総合案内所	
花みどり文化センター	
ドッグラン	
立川口無料区ゲート側	
立川口サイクリングセンター	
立川口無料区売店側	
立川口駐車場	
ふれあい広場レストラン	
花木園展示棟	
花木園売店前	
西立川口サイクリングセンター	
西立川口無料区売店側	
西立川口無料区ゲート側	
西立川口売店	
西立川口ゲート	
レイクサイドレストラン	
バーべキューガーデン	
わんぱく遊具	
原っぱ南売店	飲料(缶及びペットボトル)等
原っぱ中央売店	
原っぱ北売店	
渓流広場レストラン	
フットサルコート	
こもれびの家	
虹のハンモックトイレ	
こどもの森売店	
こどもの森売店	
ふわふわドーム No.36 トイレ	
雲の海男子トイレ	
玉川上水口	
こもれびの里休憩所	
砂川口休憩所	
砂川口サイクリングセンター	
砂川口無料区域	
砂川口駐車場トイレ	
砂川口業務入園口	
高松口トイレ	

第91条 費用負担

- 自動販売機運営に関わる一切の費用（営業に際し必要な許認可に関わる経費、光熱水費、清掃費、消耗品の購入、施設の点検整備、軽微な修繕、貸与した備品類の修理等）、自動販売機の購入、設置、機械の交換、撤去並びに保守・故障対応等に要する費用、自動販売機に装着する漏電・漏水等安全対策に要する費用、その他運営に関する備品等（建物除く）

の費用及び各種保険料、さらには施設等運営者自らが設置した工作物、設備等に係る補修又は改造等に係る経費は、施設等運営者の負担とする。

2. 自動販売機の商品の補充、売上金回収等に要する経費、自動販売機周辺に設置する回収ボックスの設置及び空き容器回収・処分に要する費用は、施設等運営者の負担とする。
園内のゴミ箱についても、空き容器等の発生量に応じて、事業者との間で、応分の費用負担を行う。その際、事前に調査職員と協議の上、費用分担ルール及び費用分担結果の調査職員との確認方法について協議し、決定すること。なお、費用分担の確認方法に基づき、調査職員及び事業者と確認を行った上で、費用分担を行うこと。
3. 自動販売機の設置に伴う電気・排水工事の追加工事を必要とする場合はそれに要する経費は、施設等運営者の負担とする。
4. その他、本業務を実施するに必要な備品等についても、施設等運営者の負担で準備すること。ただし、施設等運営者は、業務が完了する場合（継続して契約した場合は除く）又は、契約が解除された場合、速やかに管理物件を原状に回復して、関東地方整備局に引き渡すこととなること、さらには、原状回復する際に残存価値が残される場合であっても、関東地方整備局に対し施設等運営者の施設の買取等を請求することを禁じていることを踏まえ、施設等運営者の一切の責任の下で機器・設備等を持ち込むこととする。
5. 施設利用者の不適切な使用により、関連施設・設備、備品等を破損又は紛失した場合は、原則施設利用者責任として、修理費又は施設等運営者が定める損害料を徴収する。

第92条 自動販売機の維持管理

1. 商品管理、売上金回収・つり銭補充等の金銭管理等、自動販売機の維持管理については、施設等運営者が行うこと。また、常に商品の賞味期限に注意するとともに、売り切れ商品がないよう努めること。
2. 自動販売機に併設して、原則として1箇所に1個の割合で、選別回収タイプの回収ボックスを設置するとともに、施設等運営者の責任で適切に空き容器を回収・処分すること。
3. 自動販売機の清掃を実施するとともに、衛生管理及び感染症対策については、関係法令を遵守するとともに徹底を図ること。
4. 自動販売機を設置するに当たっては、据付面を十分に確認した上で「安全設置」すること。

第93条 責任者の選任

施設等運営者は、担当責任者を選任した上で自動販売機の管理運営にあたらせるものとする。

第94条 その他留意事項

1. 自動販売機の設置に関する必要な手続きは、施設等運営者が行うこと。
2. 自動販売機の設置に当たっては、事前に調査職員と協議し、必要な手続きを実施した上で設置すること。
3. 販売商品等については事前に調査職員と協議し、決定すること。
4. 自動販売機を第三者に譲渡又は貸与しないこと。
5. 販売品の搬入・廃棄物の搬出時間及び経路については、調査職員の指示に従うこと。

第10章 コインロッカー

第95条 設置箇所等

- 施設等運営者は、コインロッカーを下記の箇所に設置し、管理すること。

■運営対象施設一覧

施設名称	数量
西立川口売店	36 口
立川口サイクリングセンター	16 口
西立川口サイクリングセンター	20 口
砂川口サイクリングセンター	20 口
総合案内所	20 口
スポーツ管理棟	40 口

※数量については令和3年現在の設置口数であり、参考に示す。

- 施設等運営者は、施設利用者が安全かつ快適に施設を使用できるよう、安全面、衛生面、機能面及び景観に留意して適切な管理を行うこと。
- 利用料金は、下表の現行料金を参考として、施設等運営者が定めることができる。

■<参考>現行利用料金一覧

施設名称	利用料金	備考
コインロッカー	100 円(立川口サイクリングセンター、西立川売店は 100 円・300 円)	1回、1日

第96条 費用の負担

- コインロッカー運営に関わる一切の費用は、施設等運営者の負担とする。
- コインロッカーの売上金回収等に要する経費は、施設等運営者の負担とする。
- その他、本業務を実施するに必要な備品等についても、施設等運営者の負担で準備すること。ただし、施設等運営者は、業務が完了する場合(継続して契約した場合は除く)又は、契約が解除された場合、速やかに管理物件を原状に回復して、関東地方整備局に引き渡すこととなること、さらには、原状回復する際に残存価値が残される場合であっても、関東地方整備局に対し施設等運営者の施設の買取等を請求することを禁じていることを踏まえ、施設等運営者の一切の責任の下で機器・設備等を持ち込むこととする。
- 施設利用者の不適切な使用により、関連施設・設備、備品等を破損又は紛失した場合は、原則施設利用者責任として、修理費又は施設等運営者が定める損害料を徴収する。

第97条 コインロッカーの維持管理

- 商品管理、売上金回収・つり銭補充等の金銭管理等、コインロッカーの維持管理については、施設等運営者が行うこと。
- コインロッカーの清掃を実施するとともに、衛生管理については、関係法令を遵守するとともに徹底を図ること。
- コインロッカーを設置するに当たっては、据付面を十分に確認した上で「安全設置」すること。

第98条 担当責任者の選任

施設等運営者は、担当責任者を選任した上でコインロッカーの管理運営にあたらせるものとする。

第99条 その他留意事項

1. コインロッカーの設置に関する必要な手続きは、施設等運営者が行うこと。
2. コインロッカーの設置に当たっては、事前に調査職員と協議し、必要な手続きを実施した上で設置すること。
3. コインロッカーを第三者に譲渡又は貸与しないこと。
4. 忘れ物等残存物の発見をしたときは、所定の手続きを行い、できる限りの便宜を図ること。

第11章 有料シャワー

第100条 設置箇所

施設等運営者は、有料シャワーを下記の箇所に設置し、管理すること。

■運営対象施設一覧

施設名称	設置ブース数
中央管理棟	男性用3、女性用3

第101条 施設・設備の維持管理

1. 売上金回収・つり銭補充等の金銭管理等、有料シャワーの維持管理については、施設等運営者が行うこと。
2. 有料シャワー内の清掃を実施するとともに、衛生管理については、関係法令を遵守するとともに徹底を図るとともに、必要な備品類等の補充を行う。
3. 給水・給湯設備等の保守点検や維持修繕等を行い、常に正常な機能を維持すること。

第102条 利用制限等

1. 他の施設利用者に危害を及ぼす恐れのある物品、迷惑となるような物品を携帯する者の利用を制限すること。
2. 巡回等を行い、迷惑行為等を防止するための対策を講じなければならない。

第103条 費用の負担

1. 有料シャワー運営に関わる一切の費用は、施設等運営者の負担とする。
2. 有料シャワーの料金の集金に要する経費は、施設等運営者の負担とする。
3. その他、本業務を実施するに必要な備品等についても、施設等運営者の負担で準備すること。ただし、施設等運営者は、業務が完了する場合（継続して契約した場合は除く）又は、契約が解除された場合、速やかに管理物件を原状に回復して、関東地方整備局に引き渡すこととなること、さらには、原状回復する際に残存価値が残される場合であっても、関東地方整備局に対し施設等運営者の施設の買取等を請求することを禁じていることを踏まえ、施設等運営者の一切の責任の下で機器・設備等を持ち込むこととする。
4. 施設利用者の不適切な使用により、関連施設・設備、備品等を破損又は紛失した場合は、原則施設利用者責任として、修理費又は施設等運営者が定める損害料を徴収する。

第104条 責任者の選任

施設等運営者は、担当責任者を選任した上で有料シャワーの管理運営にあたらせるものとする。

従来の実施状況に関する情報の開示

1 従来の実施に要した経費					(単位 : 円)
		令和 4 年度 (2,3 月)	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
人 件 費	常勤職員				
	非常勤職員				
	物件費				
	委託費等	委託費定額部分 130,733,550	902,756,076	940,671,681	
		成果報酬等			
		旅費その他			
計 (a)					
参考 値 (b)	減価償却費				
	退職給付費用				
	間接部門費				
(a) + (b)					
(注意事項)					
委託費定額部分の内訳は以下のとおりである。					
(単位 : 円)					
		令和 4 年度 (2,3 月)	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
植物管理		9,145,700	77,098,382	69,715,205	
草花管理		12,615,270	113,858,001	127,612,201	
工作物管理		3,405,374	39,384,967	43,978,008	
清掃		11,592,092	78,632,429	86,081,842	
運営管理		33,786,754	238,968,164	243,024,806	
公園管理		36,257,069	198,540,405	203,019,676	
一般管理費		12,046,423	74,204,993	81,724,335	
消費税		11,884,868	82,068,735	85,515,608	
小計		130,733,550	902,756,076	940,671,681	

2 従来の実施に要した人員					(単位:人)	
	令和4年度 (2,3月)	令和5年度	令和6年度	令和7年度		
常勤職員						
非常勤職員						
(令和5年度の業務従事者に求められる知識・経験等)						
1. 知識、経験に関する要件						
同種又は類似業務の実務経験						
2. 技術力に関する要件						
○植物管理業務の業務責任者						
・1級造園施工管理技士						
(過去の業務従事者に求められる知識・経験等)						
・入札の対象となる業務は全て外部委託として実施していた。業務実施の際、従事者に求められる知識・経験等は以下の通りであった。(令和4-8年)						
1. 知識、経験に関する要件						
表8 配置予定者の業務実績等に関する要件						
業務の経験	①本業務全伝の計画立案及びマネジメント業務の業務責任者(総括責任者)	②企画運営管理業務の業務責任者	③施設・設備維持管理業務の業務責任者	④植物管理業務の業務責任者	⑤収益施設等設置管理運営業務の業務責任者【 ¹⁰ 】及び⑥収益施設等(下記)の運営	⑦アールの運営
	下記に六十問程度又は類似業務(平成16年度以降に完了した履行期間が概ね12ヶ月以上の業務に限る)の経験を有すること(申請書類提出時において実施中の業務にあっては、平成30年3月31日までの業務経験を含む)	下記の1)又は2)のいずれかを対象とした業務全伝の計画立案及びマネジメント業務(本実施要項1.2.1参照)の実績を有し、かつ、下記の2)又は3)のいずれかの経験を有すること	下記の1)又は2)のいずれかを対象とした施設・設備維持管理業務(本実施要項1.2.2参照)の実績を有し、かつ、企画運営管理に関する業務の実績を有し、かつ、施設・設備・設備維持管理業務に関する下記の2)又は3)のいずれかの経験を有すること	下記の1)又は2)のいずれかを対象とした植物管理業務(本実施要項1.2.3参照)の実績を有し、かつ、施設・設備・設備維持管理業務に関する下記の2)又は3)のいずれかの経験を有すること	下記の1)又は2)のいずれかを対象とした収益施設等設置管理運営業務(本実施要項1.2.5参照)に関する業務の実績(レジャーブール ^{※11} を除く収益施設のうち、いずれか1種類以上運営を行った実績)を有し、かつ、収益施設等設置管理運営業務(レジャーブール ^{※12} の運営)に関する下記の2)又は3)のいずれかの経験を有すること	下記の3)又は4)のいずれかを対象とした収益施設等設置管理運営業務(本実施要項1.2.5参照)に関する業務の実績(レジャーブール ^{※11} の運営を行った実績)を有し、かつ、収益施設等設置管理運営業務(レジャーブール ^{※12} の運営)に関する下記の2)又は3)のいずれかの経験を有すること
類似業務の経験	1)都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等の利用に供している10ha以上の都市公園(総合公園、運動公園、広域公園及び国営公園等) 2)レクリューション施設 ^{※13} 又は観光・商業施設 ^{※14} で、2ha以上の園地 ^{※15} 管轄を行っている施設	3)都市公園の運営として、総合公園以上(総合公園、運動公園、広域公園及び国営公園)で、レジャーブール ^{※16} を含む都山公園 4)レクリューション施設 ^{※17} 又は観光・商業施設 ^{※18} で、レジャーブール ^{※19} を含む2ha以上の園地 ^{※20} 管理を行っている施設				
	⑦延べ2年以上の総括責任者 ^{※21} の経験 ⑧延べ3年以上的業務責任者 ^{※22} の経験 ⑨総括責任者 ^{※23} 又は業務責任者 ^{※24} の経験を有し、かつ技術上(建設部門:都市及び地方計画)又は技術上(総合技術監修部門:建設)の資格を有する者	⑩延べ2年以上的業務責任者 ^{※25} の経験 ⑪延べ3年以下の業務経験				
類似業務の経験	下記の5)～7)のいずれかを対象とした業務全伝の計画立案及びマネジメント業務、企画運営管理業務、植物管理業務、収益施設等設置管理運営業務(本実施要項1.2.1～1.2.6参照)のいずれかに関する業務の実績を有し、かつ業務全伝の計画立案及びマネジメント業務、企画運営管理業務、施設・設備維持管理業務、植物管理業務、収益施設等設置管理運営業務(本実施要項1.2.1～1.2.6参照)のいずれかに関する業務の実績を有し、かつ業務全伝の計画立案及びマネジメント業務、企画運営管理業務、施設・設備維持管理業務、植物管理業務、収益施設等設置管理運営業務(本実施要項1.2.1～1.2.6参照)のいずれかに関する業務の実績を有するること	下記の5)～7)のいずれかを対象とした施設・設備維持管理業務(本実施要項1.2.3参照)に開する業務の実績を有し、かつ、施設・設備・設備維持管理業務に関する下記の2)又は3)のいずれかの経験を有すること	下記の5)～7)のいずれかを対象とした植物管理業務(本実施要項1.2.4参照)の実績を有し、かつ、植物管理業務に関する下記の2)又は3)のいずれかの経験を有すること	下記の5)～7)のいずれかを対象とした収益施設等設置管理運営業務(本実施要項1.2.5参照)に関する業務の実績(水泳ブール ^{※26} を除く収益施設のうち、いずれか1種類以上運営を行った実績)を有し、かつ、収益施設等設置管理運営業務(水泳ブール ^{※27} の運営)に関する下記の2)又は3)のいずれかの経験を有すること	下記の8)又は9)のいずれかを対象とした収益施設等設置管理運営業務(本実施要項1.2.5参照)に関する業務の実績(水泳ブール ^{※27} の運営を行った実績)を有し、かつ、収益施設等設置管理運営業務(水泳ブール ^{※28} の運営)に関する下記の2)又は3)のいずれかの経験を有すること	
	部門:都市及び地方計画)又は技術上(総合技術監修部門:建設)の資格を有する者	—	—	1級造園施工管理技士	—	—
資格	—	—	—	—	—	—
2. 技術力に関する要件						
○植物管理業務の業務責任者						
・1級造園施工管理技士						
(業務の繁閑の状況とその対応)						
なし						

(注記事項)

- ・運営維持管理業務の人員のみ(収益施設等管理運営業務に係る人員はのぞく)。
- ・令和4年度では受託者の職員28名が従事していた。
- ・大規模イベント時や繁忙期には、臨時でアルバイト等を募集している。
- ・従事者に求める知識や技術は、令和3年時の資格要件である。

3 従来の実施に要した施設及び設備（受託者に対して供与した施設・設備）

- ・別紙1主要公園施設一覧、別紙2主要建築物一覧、別紙21提供施設等一覧及び別紙37建物及び工作物に関する修繕履歴を参照

(注記事項)

- ・運営維持管理業務の施設・設備のみ(収益施設等管理運営業務に係る施設・設備はのぞく)。

4 従来の実施における目的の達成の程度

■年間指標

		令和4年度 (2,3月)		令和5年度		令和6年度	
		目標 計画	実績	目標 計画	実績	目標 計画	実績
公園利用者数 ^{※1}	有料区域（花火大会実施日を除く）	311千人	313千人	2,180千人	2,180千人	2,180千人	2,220千人
	花みどり文化センター	—	28千人	—	197千人	—	205千人
利用者満足度の確保	公園の運営に関する「非常に満足」及び「まあまあ満足」	90%	98.5%	90%	98.5%	90%	98.9%
公園特性を活かした植物管理	チューリップ 「非常に満足」 ^{※3}	—	—	80%	87.6%	80%	79.3%
	秋の大規模花修景 「非常に満足」及び「まあまあ満足」 ^{※4}	—	—	85%	98.5%	85%	98.8%
多様な利用プログラムの提供	利用プログラムの開催回数	10回	17回	90回	148回	90回	162回
情報受発信	プレスリリースの年間件数	—	—	52件	53件	52件	53件
	ホームページの年間件数	—	—	3,761千件	5,959千件	3,761千件	5,309千件

■四半期指標

		令和4年度 (2,3月)						
		4~6月		7~9月		10~1月		2~3月
		目標 計画	実績	目標 計画	実績	目標 計画	実績	目標 計画
公園利用者数 ^{※1}	有料区域（花火大会実施日を除く）							311千人
利用者満足度の確保	公園の運営に関する「非常に満足」及び「まあまあ満足」							90.0%
		令和5年度						
		4~6月		7~9月		10~12月		1~3月
		目標 計画	実績	目標 計画	実績	目標 計画	実績	目標 計画
公園利用者数 ^{※1}	有料区域（花火大会実施日を除く）	770千人	692千人	300千人	219千人	720千人	907千人	390千人
利用者満足度の確保	公園の運営に関する「非常に満足」及び「まあまあ満足」	90%	98.8%	90%	99.7%	90%	98.3%	90%
公園特性を活かした植物管理	チューリップ 「非常に満足」	80.0%	87.6%	—	—	—	—	—
	秋の大規模花修景 「非常に満足」及び「まあまあ満足」 ^{※4}	—	—	—	—	85.0%	98.5%	—
		令和6年度						
		4~6月		7~9月		10~12月		1~3月
		目標 計画	実績	目標 計画	実績	目標 計画	実績	目標 計画
公園利用者数 ^{※1}	有料区域（花火大会実施日を除く）	770千人	870千人	300千人	190千人	720千人	769千人	390千人
利用者満足度の確保	公園の運営に関する「非常に満足」及び「まあまあ満足」	90%	99.2%	90%	98.8%	90%	99.0%	90%
公園特性を活かした植物管理	チューリップ 「非常に満足」 ^{※4}	80%	79.3%	—	—	—	—	—
	秋の大規模花修景 「非常に満足」及び「まあまあ満足」 ^{※4}	—	—	—	—	85.0%	98.8%	—

(注記事項)

1. (指標の意義、選定根拠)

運営管理の基本方針に基づいた公園の管理運営による効果を客観的に評価するための指標。

運営管理の重点事項を選定している。

2. (目標値・計画値の設定根拠)

過年度実績をもとに設定。

3. (実績の計算・把握の方法)

実施要項1.3.4.モニタリング方法による。

受託者からの管理月報及び公園の利用に関するアンケート調査より。

4. 表中の注記は以下のとおり。

※1;公園利用者数の集計方法は別紙13による。

※2;年間及び四半期毎の「公園の利用に関するアンケート調査」(別紙14)のQ10-1における「非常に満足」及び「まあまあ満足」の回答の合計の比率。

※3;フラワーフェスティバル開催時の「チューリップ」における「公園の利用に関するアンケート調査」(別紙14)のQ14-1で対象イベント・行事等に「参加・観賞した」人で、Q14-2の回答者のうち対象花の観賞の「非常に満足」の回答比率。

※4;秋の大規模花修景開花時期の大規模花修景植物における「公園の利用に関するアンケート調査」(別紙14)のQ14-1で対象イベント・行事等に「参加・鑑賞した」人で、Q14-2の回答者のうち対象植物の鑑賞の「非常に満足」及び「まあまあ満足」の回答の合計の比率。

※5;展示・体験プログラムの開催回数とは、利用プログラム(イベント・行事から構成される行催事含む)のうち、事業者が主催する「展示」又は「30人程度以上の公園利用者が参加する体験型」のもの(ただし、ボランティア関連のものを除く。)の回数をいう。

※6;マスコミ報道件数の目標とは、以下のそれぞれの件数と合計件数。

委託費による有料広告等についてはカウントできないが、委託費によらない自主事業等による有料広告等はカウントできるものとする。

- ・テレビ(NHK・民放)・ラジオ(AM、FM)の放送件数で、1番組につき1カウントとする。
- ・財団法人日本新聞協会加盟の新聞・販売や配布エリアが立川・昭島市域を超える範囲の雑誌・情報誌への紙面掲載件数で、新聞については1紙/回につき1カウントとし、雑誌・情報誌については、1冊/回につき1カウントとする。但しホームページ等インターネット記事掲載は除く。
- ・但しホームページ等インターネット記事掲載は除く。
- ・事件、事故等の報道件数は除く。

5 従来の実施方法等

従来の実施方法

- ・業務区分表参照

(事業の目的を達成する観点から重視している事項)

- ・公園特性を生かした植物管理、多様な利用プログラムの提供、情報の受発信の充実を一元的に検討し、利用者数及び満足度の向上を目標としている。

(注記事項)

- ・別紙13 公園利用者数(団体、パスポート、無料区域を含めた公園利用者数及びその計測方法)、別紙14 利用者アンケート、別紙15 イベントリスト(実績)、別紙16 マスコミ等による報道件数、別紙17 ホームページ総アクセス件数

【業務区分表】

	業務内容	業務細目	民間競争入札(H31-R4 年度)			民間競争入札(R4-8 年度)			備考 (作業時期・頻度・条件等)
			国土 交通省	A(受託 者)	A 以外 の業者	国土 交通省	B(受託 者)	B 以外 の業者	
国営昭和記念公園運営維持管理業務	①計画立案及びマネジメント業務	計画立案及びマネジメント業務		○			○		通年
	②企画運営管理業務	企画運営管理業務		○			○		通年
	③施設・設備維持管理業務	維持修繕・保守点検等		○			○		通年
		清掃		○			○		通年
	④植物管理業務	植物管理		○			○		通年
	⑤収益施設等運営業務	収益施設運営		○			○		通年
		自主事業		○			○		通年

精算報告書

【令和4年度 2-3月分】

(単位:円)

経費区分	予定経費 (A)	支出額 (B)	過不足額 (C) = (A) - (B)	摘要
植物管理	8,156,880	9,145,700	-988,820	112.10%
草花管理	13,623,400	12,615,270	1,008,130	92.60%
工作物管理	3,421,500	3,405,374	16,126	99.50%
清掃	10,390,000	11,592,092	-1,202,092	111.60%
運営管理	29,795,958	33,786,754	-3,990,796	113.40%
利用者指導工	26,076,258	30,196,184	-4,119,926	
自動車維持修繕工	994,500	973,891	20,609	
広報宣伝	2,725,200	2,616,679	108,521	
公園管理	35,360,262	36,257,069	-896,807	102.50%
公園管理工	35,360,262	36,257,069	-896,807	
直接作業費	100,748,000	106,802,259	-6,054,259	106.00%
一般管理費	10,074,000	12,046,423	-1,972,423	119.60%
業務価格	110,822,000	118,848,682	-8,026,682	107.20%
消費税	11,082,200	11,884,868	-802,668	
業務費計	121,904,200	130,733,550	-8,829,350	

精算報告書

【令和5年度】

(単位:円)

経費区分	予定経費 (A)	支出額 (B)	過不足額 (C) = (A) - (B)	摘要
植物管理	77, 656, 790	73, 568, 801	4, 087, 989	94. 70%
草花管理	111, 307, 467	117, 358, 019	-6, 050, 552	105. 40%
工作物管理	40, 441, 426	39, 433, 943	1, 007, 483	97. 50%
清掃	61, 224, 350	78, 586, 640	-17, 362, 290	128. 40%
運営管理	208, 883, 873	239, 144, 824	-30, 260, 951	114. 50%
利用者指導工	176, 350, 373	195, 831, 334	-19, 480, 961	
自動車維持修繕工	6, 375, 000	8, 171, 067	-1, 796, 067	
広報宣伝	26, 158, 500	35, 142, 423	-8, 983, 923	
公園管理	207, 920, 094	198, 465, 289	9, 454, 805	95. 50%
公園管理工	207, 920, 094	198, 465, 289	9, 454, 805	
直接作業費	707, 434, 000	746, 557, 516	-39, 123, 516	105. 50%
一般管理費	70, 741, 000	74, 204, 993	-3, 463, 993	104. 90%
業務価格	778, 175, 000	820, 762, 509	-42, 587, 509	105. 50%
消費税	77, 817, 500	82, 076, 252	-4, 258, 752	
業務費計	855, 992, 500	902, 838, 761	-46, 846, 261	

精算報告書

【令和6年度】

(単位:円)

経費区分	予定経費 (A)	支出額 (B)	過不足額 (C) = (A) - (B)	摘要
植物管理	84,162,290	69,715,205	14,447,085	82.80%
草花管理	121,107,467	127,612,201	-6,504,734	105.40%
工作物管理	40,641,426	43,978,008	-3,336,582	108.20%
清掃	75,780,350	86,081,842	-10,301,492	113.60%
運営管理	219,822,373	243,024,806	-23,202,433	110.60%
利用者指導工	187,288,873	200,597,680	-13,308,807	
自動車維持修繕工	6,375,000	8,152,900	-1,777,900	
広報宣伝	26,158,500	34,274,226	-8,115,726	
公園管理	221,970,094	203,019,676	18,950,418	91.50%
公園管理工	221,970,094	203,019,676	18,950,418	
直接作業費	763,484,000	773,431,738	-9,947,738	101.30%
一般管理費	76,341,000	81,724,335	-5,383,335	107.10%
業務価格	839,825,000	855,156,073	-15,331,073	101.80%
消費税	83,982,500	85,515,608	-1,533,108	
業務費計	923,807,500	940,671,681	-16,864,181	

公園利用者数 (団体、パスポート、無料区域を含めた入園者数及びその計測方法)

■公園利用者数

【R4】

(単位：人)

	有料区域				合計	
	団体	パスポート	有料区域 計	花文センター	無料区域 計	
4月	3,390	18,260	285,587	16,372	49,486	335,073
5月	4,963	15,193	261,028	18,701	58,055	319,083
6月	4,050	13,104	87,393	15,088	103,172	190,565
7月	654	10,223	61,620	6,948	37,278	98,898
8月	410	11,827	91,572	8,257	41,538	133,110
9月	1,829	14,552	107,929	9,765	41,141	149,070
10月	6,251	16,427	257,673	17,707	108,430	366,103
11月	6,468	19,226	456,937	30,503	156,277	613,214
12月	8,987	12,153	89,353	8,009	35,381	124,734
1月	8,129	14,820	87,917	7,682	34,809	122,726
2月	13,263	13,710	98,040	10,128	36,523	134,563
3月	11,927	18,486	214,846	18,197	58,401	273,247
年計	70,321	177,981	2,099,895	167,357	760,491	2,860,386

【R5】

(単位：人)

	有料区域				合計	
	団体	パスポート	有料区域 計	花文センター	無料区域 計	
4月	7,558	20,596	358,936	21,803	64,486	423,422
5月	8,211	15,200	265,048	21,934	64,630	329,678
6月	7,306	13,282	92,054	20,055	105,044	197,098
7月	4,338	10,125	384,558	7,938	59,830	444,388
(花火除く)			(52,523)	(7,225)		
8月	745	8,565	65,219	9,462	41,621	106,840
9月	3,182	12,122	100,976	11,997	45,891	146,867
10月	11,948	18,341	281,738	21,326	138,491	420,229
11月	9,117	19,828	529,087	40,857	204,447	733,534
12月	8,253	15,306	130,257	10,070	39,629	169,886
1月	9,744	13,152	77,550	8,619	35,037	112,587
2月	13,503	13,593	95,122	7,059	32,936	128,058
3月	12,121	18,577	189,731	16,338	55,660	245,391
年計	96,026	178,687	2,570,276	197,458	887,702	3,457,978
(花火除く)			2,238,241	196,745		

※ (花火除く) とは、立川まつり国営昭和記念公園花火大会の開催日（日付）の入園者数を除いた人数である。

【R6】

(単位：人)

	有料区域				合計	
	団体	パスポート	有料区域 計	花文センター	無料区域 計	
4月	13,606	30,220	485,529	22,127	62,331	547,860
5月	10,129	20,018	311,309	22,269	113,109	424,418
6月	6,930	18,344	108,996	18,245	75,433	184,429
7月	932	10,059	335,211	8,949	60,970	396,181
(花火除く)			(36,251)	(8,054)		
8月	690	10,165	61,112	10,043	40,140	101,252
9月	2,708	14,693	92,899	16,284	92,049	184,948
10月	10,974	17,882	215,262	21,186	99,414	314,676
11月	39,358	24,761	435,959	35,561	154,709	590,668
12月	12,191	18,891	149,654	15,602	103,915	253,569
1月	10,287	17,258	89,040	9,479	34,713	123,753
2月	16,728	19,137	105,759	10,199	37,879	143,638
3月	12,817	22,234	196,237	15,784	47,935	244,172
年計	137,350	223,662	2,586,967	205,728	922,597	3,509,564
(花火除く)			2,288,007	204,833		

※ (花火除く) とは、立川まつり国営昭和記念公園花火大会の開催日（日付）の入園者数を除いた人数である。

■有料区域の公園利用者数（日別一覧）

【R4】	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1	6,390	5,243	2,383	490	1,404	958	16,323	3,232			2,570	3,099
2	27,260	8,671	2,354	1,974	1,242	200	21,011	6,771		6,818	1,388	1,940
3	3,127	36,216	1,812	2,317	1,335	5,005	5,459	28,500	6,761	6,770	1,690	1,780
4	249	38,651	10,119	469	445	7,891	5,687	7,948	10,297	4,118	5,852	9,578
5	10,243	27,381	7,505	700	1,919	1,337	1,069	19,109	722	2,568	9,144	7,189
6	11,716	6,475	136	872	6,654	1,543	437	29,201	555	2,263	2,528	1,595
7	8,028	10,124	1,734	836	6,705	937	224	6,970	2,678	4,508	2,325	3,052
8	8,575	16,079	1,524	1,000	2,289	497	12,534	10,211	0	8,471	3,021	3,210
9	24,469	849	1,369	3,353	2,110	1,892	13,293	11,106	167	7,319	2,223	2,868
10	32,558	6,140	2,839	4,174	2,285	6,594	7,920	10,894	5,736	1,106	326	2,529
11	8,067	5,690	5,691	725	5,897	11,165	7,502	13,851	9,035	1,281	2,881	9,526
12	8,477	3,537	5,932	588	4,295	2,057	4,039	41,800	1,566	1,315	9,411	24,041
13	8,735	250	2,968	477	259	1,891	1,711	30,159	400	1,515	648	493
14	1,065	3,465	467	478	7,691	2,508	2,591	15,201	1,674	2,253	2,576	2,303
15	446	16,020	789	175	4,811	2,228	19,471	6,761	1,436	3,022	2,357	3,311
16	13,818	368	2,104	936	3,153	2,777	22,576	17,807	1,326	158	2,861	3,760
17	23,820	2,454	2,022	7,253	1,202	8,786	1,419	15,474	3,781	1,352	0	2,012
18	2,277	4,766	8,458	6,785	1,334	425	1,845	17,402	5,674	1,621	0	362
19	5,745	3,975	9,105	712	3,139	1,139	4,681	47,550	1,259	1,290	11,677	16,782
20	2,476	5,932	2,012	1,394	4,709	255	6,530	12,727	2,195	2,303		8,368
21	4,259	2,648	1,572	1,534	4,749	2,323	6,863	10,692	2,218	5,205	1,731	21,310
22	6,972	18,755	1,028	1,081	2,595	3,601	12,350	16,143	412	4,961	3,516	7,944
23	15,919	3,681	1,592	3,712	2,586	2,959	28,341	2,868	1,273		9,056	484
24	5,296	3,877	1,771	4,958	1,733	695	1,638	11,552	4,362		1,902	5,126
25	5,229	2,795	3,553	1,621	2,343	17,984	1,558	11,071	6,017	1,892	4,666	1,667
26	3,591	3,071	3,995	529	1,588	3,660	4,545	13,949	1,848	1,152	8,670	1,307
27	2,079	475	761	1,776	4,945	3,305	4,112	32,440	2,033	708	2,010	9,712
28	6,852	9,284	720	1,442	1,681	4,863	4,787	4,123	2,666	4,180	3,011	5,739
29	3,615	9,625	608	1,644	2,864	4,310	13,732	1,425	7,553	6,137		19,193
30	24,234	3,473	470	3,892	1,915	4,144	18,449		5,709	2,378		18,873
31		1,058		3,723	1,695		4,976			1,253		15,693
計	285,587	261,028	87,393	61,620	91,572	107,929	257,673	456,937	89,353	87,917	98,040	214,846

※水色は土曜日、桃色は日曜日又は祝日を表す。

【R5】	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1	42,039	9,543	2,185	1,354	1,234	927	10,111	5,859	3,313		2,751	1,512
2	31,169	13,259	653	5,375	1,683	3,176	4,879	6,581	13,368	3,037	811	6,053
3	13,063	37,694	2,784	918	1,634	3,595	5,547	32,530	17,397	5,032	5,193	9,635
4	15,959	39,787	12,423	1,480	1,479	435	961	26,979	3,998	3,441	3,460	2,887
5	12,701	38,140	2,690	1,321	3,916	930	6,524	22,619	1,501	3,254	283	781
6	6,580	16,885	2,669	1,107	4,441	777	6,405	5,618	2,850	7,663	306	384
7	2,290	1,045	2,610	915	1,784	1,079	21,212	4,162	3,282	7,114	1,009	1,645
8	10,077	1,334	1,658	4,013	2,223	91	22,978	7,968	2,694	5,109	2,173	869
9	37,639	5,135	838	3,345	499	2,591	548	8,321	10,245	1,391	1,254	6,017
10	10,287	4,921	7,742	861	2,507	6,374	4,070	2,171	14,454	1,168	5,640	24,236
11	10,470	3,890	1,190	666	5,169	1,175	5,815	20,325	1,332	682	10,970	2,629
12	4,873	6,134	419	750	4,420	1,217	5,532	19,242	718	1,409	9,844	368
13	6,542	1,848	2,718	660	1,820	1,438	6,019	9,958	1,940	4,439	3,560	1,972
14	6,955	4,231	769	1,002	606	1,205	41,299	12,490	1,615	5,717	3,947	2,985
15	906	675	957	3,255	1,335	1,638	3,967	10,923	601	1,283	2,989	3,312
16	21,307	3,710	1,769	2,994	2,285	4,937	6,318	12,397	5,568	714	1,254	11,179
17	4,634	4,369	8,749	2,094	2,091	8,385	6,976	5,009	7,032	1,393	6,288	14,306
18	4,832	3,158	7,704	584	2,023	6,763	5,948	33,742	1,588	2,010	10,682	1,757
19	6,918	1,122	2,508	754	3,477	1,623	5,883	45,227	2,366	1,373	1,770	3,132
20	6,942	5,883	1,750	739	3,894	1,375	4,995	16,818	2,018	1,775	3,067	6,620
21	6,466	20,085	2,003	1,184	1,300	2,602	14,538	17,679	1,446	574	276	2,468
22	15,693	2,651	606	3,496	1,074	791	30,239	22,300	1,119		558	4,484
23	23,353	234	1,417	3,745	973	5,372	5,434	59,805	4,138		299	2,774
24	4,523	2,841	7,820	1,049	1,315	16,428	4,730	24,008	3,811	1,286	8,287	11,259
25	5,813	2,842	9,335	1,136	1,172	3,607	4,092	36,900	1,534	885	961	928
26	402	4,706	1,486	878	2,548	4,007	4,984	28,842	1,839	0	1,270	256
27	7,691	10,893	1,595	1,083	3,813	3,356	4,807	8,587	1,972	5,252	972	8,389
28	8651	12,804	1,232	1,294	1,321	3,062	13,033	9,163	2,304	4,688	3,740	4,085
29	26,814	646	1,041	332,035	1,106	3,172	14,448	6,903	7,964	2,592	1,508	1,664
30	3,347	2,207	734	3,275	1,123	8,848	5,312	5,961	6,250	2,258		23,852
31		2,376		1,196	954		4,134		2,011			27,293
計	358,936	265,048	92,054	384,558	65,219	100,976	281,738	529,087	130,257	77,550	95,122	189,731

※水色は土曜日、桃色は日曜日又は祝日を表す。

※7月29日は立川まつり昭和記念公園花火大会の開催日である。

【R6】	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1	6,496	1,171	9,968	539	1,215	760	3,533	6,052	32,246		5,937	10,562
2	15,110	17,191	2,061	1,070	1,216	1,142	3,261	1,574	5,540	5,782	361	13,348
3	1,738	44,095	2,513	1,275	3,630	347	1,687	24,575	5,008	4,934	2,191	118
4	8,036	44,541	2,649	865	4,084	1,683	2,229	24,176	4,510	5,770	2,276	564
5	4,797	39,732	2,474	747	1,889	1,347	2,190	5,021	3,728	6,835	2,449	590
6	32,269	20,204	2,660	2,103	1,961	1,219	11,409	4,446	3,611	631	1,599	1,491
7	43,617	832	2,393	2,151	1,830	4,074	3,375	5,242	10,591	1,273	1,242	2,534
8	7,999	3,244	9,311	607	1,823	4,254	309	5,090	13,447	1,521	5,475	2,286
9	493	3,686	11,102	614	1,951	1,101	511	19,646	2,680	1,299	8,905	20,121
10	17,073	7,971	2,044	758	3,514	1,122	2,647	11,856	2,988	1,008	2,228	2,904
11	14,290	16,797	2,196	648	3,760	1,270	5,832	5,329	2,121	5,004	8,599	1,631
12	9,415	19,679	2,455	165	3,185	1,045	14,951	8,138	1,718	4,553	2,181	1,111
13	44,186	223	1,985	3,097	2,523	961	28,778	8,875	1,078	7,886	2,172	2,968
14	48,439	4,814	1,993	2,613	2,012	3,396	23,845	9,180	5,688	1,305	1,866	3,228
15	10,641	5,183	8,645	2,668	2,452	5,791	6,058	5,805	8,342	2,289	6,357	4,967
16	9,078	3,394	7,488	550	0	3,366	3,396	22,935	1,866	1,741	9,771	350
17	8,098	7,452	2,367	1,124	2,721	1,926	3,950	35,755	1,614	1,018	2,742	2,446
18	6,197	11,545	172	963	3,618	989	1,429	9,194	2,753	4,975	2,829	2,102
19	9,835	15,888	2,395	807	1,477	1,207	25,148	11,364	2,733	8,082	2,120	497
20	30,064	1,379	1,896	2,007	1,271	1,408	21,015	3,073	1,122	0	2,110	12,038
21	22,868	2,978	379	2,611	1,394	5,247	5,834	8,902	4,972	0	1,346	4,941
22	2,176	3,628	8,854	682	906	2,985	4,148	20,077	4,761	694	4,699	14,836
23	6,731	2,620	2,101	654	1,430	14,671	927	45,823	1,713	1,415	8,658	19,295
24	1,434	3,035	1,740	706	2,421	3,846	3,283	41,941	1,197	42	7,316	4,930
25	10,874	10,050	1,733	760	3,713	3,074	2,974	15,560	1,473	4,704	1,777	6,426
26	10807	12,113	1,560	897	1,524	3,355	8,774	7,767	2,139	6,778	3,756	8,302
27	13,600	1,877	1,807	298,960	612	745	11,593	12,593	2,225	1,445	2,441	8,991
28	45,346	684	313	2,020	1,232	7,866	1,365	13,608	6,020	1,663	2,356	6,098
29	37,518	2,168	6,332	833	480	10,202	1,665	12,625	6,466	2,316		1,365
30	6,304	2,443	5,410	673	91	2,500	2,526	29,737	5,304	2,527		26,819
31		692		1,044	1,177		6,620			1,550		8,378
計	485,529	311,309	108,996	335,211	61,112	92,899	215,262	435,959	149,654	89,040	105,759	196,237

※水色は土曜日、桃色は日曜日又は祝日を表す。

※7月27日は立川まつり昭和記念公園花火大会の開催日である。

■花みどり文化センターの利用者数（日別一覧）

【R4】	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1	324	432	215	58	178	254	1,267	220		232	209	
2	0	521	309	216	167	151	1,196	469		254	217	281
3	0	2,064	1,957	275	166	611	291	1,441	605	355	113	331
4	0	2,375	3,614	86	169	752	0	391	769	314	361	1,044
5	481	1,709	3,160	121	166	279	151	1,229	129	227	514	949
6	589	468	116	119	529	196	97	1,577	177	177	191	232
7	439	834	185	232	510	137	103	269	217	375	171	262
8	375	1,060	146	185	218	183	873	469		1,023	152	276
9	1,475	135	138	375	237	224	769	430		447	187	388
10	1,741	325	208	411	333	592	554	393	578	185	91	1,260
11	256	339	312	138	353	731	447	331	672	161	351	1,808
12	399	277	498	220	316	191	370	2,890	221	147	722	1,660
13	290	225	183	178	105	232	129	2,928	169	185	42	448
14	152	801	143	127	575	210	192	221	265	135	190	270
15	673	1,574	174	132	463	224	842	276	229	303	204	359
16	1,309	270	228	241	231	232	1,032	460	257	52	169	328
17	1,572	210	213	605	178	619	121	576	374	208		184
18	128	394	352	522	153	114	192	2,091	761	218	1,428	125
19	285	238	1,043	176	258	200	273	4,470	112	191	1,181	1,663
20	245	213	175	172	291	87	426	3,211	198	166	345	347
21	261	459	186	183	397	215	337	265	141	417	266	1,101
22	298	1,075	126	142	226	212	1,808	515	134	442	302	402
23	1,111	158	108	325	243	349	1,408	183	201		974	184
24	475	207	114	380	150	178	143	349	291		175	342
25	365	265	335	147	202	1,149	180	826	421	121	514	401
26	312	221	408	103	198	218	274	1,246	130	139	727	415
27	266	97	76	198	442	277	295	2,442	167	157	160	446
28	343	669	110	120	191	351	275	174	188	439	149	442
29	390	697	122	145	220	264	1,595	161	300	546		735
30	1,818	252	134	300	188	333	1,836		303	172		743
31		137		316	204		231			126		562
計	16,372	18,701	15,088	6,948	8,257	9,765	17,707	30,503	8,009	7,682	10,128	18,197

※水色は土曜日、桃色は日曜日又は祝日を表す。

【R5】	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1	2,093	727	286	264	215	179	751	357	96	188	458	
2	1,708	814	85	447	191	463	368	493	707	231	101	748
3	482	2,120	3,591	165	213	578	370	6,045	1,117	358	366	691
4	639	2,018	5,862	14	211	136	335	4,437	264	323	213	172
5	587	2,246	264	179	433	260	374	3,258	163	260	70	113
6	347	1,214	268	233	558	231	422	264	236	495	60	126
7	187	396	266	117	170	275	2,294	281	282	1,602	167	252
8	755	129	231	401	297	63	2,249	369	207	450	152	118
9	2,062	248	216	483	106	415	88	343	562	209	146	542
10	351	333	661	83	270	710	273	138	623	195	392	655
11	414	653	300	166	523	253	462	4,512	126	161	716	210
12	266	803	125	130	493	295	398	3,839	149	158	500	85
13	316	855	287	169	386	342	348	271	219	425	218	235
14	1,257	1,315	243	167	135	217	1,372	376	236	589	306	365
15	571	221	213	423	237	188	393	333	234	203	250	1,214
16	1,872	256	209	320	342	672	332	360	606	174	175	1,975
17	339	286	587	286	448	966	393	208	884	203	355	1,623
18	254	259	800	143	311	695	411	1,996	146	215	561	647
19	408	270	227	221	570	224	444	2,186	142	166	87	211
20	365	1,018	326	210	540	163	496	372	186	232	238	490
21	291	1,786	319	169	284	223	1,758	579	204	219	129	290
22	938	507	202	473	195	142	1,546	538	122		84	291
23	1,455	179	245	408	217	597	258	2,824	402		118	359
24	279	335	1,524	135	237	1,192	436	1,003	398	0	589	674
25	353	326	1,802	122	170	267	366	2,162	162	0	120	92
26	110	254	203	201	419	241	415	2,009	279	217	151	149
27	451	926	207	198	432	388	286	258	232	657	192	290
28	474	892	177	265	257	276	1,317	389	180	287	180	293
29	1,757	112	201	713	171	309	1,935	307	418	194	235	183
30	422	209	128	504	237	1,037	233	350	488	188		1,242
31		227		129	194		203		208		1,545	
計	21,803	21,934	20,055	7,938	9,462	11,997	21,326	40,857	10,070	8,619	7,059	16,338

※水色は土曜日、桃色は日曜日又は祝日を表す。

【R6】	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1	396	165	4,884	207	219	314	425	2,380	2,219		679	846
2	551	649	3,553	273	223	216	342	2,769	389	416	146	950
3	151	1,850	246	237	460	162	276	4,894	363	257	106	94
4	391	1,660	235	348	629	248	275	977	414	381	175	76
5	327	1,889	258	176	199	319	848	232	375	372	224	38
6	1,140	985	257	410	262	194	875	279	289	96	175	213
7	1,726	117	244	431	316	541	284	233	1,513	179	259	262
8	234	274	735	111	241	540	203	278	1,860	194	759	756
9	96	369	674	163	264	175	224	4,377	422	174	703	1,078
10	480	457	203	199	474	290	290	3,152	271	142	199	193
11	764	1,285	201	151	524	208	436	143	304	507	858	103
12	1,093	1,365	190	88	561	152	2,136	449	257	1,109	187	139
13	2,256	94	190	368	322	175	2,817	430	221	635	103	392
14	2,349	266	169	413	392	1,020	2,041	490	671	220	141	1,074
15	293	342	597	466	361	850	389	754	657	252	410	1,653
16	374	228	701	135	0	488	270	1,990	160	171	465	541
17	345	487	184	185	579	439	330	2,224	162	261	144	746
18	220	2,626	113	175	561	295	191	366	184	695	159	171
19	369	773	195	111	242	355	826	472	234	623	159	106
20	1,330	125	273	418	314	528	1,346	168	162		138	813
21	1,064	167	335	410	300	1,231	216	278	1,147		93	276
22	161	325	686	106	220	868	393	505	1,218	0	1,094	965
23	308	274	549	137	227	1,602	221	1,985	160	0	1,340	1,078
24	128	241	267	165	427	484	564	1,563	192	0	487	211
25	393	1,246	270	149	535	477	477	350	175	558	224	332
26	279	1,342	319	143	186	754	1,541	265	243	1,132	273	300
27	828	191	278	895	167	262	1,535	384	204	155	274	325
28	2,130	177	73	1,386	166	1,152	580	477	259	232	225	252
29	1,640	252	807	126	309	1,676	137	473	507	259		238
30	311	375	559	168	61	269	287	2,224	370	273		1,218
31			1,673		199	302		411			186	
計	22,127	22,269	18,245	8,949	10,043	16,284	21,186	35,561	15,602	9,479	10,199	15,784

※水色は土曜日、桃色は日曜日又は祝日を表す。

■「みどりの文化ゾーン」公園利用者数のカウント方法

$$\begin{aligned}
 D_2 &= A_2 + (B_2 - A_2) + C_2 + E \\
 &= [A * (1 - \alpha_1)] + [(B * \beta_2 - A) * (1 - \beta_1)] + (\gamma_1 * X_1 + \gamma_2 * X_2 + \varepsilon) + E \\
 &= (\beta_1 - \alpha_1) * A + (1 - \beta_1) * \beta_2 * B + \gamma_1 * X_1 + \gamma_2 * X_2 + \varepsilon + E
 \end{aligned}$$

D 2 : 無料区域入園者数（有料区域との重複利用除く）

A : 昭和天皇記念館入館者数【実測値】

α_1 : 有料区域との重複利用率（記念館利用者） ⇒ アンケート調査により設定

B : 花みどり文化センター入館者数【実測値】

β_1 : 有料区域との重複利用率（花文センター利用者のみ） ⇒ アンケート調査により設定

β_2 : 機械による自動計測補正 ⇒ カウント調査により設定

X_1, X_2 : 回帰分析による説明変数（花みどり文化センター入館者数等）

γ_1, γ_2 : 回帰分析による係数（傾き） ⇒ カウント・アンケート調査より園地のみ入園者数(C2)を求める回帰分析により設定

ε : 回帰分析による係数（定数項） ⇒ カウント・アンケート調査より園地のみ入園者数(C2)を求める回帰分析により設定

E : ゆめひろば大型イベント参加者数（大型イベント開催時に追加）

■花みどり文化センター入数カウント自動計測装置機器仕様

画像認識ボード一体型カメラ 2 箇所

解析装置

集計装置 (P C)

利用者アンケート

1. 利用者満足度調査

- 1) 国営昭和記念公園を利用する一般来園者を対象に利用者アンケート調査を実施する。
- 2) 調査内容については、「公園の利用に関するアンケート調査票」によるものとする。
- 3) アンケート調査は、園内主要箇所において原則として対面方式で行う。
- 4) アンケート調査の実施時間は国営昭和記念公園の開園時間中に実施するものとする。

2. 満足度調査の実施時期、回数

- 1) 利用者満足度調査の実施時期は年2回以上を基本とする。
- 2) 調査の実施にあたっては、調査日が無料開園日や大型イベントの実施等、特異日とならないよう調整する。

国営昭和記念公園 公園の利用に関するアンケート調査票

今後のより良い公園づくりに反映するためのアンケート調査にご協力をお願いします。

今回の調査で知り得た個人情報等は、調査の目的以外には使用いたしません。回答いただいた調査票やデータについても適切に処分・管理し、調査の目的以外に利用することはありません。

国営昭和記念公園事務所

Q1. あなたのお住まいを教えてください(ご記入下さい)。 _____都・道・府・県 _____市・区・町・村

Q2. あなたの性別を教えてください(該当するものに○をつけて下さい)。

1 男性 2 女性 3 無回答

Q3. あなたの年齢を教えてください(該当するものに○をつけて下さい)。

1 小学生	2 中学生	3 15~18歳	4 19~29歳	5 30~39歳
6 40~49歳	7 50~59歳	8 60~64歳	9 65~69歳	10 70歳以上

Q4. 本日はどなたと来園されましたか(該当するもの1つに○をつけて下さい)。

1 一人	2 友人・知人	3 カップル	4 ご夫婦	5 ご家族
6 学校の団体	7 地域の団体	8 職場の団体	9 その他()	

Q5. 主に利用した交通機関を教えてください(該当するもの1つに○をつけて下さい)。

1 鉄道	2 路線バス	3 貸切バス	4 自家用車	5 バイク
6 自転車	7 タクシー	8 徒歩	9 その他()	

Q6. ご来園までの所要時間を教えてください(該当するもの1つに○をつけて下さい)。

1 30分以内	2 30分~1時間	3 1時間~1.5時間	4 1.5時間~2時間	5 2時間以上
---------	-----------	-------------	-------------	---------

Q7-1. 本日、国営昭和記念公園を利用された、おおよそ/予定の時間をお聞かせください。

入園時間	時	分	～	退園時間	時	分
------	---	---	---	------	---	---

Q7-2. 本日、入園された公園ゲートの場所を教えてください。

1 立川口	2 西立川口	3 昭島口	4 砂川口	5 玉川上水口	6 有料エリアを利用していない
-------	--------	-------	-------	---------	-----------------

Q8. この公園の来園頻度を教えてください(該当するもの1つに○をつけて下さい)。

1 ほぼ毎日	2 週に2~3回程度	3 週に1回程度	4 月に2~3回程度	5 月に1回程度
6 年に数回(だいたい 回)		7 年に1回程度	8 数年に1回程度	9 今回がはじめて

Q9-1. 今日、来園された理由を教えてください(3つまで選んで○をつけて下さい)。

1 イベントをやっているから	2 景色がいいから(花に関するものを除く)	3 料金が安いから
4 広々としているから	5 花がきれいだから	6 一日中遊べるから
8 近くに来たから	9 友人・家族に誘われたから	10 子供を安心して遊ばせられるから
11 楽しい遊具があるから	12 スポーツができるから(具体的な競技名があれば教えてください)	
13 自然観察ができるから	14 サイクリングができるから	15 ドッグランがあるから
16 行ってみたい飲食施設(公園のカフェ、レストラン等)があるから (具体的な施設名があれば教えてください)		17 その他()

Q9-2. 今回来園にあたって、公園の情報を何でお知りになりましたか(該当するもの1つに○をつけて下さい)。

1 公園ホームページ	2 公園公式X(旧Twitter)	3 公園公式Instagram	4 公園公式Facebook
5 公園公式以外のSNS情報()			
6 その他のネット情報	7 公園チラシ・ポスター	8 テレビ	9 雑誌
10 友人・家族に誘われたから	11 特に見ていない	12 その他()	

Q9-3. 上記Q9-2で1~6と回答した方にお聞きします。どのような検索ワードを使用したか教えてください。

--	--	--	--

Q10. この公園の満足度を教えてください(該当するものに○をつけて下さい)。

1 非常に満足	2 まあまあ満足	3 やや不満	4 非常に不満
※上記を選択した理由()			

Q11. 本日の来園とあわせて、本公園周辺で他に利用した場所・施設(これから利用する場所・施設含む)があれば教えてください(該当するもの全てに○をつけて下さい)。

1 グリーンスプリングス	2 IKEA立川	3 ららぽーと立川立飛	4 アリーナ立川立飛
5 TACHIBI BEACH(BBQ施設)	6 昭島口側の商業施設(サウナやスパ等)	7 その他()	

Q12. この公園を利用された感想をお尋ねします（利用後の感想で該当するものに○をつけて下さい）。

	利用後の感想				
	満足だった	まあまあ満足だった	やや不満だった	非常に不満だった	該当しない
① 自然や緑の豊かさ	1	2	3	4	
② 芝生や樹木の手入れの良さ	1	2	3	4	
③ 季節を彩る花の演出、手入れの良さ	1	2	3	4	
④ 子供の遊び場としての安心感、安全性	1	2	3	4	5
⑤ 高齢者・障害者の利用への配慮の良さ	1	2	3	4	5
⑥ 小さな子供連れ利用への配慮の良さ	1	2	3	4	5
⑦ 公園内の清潔さ、清掃状態の良さ	1	2	3	4	
⑧ イベントの楽しさ	1	2	3	4	5
⑨ スタッフの対応・サービスの良さ	1	2	3	4	
⑩ レストラン・売店の良さ	1	2	3	4	5
⑪ 全般的な管理の状態の良さ	1	2	3	4	

Q13-1. 今日、この公園でご利用になった施設は何ですか。また特に満足した施設は何ですか（利用した全ての施設の利用欄に○、特に満足した施設の満足欄に○をつけて下さい（いくつでも可））。

園内マップは
こちらから
確認できます



施設番号	施設名	利満足	施設番号	施設名	利満足	施設番号	施設名	利満足
1	花みどり文化センター		15	原っぱ中央売店(CHUMS)		23	ぎんなん茶屋	
2	昭和天皇記念館		16	花の丘		24	砂川口売店	
3	ドッグラン		17	みんなの原っぱ		25	立川口サイクルセンタ-	
4	カナール・ふれあい広場		18	わんぱくゆうぐ		26	西立川口サイクルセンタ-	
5	水鳥の池（ボート等）		19	ふれあい広場レストラン		27	砂川口サイクルセンタ-	
6	バーベキューガーデン		20	レイクサイドレストラン（屋内休憩所）		28	パークトレイン	
7	スポーツエリア(3on3, ディスクゴルフなど)		11	日本庭園		29	トイレ	
			12	盆栽苑		30	その他	
			13	花木園				
			14	花畠（みんなの原っぱ）				
			21	渓流広場レストラン				
			22	オカカフェ				

Q13-2. 不満だった施設があった場合、その理由を教えてください。

施設番号	理由
------	----

Q14-1. 渓流広場のチューリップガーデンは観賞されましたか。

（該当するものに○をつけて下さい）。

1 観賞した

2 観賞していない・知らない

Q14-2. 渓流広場のチューリップガーデンを観賞された方にお聞きします。

満足されましたか（該当するものに○をつけて下さい。不満の場合はその理由もご記入下さい）。

1 非常に満足 2 まあまあ満足 3 やや不満 4 非常に不満

※上記を選択した理由（ ）

Q14-3. 今年度のFlower Festival 2025 で良かったと感じる点をお聞きします。（3つまで選んで○をつけて下さい）

1 チューリップの量、ボリューム感	2 チューリップの色、デザイン	3 チューリップの開花状況
4 園路の歩きやすさ	5 FlowerFestival のイベント（写真展示、クラフト等）	6 春のフォトスポット 2025
7 イベント限定の飲食・物販	8 その他（ ）	

Q15. 2027年3月～9月に、横浜で「2027年国際園芸博覧会（GREEN×EXPO 2027）」が開催されることを知っていましたか（1つ選んで○をつけて下さい）。

1 知っていた	2 本日の来園で、昭和記念公園内で掲示物等を見て知った	3 知らなかった
上記で1.2を回答した方にお尋ねします。「2027年国際園芸博覧会（GREEN×EXPO 2027）」の情報を何でお知りになりましたか（あてはまるもの全て選んで○をつけて下さい）。		
1 昭和記念公園内のポスター 2 昭和記念公園内のデジタルサイネージ 3 テレビ・ラジオのニュース、情報番組		
4 新聞・雑誌 5 インターネット（ニュースサイト等） 6 企業・自治体等の広報誌や会報誌 7 広告（ポスター・チラシ等）		
8 国際園芸博覧会協会や自治体のHP 9 SNS(Facebook, Instagram)などの投稿 10 博覧会に関するイベント、地域の催し		
11 人づてに聞いた、教えてもらった(SNSを除く) 12 その他（ ）		

Q16. 公園を利用されて満足した点・良かった点、またはお気づきの点がありましたらご記入ください

（要望等のご意見は、出来るだけ場所なども具体的にお書きください）

入りきらない場合は、裏面へお書きください。ご協力ありがとうございました。